



日本赤十字看護大学

Japanese Red Cross
College of Nursing

履修の手引き

看護学部／看護学研究科

2024（令和6年度）

履修の手引き

看護学部／看護学研究科

日本赤十字看護大学

目 次

I. 本学で学ぶ	1
● 日本赤十字看護大学の礎となる建学の精神／教育理念	2
II. 看護学部	3
● 看護学部の教育目的・目標／ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）／カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）／アセスメント・ポリシー（学修成果の把握に関する方針）	4
● 看護学部学年暦	6
● 看護学部実習等関係日程表	7
● 実習等スケジュール	8
1. 卒業要件に関する事	10
1) 卒業要件 2) 進級要件（学年制）	
2. 科目に関する事	16
1) 授業科目とは 2) 単位とは 3) 学科目の構成 4) 授業科目一覧 5) 編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程） 6) 科目ナンバリングについて 7) DPループリックについて	
3. 資格取得に関する事	30
1) 卒業時に取得できる国家試験受験資格（看護師・保健師） 2) 国家試験受験に関する流れ 3) 保健師免許の交付を受けた後に申請により取得できる資格 4) その他	
4. 履修に関する事	31
1) 履修計画と履修登録 2) 履修上限単位数（CAP 制） 3) 科目配置表 4) 標準修得単位数 5) 履修登録の流れ（履修科目変更・取消も含む） 6) 学修管理システム（Learning Management System：LMS）による出席状況の共有 7) 保健師国家試験受験資格を得るための履修選択 8) 入学前の既修得単位の認定 9) 海外研修及び海外提携大学との交換学生 10) 科目等履修生について	
5. 他大学との単位互換制度	50
6. 授業に関する事	52
1) 時間割・授業方法・教室について 2) 授業の休講について 3) 授業への出席等について 4) 授業を欠席した場合 5) 授業・実習用資料のコピー 6) 授業への取り組みについて	
7. 実習に関する事	56
1) 履修要件科目 2) 実習中止の要件 3) 実習の成績 4) 実習の再履修 5) 補習実習	
8. 単位修得・成績評価・定期試験に関する事	64
1) 単位の修得 2) 成績評価 3) 定期試験 4) 再試験 5) 筆記試験の受験心得 6) 筆記試験の不正行為 7) レポートの提出方法 8) 成績評価 9) 科目の合否 10) 成績通知 11) 成績優秀賞 <参考資料>単位修得までの流れ	
9. 進級・課程修了に関する事	75
1) 進級許可者の発表 2) 課程修了者の発表 3) 卒業証書・学位記 4) 卒業式 5) 卒業後の各種証明書の請求	
III. 看護学部 履修に関する規程等	77
● 日本赤十字看護大学看護学部履修規程	78
● 日本赤十字看護大学看護学部進級及び留年に関する取扱要領	79
IV. 看護学研究科	81
● 看護学研究科の教育目的・目標	82
1. 教育目的・教育目標	82
2. ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー	82

1) 【修士課程】看護学専攻	
2) 【修士課程】国際保健助産学専攻	
3) 【博士後期課程】看護学専攻	
4) 【博士課程】共同災害看護学専攻	
3. アセスメント・ポリシー	86
4. 課程修了の要件	87
1) 課程修了の要件 2) 単位制	
5. 履修	87
1) 履修計画と履修登録 2) 聴講	
6. 授業	88
1) 時間割 2) 休講 3) 研究のフィールドワーク及び実習の手続き 4) 授業資料のコピー	
5) レポートの提出方法	
7. 成績評価・単位修得	89
1) 成績評価 2) 成績通知 3) 単位修得	
8. 課程修了	90
1) 課程修了者の発表 2) 学位授与式 3) 修了後の各証明書の請求	
9. 長期履修制度	90
10. 研究倫理審査	90
1) 研修 2) 審査を受ける時期・審査を受けた後の届出	
11. 研究助成	91
12. 5大学災害看護コンソーシアム	91

V. 看護学研究科 修士課程 93

● 学年暦	94
● 修士学位取得までのプロセス	95
● 修士課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）	96
学修ポートフォリオ	96
1. 取得できる資格	96
2. 研究計画発表会	97
1) 研究計画発表時期届の提出 2) 発表会用資料の提出 3) 発表会	
3. 学位論文	98
1) 修士論文 2) 課題研究 3) 論文執筆要領 4) 学位論文の製本	
4. その他	99
1) 入学前の既修得単位の認定 2) 科目等履修生制度 3) 専門領域変更 4) 長期履修制度	
● 資料M1「修士課程 授業科目一覧（2022年度以降入学生）」	100
● 資料M2「専門看護師科目一覧」	103
● 資料M3「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会 科目」	105
● 資料M4「受胎調節実地指導員講習会 科目」	106
● 資料M5「修士学位論文の審査基準」	107

VI. 看護学研究科 博士後期課程 109

● 学年暦	110
● 博士学位取得までのプロセス	111
● 博士後期課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）	112
学修ポートフォリオ	112
1. 研究計画書	112
1) 提出 2) 審査 3) 学納金	
2. 学位論文	113
1) 申請資格 2) 申請方法 3) 博士学位論文審査及び最終試験 4) 博士審査委員会の審査書類	
5) 学位論文の製本 6) 発表会	

3. 研究生制度	114
● 資料D1「博士後期課程 授業科目一覧」	115
● 資料D2「博士学位論文の審査基準」	116
VII. 看護学研究科 履修に関する規程等	117
● 日本赤十字看護大学大学院看護学研究科履修規程	118
● 日本赤十字看護大学大学院長期履修に関する取扱規程	119
VIII. 学則・学位規程等	121
● 日本赤十字看護大学学則	122
● 日本赤十字看護大学大学院学則	131
● 日本赤十字看護大学学位規程	140

I. 本学で学ぶ

日本赤十字看護大学の礎となる建学の精神

本学の建学の精神は赤十字の人道にあります。いかなる場合においても一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利を、看護を通し広く社会に、さらには国際的な分野においても実現するために、看護学に関する専門分野の教育、研究を行うことを目指します。

教育理念

本学は、人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる。

Ⅱ. 看護学部

看護学部の教育目的・目標

1. 教育目的・目標

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

- 1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。
- 2) 人間の尊厳 (Human Dignity) と権利 (Human Rights) を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
- 3) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。
- 4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
- 5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
- 6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
- 7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
- 8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

2. ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)

本学では、次の力を卒業までに身につけることを重視し、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

全ての DP は相互に関連しながら、7) と8) に示した統合的な力を身につける。

- 1) 擁護する力
倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力
- 2) グローバルな視点で関心をもつ力
人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力
- 3) 関係を築く力
多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係を築く力
- 4) 実践する力
あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力
- 5) 探求する力
問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力
- 6) 連携・協働する力
健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力
- 7) 成長する力
専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力
- 8) 変化を生み出す力
既存概念にとらわれず、創造的に変化を生み出し、発信していく力

3. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学部のディプロマ・ポリシーの達成のために、以下の方針でカリキュラムを編成し、実施する。

- 1) 赤十字の理念に基づき人道の実現を目指した看護を探究できるカリキュラムとする。
- 2) 人道の実現にむけた幅広く豊かな思考、価値観を有する人間性と自律性を涵養するために、高等学校からの連携教育を図り、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学修を積むとともに、文理双方の分野から様々な科目で構成するリベラルアーツ科目を全学年通じて学修できるカリキュラムとする。
- 3) 本学で育成したい能力の獲得と効果的な学修に向けて、コンピテンシーベースおよび各専門領域が連動しあう科目設定にするとともに、講義・演習・実習を一体化した統合的なカリキュラムとする。
- 4) 学生一人ひとりの個性をふまえた少人数制の教育を取り入れるとともに、学内外での学びを通じて自律性や創造性を発揮できるよう、学生の自己学修や学外活動を促進するために、 Semester制を基本としクォーター併用制に準じた時間割編成とする。
- 5) 様々な世代や健康状態にある人々の生活を理解する学修からスタートし、医療を必要とする人との生活とその看護に関する学修、保健医療福祉に関わる多職種の中での看護の機能と役割を学修するカリキュラムとする。
- 6) 自律した看護職者、また看護の立場からリーダーシップを発揮できる人材となるために、アクティブ・ラーニングを基盤とした学修を展開し、4年間かけて主体性、探求力、発信力を育むことができるカリキュラムとする。
- 7) 学修成果の評価は、多様な形態を用いた総合的な評価を行う。加えて、学生とのパートナーシップを活用して教育方法・内容の改善につなげる。

具体的には、〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉という2つの科目群によって構成し、2つの科目群のバランスを配慮したカリキュラム構造としている。

〈基礎科目群〉は、建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成を目的とするための科目群である。ここでは、「赤十字」、「人間」、「社会」、「自然と科学」、「情報」、「言葉」、「健康」、「研究」に区分する。

〈看護専門科目群〉は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学修するための科目群である。ここでは、「看護論」、「基盤臨床看護論」、「精神保健看護学」、「生涯発達看護学」、「地域・在宅看護学」、「看護管理学・看護教育学」、「応用看護学」、「国際・災害看護学」、「看護学実習」、「公衆衛生看護学」に区分する。

4. アセスメント・ポリシー（学修成果の把握に関する方針）

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、大学（機関）レベル、学部（教育課程）レベル、科目レベルの各段階で学修成果を把握し評価・検証する。

1) 大学（機関）レベル

アドミッション・ポリシーに基づいて入学した学生が卒業まで身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たし、社会に貢献する人材に成長しているか評価し、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直し及び教育の質保証に役立てる。

2) 学部（教育課程）レベル

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程で編成され学修成果を上げているか、また、卒業までに身につけるべき資質・能力（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材にどれだけ近づいているか評価し、カリキュラム改善・学習支援に役立てる。

3) 科目レベル

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく学修内容で構成され、学修成果を上げているか科目ごとに評価し、授業改善・学習支援に役立てる。

2024(令和6)年度 看護学部 学年暦

前期 4月～9月 / 後期 10月～3月

事項	月・日	備考
入学式	4月2日(火)	
ガイダンス(前期)	4月3日(水)～4月4日(木)	全学年
健康診断	4月5日(金)	全学年
前期授業開始	4月8日(月)	全学年
履修登録	4月8日(月)～4月12日(金) <履修登録変更受付期間> 4月18日(木)～4月22日(月) 10月7日(月)～10月11日(金) 10月15日(火)～10月21日(月) 10月21日(月)～10月25日(金)	全学年 前期(全学年) - 前期は取消のみ - 後期(1・編入3年生・4年生) 後期(2年生) 後期(3年生)
病院説明会	4月25日(木)	全学年休講
臨時休業	4月30日(火)	
日本赤十字社創立記念日	5月1日(水)	
臨時休業	5月2日(木)	
定期試験期間(前期) ※一部の科目は定期試験期間外に実施します。	7月25日(木)～7月31日(水) 6月24日(月)～6月28日(金) 5月27日(月)～5月30日(木)	1年生・2年生・編入3年生 3年生 4年生(「公衆衛生看護学」履修者除く)
夏季休暇 ※追再試験期間(前期)を含みます。	8月1日(木)～9月27日(金) 8月1日(木)～8月23日(金) 7月22日(月)～9月20日(金) 7月29日(月)～8月29日(木)	1年生・編入3年生 2年生 3年生 4年生
追再試験期間(前期)	8月21日(水)～8月28日(水) 10月1日(火)～10月4日(金) 9月17日(火)～9月20日(金) 8月27日(火)～8月29日(木)	1・編入3年生 ※入構禁止日以外で実施。 2年生 3年生 4年生
『研究Ⅰ』提出期間	8月21日(水)～9月20日(金)	4年生
ガイダンス(後期)	9月30日(月)1限 10月7日(月)4限 10月16日(水)4限 9月30日(月)1限 10月2日(水)3限	1年生 2年生 3年生 編入3年生 4年生
後期授業開始	9月30日(月) 10月7日(月) 10月15日(火)	1年生・編入3年生・4年生 2年生 3年生
大学祭	11月16日(土)	準備:前日金曜日[午後休講]
防災訓練	11月27日(水)3限	
『研究Ⅱ』提出期間	11月25日(月)～12月13日(金)	4年生(「研究Ⅱ」選択者のみ)
冬季休暇	12月30日(月)～1月3日(金)	
定期試験期間(後期)	1月28日(火)～1月31日(金) 1月21日(火)～1月24日(金) 1月27日(月)～1月31日(金) 1月6日(月)～1月7日(火)	1年生・編入3年生 2年生 3年生 4年生
春季休暇 ※追再試験期間(後期)を含みます。	2月3日(月)～3月21日(金) 3月3日(月)～3月21日(金)	1年生・2年生・編入3年生 3年生
追再試験期間(後期)	2月18日(火)～2月21日(金) 3月3日(月)～3月6日(木) 1月27日(月)～1月28日(火)	1年生・2年生・編入3年生 3年生 4年生
卒業式	3月18日(火)	
次年度ガイダンス	3月27日(木)～3月28日(金)	新2年生・新3年生・新4年生 ※進級する学年に参加してください。

※赤十字の看護大学生として、次の行事に参加します。

全国赤十字大会 5月15日(水)4年生【予定】 / 東京都赤十字大会 10月●日(●)1年生

※病院説明会及び防災訓練は大学行事です。全員が参加してください。

*上記の他、入学試験等により大学閉館期間があります。日程は決定次第、掲示にてお知らせします。

<編入学生への注意事項>

試験関係日程のうち編入学年の記載は編入生単独クラス科目のみ該当し、他の授業科目については合同学年の期間が該当します。

*日程については、今後変更される場合があります。

2024(令和6)年度 看護学部 実習等関係日程表

事 項	1年生	2年生	3年生	4年生
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－2 (全体オリエンテーション)				4月8日(月)
看護学導入実習Ⅰ(Aクラス)	5月13日(月)～ 5月24日(金)			
看護学導入実習Ⅰ(Bクラス)	5月27日(月)～ 6月7日(金)			
公衆衛生看護学実習				5月16日(木)～ 6月14日(金)
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－2				5月31日(金)～ 6月14日(金)
健康レベル別看護学実習(レベルⅢ)				6月17日(月)～ 7月26日(金)
公衆衛生看護学実習				6月19日(水)～ 6月21日(金)
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－2				6月19日(水)～ 7月5日(金)
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－2				7月8日(月)～ 7月26日(金)
精神保健・発達看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 実習(レベルⅢ)			7月1日(月)～ 7月12日(金)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－1			7月15日(月)～ 7月19日(金)	
赤十字国際活動論演習			本年度不開講 (2025年度開講予定)	
看護援助論実習(レベルⅡ)		8月26日(月)～ 9月27日(金)		
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－2				8月30日(金)～ 9月27日(金)
精神保健・発達看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 実習(レベルⅢ)			9月23日(月)～ 10月4日(金)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－1			10月7日(月)～ 10月11日(金)	
看護学総合実習				10月14日(月)～ 11月1日(金)
精神保健・発達看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 実習(レベルⅢ)			11月4日(月)～ 11月15日(金)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－1			11月18日(月)～ 11月22日(金)	
精神保健・発達看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 実習(レベルⅢ)			12月2日(月)～ 12月13日(金)	
看護学導入実習Ⅱ(Bクラス)	12月9日(月)～ 12月13日(金)			
看護学導入実習Ⅱ(Aクラス)	12月16日(月)～ 12月20日(金)			
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－1			12月16日(月)～ 12月20日(金)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ) (全体オリエンテーション)		1月10日(金)		
精神保健・発達看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 実習(レベルⅢ)			2月10日(月)～ 2月21日(金)	
地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)－1			2月24日(月)～ 2月28日(金)	
国際看護学演習※			3月●日(●)～ 3月●日(●)	

※日程は別途お知らせします。

*上記の他、各実習にてオリエンテーションが実施されます。日程は、実習別に別途掲示にてお知らせします。実習オリエンテーションを受けておらず、実習の準備状況が整っていない場合は実習を受けることができないので注意してください。

2024年(令和6年)度 後期 実習等スケジュール

10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1年 2年 3年 編3年 4・編4年	全体日程	追・再試験期間(2年前期):1日~4日 レベルIII実習(3年):~4日 地域・在宅実習IV-1(3年):7日~11日 履修登録変更交付期間(1年・編3年・4年・編4年):18日~22日 総合実習(4年・編4年):14日~11月1日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														
11月	全体日程	総合実習(4年・編4年):~1日 レベルIII実習(3年):4日~15日 大学祭:16日<大学祭前日準備 15日午前休講> 地域・在宅実習IV-1(3年):18日~22日 「研究Ⅱ」提出期間(4年・編4年):25日~12月13日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														
12月	全体日程	レベルIII実習(3年):2日~13日 導入実習Ⅱ(1年):9日~13日 導入実習Ⅱ(1年):16日~20日 地域・在宅実習IV-1(3年):16日~20日 「研究Ⅱ」提出期間(4年・編4年):~13日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														
1月	全体日程	定期試験(4年・編4年):6日~7日 定期試験期間(2年):21日~24日 定期試験期間(3年):27日~31日 定期試験期間(1年・編3年):28日~31日 追・再試験期間(4年・編4年):27日~28日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														
2月	全体日程	レベルIII実習(3年):10日~21日 追・再試験期間(1年・2年・編3年):18日~21日 地域・在宅実習IV-1(3年):24日~28日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														
3月	全体日程	追・再試験期間(3年):3日~6日 ※入構禁止日以外で実施 卒業式:18日 次年度ガイダンス:27日~28日																														
	全体日程	総合実習																														
	全体日程	総合実習																														
	看護師	総合実習																														
	保健師	総合実習																														

1. 卒業要件に関すること

【2024（令和6）年度入学生】

1) 卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・4年以上在学していること ・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者 124単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者 124単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の11単位 <p>※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の124単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）</p>
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は124単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位をえるために必要な最低限の単位数です。

区 分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)		
	必修科目 単位数	選択科目	
		履修科目数	単位数
赤十字	1	—	—
人間	1	2科目以上	10*
社会	2	2科目以上	
自然と科学	—	2科目以上	
情報	3		
言葉	4	—	4
健康	17	—	※指定した 選択科目から 6 —
研究	5	—	
看護論	5	—	
基盤臨床看護論	8	—	
精神保健看護学	5	—	
生涯発達看護学	20	—	
地域・在宅看護学	7	—	
看護管理学・看護教育学	2	—	
応用看護学	—	—	
国際・災害看護学	2	—	
看護学実習	22	—	
公衆衛生看護学	—	—	—
合 計	124単位以上（必修104単位、選択20単位）		

*人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計10単位以上を修得する必要があります。この10単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」および「情報」から2科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は10単位を修得していても「社会」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に1科目1単位、「社会」2科目2単位、「情報」に2科目3単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき10単位に含まれませんので注意してください。

2) 進級要件 (学年制)

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため、平成29年度入学生から学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることとなります。詳細は「Ⅲ. 看護学部履修に関する規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

(1) 1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、24単位以上修得していること(1年次配当必修授業科目30単位のうち8割以上修得)。1年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合、2年次への進級ができない。

(2) 2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、63単位以上修得していること(1年次及び2年次配当必修授業科目70単位のうち9割以上修得)。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が8単位以上の場合、3年次への進級ができない。

上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	保健統計学	2
地或健康社会学	1	英語R2-1	1
情報リテラシー	1	英語R2-2	1
英語R1-1	1	疾病の成り立ちと回復の足進IV	2
英語R1-2	1	研究基礎II	1
人体の構造と機能I	2	研究方法論I	1
人体の構造と機能II	2	こころの看護	1
人体の構造と機能III	2	基礎臨床看護論II (フィジカルアセスメント②)	1
疾病の成り立ちと回復の足進I	2	基礎臨床看護論III (基礎看護技術③)	1
疾病の成り立ちと回復の足進II	2	基礎臨床看護論IV (看護過程)	1
疾病の成り立ちと回復の足進III	2	基礎臨床看護論V (基礎臨床看護論総合演習)	1
研究基礎I	1	精神保健看護学・理論	2
看護学概論I	1	精神病態学	1
基礎臨床看護論I (看護コミュニケーション論)	1	成育期看護学概論	1
基礎臨床看護論II (フィジカルアセスメント①)	1	成育期看護学I (リブダウェイ・N/Aと看護①)	1
基礎臨床看護論III (基礎看護技術①)	1	成育期看護学I (リブダウェイ・N/Aと看護②)	2
基礎臨床看護論III (基礎看護技術②)	1	成育期看護学II (子どもと家族の看護①)	1
地或看護学	2	成育期看護学II (子どもと家族の看護②)	2
国際看護学	1	成熟期看護学概論	1
災害看護学I	1	成熟期看護学I (成人期の看護①)	1
看護学導入実習I	2	成熟期看護学I (成人期の看護②)	2
看護学導入実習II	1	成熟期看護学I (成人期の看護③)	2
		成熟期看護学II (高齢者と家族の看護①)	1
		成熟期看護学II (高齢者と家族の看護②)	2
		プライマリヘルスケア	1
		在宅看護学概論I	1
		在宅看護学概論II	1
		在宅看護学演習I	1
		基礎臨床看護論実習I	1
		基礎臨床看護論実習II	3
1年次配当必修科目単位数	30	2年次配当必修科目単位数	40
		1・2年次配当必修科目単位数合計	70

【2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生】

1) 卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・4年以上在学していること ・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者 125単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者 125単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の11単位 <p>※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の125単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）</p>
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は125単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位をえるために必要な最低限の単位数です。

区 分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)			
	必修科目 単位数	選択科目		
		履修科目数	単位数	
赤十字	1	—	—	
人間	1	2科目以上	10*	
社会	2	2科目以上		
自然と科学	—	2科目以上		
情報	3			
言葉	4	—	4	
健康	16	—	※指定した 選択科目から 6	
研究	5	—		
看護論	3	—		
看護技術論	6	—		
看護援助論	8	—		
精神保健看護学	4	—		
発達看護学	11	—		
健康レベル別看護学	7	—		
地域・在宅看護学	7	—		
看護管理学・看護教育学	2	—		
応用看護学	—	—		
国際・災害看護学	2	—		
看護学実習	23	—		—
公衆衛生看護学	—	—		—
合 計	125単位以上（必修105単位、選択20単位）			

*人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計10単位以上を修得する必要があります。この10単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」および「情報」から2科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は10単位を修得していても「社会」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に1科目1単位、「社会」2科目2単位、「情報」に2科目3単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき10単位に含まれませんので注意してください。

2) 進級要件 (学年制)

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため、平成29年度入学生から学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることとなります。詳細は「Ⅲ. 看護学部履修に関する規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

(1) 1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、24単位以上修得していること（1年次配当必修授業科目29単位のうち8割以上修得）。1年次の必修科目における単位未修得が6単位以上の場合、2年次への進級ができない。

(2) 2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、62単位以上修得していること（1年次及び2年次配当必修授業科目68単位のうち9割以上修得）。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合、3年次への進級ができない。

上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値1.50未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。（GPA 値を進級要件に課する対象は、令和5年度入学生から適用する。）

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	保健統計学	2
地域健康社会学	1	英語R2-1	1
情報リテラシー	1	英語R2-2	1
英語R1-1	1	疾病の成り立ちと回復の促進IV	2
英語R1-2	1	研究基礎Ⅱ	1
人体の構造と機能Ⅰ	2	看護技術論Ⅱ②	1
人体の構造と機能Ⅱ	2	看護技術論Ⅲ③	1
人体の構造と機能Ⅲ	2	看護援助論Ⅰ	2
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	看護援助論Ⅱ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	看護援助論Ⅳ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	看護援助論Ⅴ	1
研究基礎Ⅰ	1	看護援助論Ⅶ	1
看護学概論Ⅰ	1	精神保健看護学・理論	2
看護技術論Ⅰ	1	発達看護学概論	1
看護技術論Ⅱ①	1	発達看護学（成人期の看護）	1
看護技術論Ⅲ①	1	発達看護学Ⅰ①	2
看護技術論Ⅲ②	1	発達看護学Ⅱ①	2
看護援助論Ⅲ	1	発達看護学Ⅲ①	2
地域看護学	2	プライマリーヘルスケア	1
災害看護学Ⅰ	1	慢性期ケア	2
看護援助論実習 [レベルⅠ]	2	急性期ケア	2
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1
		コミュニティヘルスアセスメント論	1
		在宅看護概論Ⅰ	1
		在宅看護概論Ⅱ	1
		看護援助論実習 [レベルⅡ]	5
1年次配当必修科目単位数	29	2年次配当必修科目単位数	39
			1・2年次配当必修科目単位数合計
			68

【2021（令和3）年度以前入学生】

1) 卒業要件

本学を卒業するための要件、修業年限、在学年限は以下のとおりです。

卒業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・4年以上在学していること ・卒業に必要な所定の分野から、必要な単位を修得すること ・看護師教育課程のみの者 124単位以上 ・保健師教育課程を選択履修した者 124単位以上＋「公衆衛生看護学分野」の10単位 <p>※看護師国家試験受験資格を得るには、卒業要件の124単位以上を修得しなければならない ※保健師国家試験受験資格を得るには、定められた科目の必要な単位を修得しなければならない （「資格の取得に関すること」を参照）</p>
修業年限	4年
在学年限	8年を超えて在学することはできない （休学期間（最大2年間）は含まない）

卒業要件となる単位数は124単位です。これは、学部を卒業し、学士の学位をえるために必要な最低限の単位数です。

区 分	修得すべき単位および科目数(卒業要件)		
	必修科目 単位数	選択科目	
		履修科目数	単位数
赤十字	1	—	—
人間	2	2科目以上	12*
社会	1	2科目以上	
自然と科学	—	2科目以上	
情報	2	1科目以上	
言葉	4	—	6
基礎ゼミ	2	—	—
健康	16	—	※指定した 選択科目から 6
看護論	3	—	
看護技術論	6	—	
看護援助論	8	—	
精神保健看護学	3	—	
発達看護学	11	—	
健康レベル別看護学	7	—	
地域・在宅看護学	4	—	
看護管理学・看護教育学	2	—	
応用看護学	—	—	
国際・災害看護学	2	—	—
看護学実習	23	—	—
研究	3	—	—
公衆衛生看護学	—	—	—
合 計	124単位以上（必修100単位、選択24単位）		

*人間・社会・自然と科学・情報からの単位修得について

卒業までにこの4区分の選択科目から合計12単位以上を修得する必要があります。この12単位は「人間」から2科目以上、「社会」から2科目以上、「自然と科学」から2科目以上、「情報」から1科目以上を選択し、その単位を修得しなければなりません。例えば単位数は12単位を修得していても「情報」区分から1科目も単位修得ができていない場合、卒業要件を満たしません。

また、「人間」に2科目2単位、「社会」1科目1単位、「情報」に1科目2単位の必修科目がありますが、この単位は選択科目として履修すべき12単位に含まれませんので注意してください。

2) 進級要件 (学年制)

看護学部では、基本的な学力を養う体系的な教育を行うため、平成29年度入学生から学年制を採用し、1年次から2年次、2年次から3年次への進級要件を設けています。

それぞれの学年への進級要件を満たさなければ、原級学年に「留年」となり、卒業時期が遅れることとなります。詳細は、「Ⅲ. 看護学部履修に関する規程等」を確認してください。

なお、進級要件は次のとおりです。

(1) 1年次から2年次への進級

1年次に配当された必修科目の中から、23単位以上修得していること（1年次配当必修授業科目28単位のうち8割以上修得）。1年次の必修科目における単位未修得が6単位以上の場合、2年次への進級ができない。

(2) 2年次から3年次への進級

1年次及び2年次に配当された必修科目の中から、58単位以上修得していること（1年次及び2年次配当必修授業科目64単位のうち9割以上修得）。1年次及び2年次の必修科目における単位未修得が7単位以上の場合、3年次への進級ができない。

1・2年次配当必修科目一覧			
1年次		2年次	
科目名	単位	科目名	単位
赤十字概論	1	生活環境論	1
英語R1-1	1	保健統計学	2
英語R1-2	1	英語R2-1	1
基礎ゼミⅠ	1	英語R2-2	1
基礎ゼミⅡ	1	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2
人体の構造と機能Ⅰ	2	看護技術論Ⅱ②	1
人体の構造と機能Ⅱ	2	看護技術論Ⅲ③	1
人体の構造と機能Ⅲ	2	看護援助論Ⅰ	2
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	看護援助論Ⅱ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	看護援助論Ⅳ	1
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	看護援助論Ⅴ	1
看護学概論Ⅰ	1	看護援助論Ⅶ	1
看護技術論Ⅰ	1	精神保健看護学Ⅰ	2
看護技術論Ⅱ①	1	発達看護学概論	1
看護技術論Ⅲ①	1	発達看護学（成人期の看護）	1
看護技術論Ⅲ②	1	発達看護学Ⅰ①	2
看護援助論Ⅲ	1	発達看護学Ⅱ①	2
地域看護学	2	発達看護学Ⅲ①	2
災害看護学Ⅰ	1	プライマリーヘルスケア	1
看護援助論実習 [レベルⅠ]	2	慢性期ケア	2
		急性期ケア	2
		健康レベル別看護学演習Ⅰ	1
		看護援助論実習 [レベルⅡ]	5
1年次配当必修科目単位数	28	2年次配当必修科目単位数	36
		1・2年次配当必修科目単位数合計	64

2. 科目に関すること

1) 授業科目とは

授業科目には、講義科目、演習科目、実習（実験・実技を含む）科目があります。

これらは、卒業のために必要な履修要件によって3つの種類があります。

必修科目	卒業のために必ず履修しなければならない科目
選択必修科目	定められた選択科目のうち、履修が指定された科目
選択科目	自由に選択履修できる科目 ただし、卒業のために一定の単位数を修得しなければならない

1年間に授業を行う期間は、原則として30週ですが、本学では次のように前期および後期の二学期に分けて実施しています。ただし、一部の学年で後期授業が9月中旬に開始されることがあります。

前期	4月1日～9月30日
後期	10月1日～3月31日

授業科目には、年間を通じて実施されるものの他、前期だけで完結するもの、後期だけで完結するものがあります。

2) 単位とは

すべての授業科目は、単位制度により所定の単位数が定められています。

大学設置基準および本学学則第30条に示すとおり、各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとします。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位と設定しております。従って、1単位を修得するには、授業と授業時間外（事前学修および事後学修）を合わせて45時間の学修が必要です。本学では、科目の形態によって1単位45時間を次のように設定しています。ただし、授業時間外学修（事前学修および事後学修）の配分は、科目の内容と形式により異なりますので、シラバスを参照してください。

講義・演習	1単位（45時間）＝ 授業15回（15～30時間相当）＋ 15～30時間の授業時間外学修
実習・実験・実技	1単位（45時間）＝ 30～45時間の授業＋ 0～15時間の授業時間外学修

単位の取得は授業を受けるだけでなく各自が必要な予習復習を自主的に行うことを前提としています。それぞれの授業の予習復習の仕方はシラバスに記されています。授業内で教員から指示される場合も有りますので、各自が予習復習にしっかりと取り組み、授業に臨んでください。

各授業科目の単位数は、本章内の 4) 授業科目一覧やシラバスに示すとおりです。

3) 学科目の構成

本学の学科目は、〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉という2つの科目群によって構成されています。

〈基礎科目群〉として、2022（令和4）年度以降入学生は「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「健康」「研究」に区分されており、2021（令和3）年度以前入学生が、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分されています。

〈看護専門科目群〉として、2024（令和6）年度入学生は「看護論」「基盤臨床看護論」「精神保健看護学」「生涯発達看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「公衆衛生看護学」に区分されており、2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生は「看護論」「看護技術論」

「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「公衆衛生看護学」に区分され、2021（令和3）年度以前入学生が、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」「公衆衛生看護学」に区分されています。

これらを4年間かけて学ぶことで、卒業までに身につける8つの力（ディプロマポリシー）が養われます。

4) 授業科目一覧

各学年の授業科目一覧は次のとおりです。自身の入学年度に該当するものを参照してください。なお、「4. 履修に関すること」で学年別配当科目に細分化した科目配置表を示していますので、あわせて参照してください。編入学生は編入学時の既修得単位認定を踏まえて編入学生用として抜粋したものを、5) 編入学生について示していますので、そちらも参照してください。

【2024（令和6）年度入学生】

授 業 科 目		単 位		授 業 時 間	履 修 方 法 及 び 卒 業 要 件	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		計	
		必 修	選 択			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
赤十字	赤十字概論	1		15	(隔年開講科目) 人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計10単位以上選択。 ただし、選択の内訳は、人間2科目以上、社会2科目以上、自然と科学及び情報から2科目以上とする。	1								1	
	赤十字国際活動論		2	30						2					2
	赤十字国際活動論演習		1	30						1					1
人間	哲学と医療		1	15									1		1
	医療人文学		2	30				2							2
	生命倫理	1		15								1			1
	心理学概論		2	30		2									2
	臨床心理学		2	30					2						2
	教育学概論		2	30		2									2
	現代教育論		2	30				2							2
	身体運動論Ⅰ(理論)		1	15				1							1
身体運動論Ⅱ(実技)		1	30	1										1	
人間工学		1	15							1				1	
社会	社会学概論		2	30		2									2
	現代社会論		2	30					2						2
	社会保障論	1		15						1				1	
	家族社会学		2	30					2					2	
	異文化論		2	30				2						2	
	国際関係論		2	30										2	
	日本国憲法		2	30	2									2	
	地域健康社会学	1		15	1									1	
	医療と文化		2	30				2						2	
自然と科学	基礎数学		1	15	1									1	
	基礎統計学		1	15			1							1	
	生物学		2	30				2						2	
	地球科学		1	15								1		1	
	化学		2	30	2									2	
情報	情報リテラシー	1		15	1									1	
	情報科学		2	30					2					2	
	保健統計学	2		30				2						2	
言葉	日本語の表現		1	30	1									1	
	英語R1-1	1		30	1									1	
	英語R1-2	1		30		1								1	
	英語W1-1		1	30	1									1	
	英語W1-2		1	30		1								1	
	英語LS1-1		1	30	1									1	
	英語LS1-2		1	30		1								1	
	英語R2-1	1		30			1							1	
	英語R2-2	1		30				1						1	
	英語W2-1		1	30				1						1	
	英語W2-2		1	30				1						1	
	英語LS2		1	30				1						1	
	語学研修		1	30	1									1	
	英語文献を読むⅠ		1	30					1					1	
	英語文献を読むⅡ		1	30						1				1	
中国語		1	30	1									1		
フランス語		1	30		1								1		
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2		30	2									2	
	人体の構造と機能Ⅱ	2		30	2									2	
	人体の構造と機能Ⅲ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ		*1	15				2					1	1	
	薬理学	1		15						1				1	
	リハビリテーション医学	1		15					1					1	
	遺伝と遺伝カウンセリング		*1	15							1			1	
栄養学	1		15						1				1		
ラボラトリー・プラクティス		1	30				1						1		
研究	研究基礎Ⅰ	1		30	1									1	
	研究基礎Ⅱ	1		30			1							1	
	研究方法論Ⅰ	1		30				1						1	
	研究方法論Ⅱ	1		30						1				1	
	卒業研究	1		30								1		1	
看護師教育課程のみ履修者					必修：33単位 選択：16単位以上		小計49単位以上								
保健師教育課程選択履修者					必修：33単位 選択：14単位以上		小計47単位以上								

授業科目	単 位		授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		計
	必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
看護学概論Ⅰ	1		15			1							1
看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15									1	1
セクシャリティと看護	1		15						1				1
こころの看護	1		15				1						1
看護関係法規	1		15								1		1
看護の歴史		1	15						1				1
基礎臨床看護論Ⅰ(看護コミュニケーション論)	1		30			1							1
基礎臨床看護論Ⅱ(フィグ加アット①)	1		30			1	1						1
基礎臨床看護論Ⅱ(フィグ加アット②)	1		30				1						1
基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術①)	1		30			1							1
基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術②)	1		30				1						1
基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術③)	1		30					1					1
基礎臨床看護論Ⅳ(看護過程)	1		30				1						1
基礎臨床看護論Ⅴ(基礎臨床看護論総合演習)	1		15					1					1
精神保健看護学・理論	2		30					2					2
精神保健看護学・方法論	1		15						1				1
精神病態学	1		15						1				1
精神保健看護学演習	1		30							1			1
成育期看護学概論	1		15					1					1
成育期看護学Ⅰ(リアリティ・ケア・ケアと看護①)	1		15					1					1
成育期看護学Ⅰ(リアリティ・ケア・ケアと看護②)	2		30					2					2
成育期看護学Ⅰ(リアリティ・ケア・ケアと看護③)	1		30						1				1
成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①)	1		15					1					1
成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②)	2		30					2					2
成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護③)	1		30						1				1
成熟期看護学概論	1		15					1					1
成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護①)	1		15					1					1
成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護②)	2		30					2					2
成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護③)	2		30					2					2
成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護④)	1		30							1			1
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護①)	1		15					1					1
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護②)	2		30						2				2
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護③)	1		30							1			1
地域看護学	2		30					2					2
公衆衛生看護活動論		◎2	30						2				2
保健医療福祉行政論		◎2	30							2			2
疫学		◎2	30						2				2
プライマリヘルスケア	1		15					1					1
在宅看護学概論Ⅰ	1		15					1					1
在宅看護学概論Ⅱ	1		15						1				1
在宅看護学演習Ⅰ	1		30						1				1
在宅看護学演習Ⅱ	1		30							1			1
看護管理学Ⅰ	1		15							1			1
看護管理学Ⅱ		1	15								1		1
看護教育学Ⅰ	1		15							1			1
看護教育学Ⅱ		1	15								1		1
応用看護学特論Ⅰ		*1	15								1		1
応用看護学特論Ⅱ		1	15								1		1
応用看護学特論Ⅲ		1	15								1		1
国際看護学	1		15					1					1
国際看護協働論		1	15					1					1
国際看護協働演習(グローバルヘルス演習)		1	30							1			1
災害看護学Ⅰ	1		15									1	1
災害看護学Ⅱ *		*1	15									1	1
災害看護活動論Ⅰ(災害急性期)		1	30					1					1
災害看護活動論Ⅱ(災害中長期)		1	30						1				1
災害看護活動論Ⅲ(こころのケア)		1	30							1			1
看護学導入実習Ⅰ	2		90			2							2
看護学導入実習Ⅱ	1		45				1						1
基礎臨床看護論実習Ⅰ	1		45					1					1
基礎臨床看護論実習Ⅱ	3		135					3					3
成育期看護学実習Ⅰ	2		90						2				2
成育期看護学実習Ⅱ	2		90						2				2
成熟期看護学実習Ⅰ	3		135							3			3
成熟期看護学実習Ⅱ	2		90						2				2
精神保健看護学実習	2		90						2				2
地域・在宅看護学実習	2		90								2		2
看護学総合実習Ⅰ(チーム医療)	2		90								2		2
看護学総合実習Ⅱ(応用看護学) <*看護師選択必修>		*1	45									1	1
看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学) <◎保健師選択必修>		◎1	45									1	1
公衆衛生看護活動展開論	1		15							1			1
公衆衛生看護管理論	1		15								1		1
公衆衛生看護方法論	2		30							2			2
公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	2		60								2		2
公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	1		30								1		1
公衆衛生看護学実習	4		180									4	4
看護師教育課程のみ履修者					必修：71単位 選択：4単位以上				小計75単位以上				
保健師教育課程選択履修者					必修：71単位 選択：7単位以上				小計78単位以上				
必修：104単位 選択：20単位以上 合計124単位以上													
ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、124単位に加え「公衆衛生看護学分野」計11単位の修得を要する。													

【2022（令和4）年度・2023（令和5）年度入学生】

授業科目		単位		授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
		必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
赤十字	赤十字概論	1		15	(隔年開講科目) 人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から合計10単位以上選択。 ただし、選択の内訳は、人間2科目以上、社会2科目以上、自然と科学及び情報から2科目以上とする。	1								1	
	赤十字国際活動論		2	30						2					2
	赤十字国際活動論演習		1	30							1				1
人間	哲学と倫理		1	15									1		1
	医療人文学		2	30				2							2
	生命倫理	1		15							1				1
	心理学概論		2	30		2									2
	臨床心理学		2	30					2						2
	教育学概論		2	30		2									2
	現代教育論		2	30				2							2
	身体運動論Ⅰ(理論)		1	15			1								1
	身体運動論Ⅱ(実技)		1	30											1
人間工学		1	15							1				1	
社会	社会学概論		2	30	2									2	
	現代社会論		2	30				2						2	
	社会保障論	1		15						1				1	
	家族社会学		2	30				2						2	
	異文化論		2	30				2						2	
	国際関係論		2	30										2	
	日本国憲法		2	30	2									2	
	地域健康社会学	1		15	1									1	
	医療と文化		2	30				2						2	
自然と科学	基礎数学		1	15	1									1	
	基礎統計学		1	15		1								1	
	生物学		2	30				2						2	
	地球科学		1	15								1		1	
	化学		2	30	2									2	
情報	情報リテラシー	1		15	1									1	
	情報科学		2	30					2					2	
	保健統計学	2		30				2						2	
言葉	日本語の表現		1	30	1									1	
	英語R1-1	1		30	1									1	
	英語R1-2	1		30		1								1	
	英語W1-1		1	30	1									1	
	英語W1-2		1	30		1								1	
	英語LS1-1		1	30	1									1	
	英語LS1-2		1	30		1								1	
	英語R2-1	1		30			1							1	
	英語R2-2	1		30				1						1	
	英語W2-1		1	30				1						1	
	英語W2-2		1	30				1						1	
	英語LS2		1	30				1						1	
	語学研修		1	30		1								1	
	英語文献を読むⅠ		1	30					1					1	
	英語文献を読むⅡ		1	30						1				1	
	中国語		1	30	1									1	
フランス語		1	30		1								1		
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2		30	2									2	
	人体の構造と機能Ⅱ	2		30	2									2	
	人体の構造と機能Ⅲ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2		30		2								2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2		30			2							2	
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ		*1	15								1		1	
	薬理学	1		15						1				1	
	リハビリテーション医学		*1	15					1					1	
	遺伝と遺伝カウンセリング		*1	15							1			1	
栄養学	1		15						1				1		
ラボラトリー・プラクティス		1	30				1						1		
研究	研究基礎Ⅰ	1		30	1									1	
	研究基礎Ⅱ	1		30			1							1	
	研究方法論Ⅰ	1		30				1						1	
	研究方法論Ⅱ	1		30					1					1	
	研究方法論Ⅲ(量的研究方法論)		1	15							1			1	
	研究Ⅰ	1		30							1			1	
研究Ⅱ		1	30								1		1		
看護師教育課程のみ履修者					必修：32単位 選択：17単位以上		小計49単位以上								
保健師教育課程選択履修者					必修：32単位 選択：14単位以上		小計46単位以上								

授業科目		単位		授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
		必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
看護論	看護学概論Ⅰ	1		15		1								1	
	看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15									1	1	
	看護関係法規	1		15								1		1	
	看護の歴史		1	15						1				1	
看護技術論	看護技術論Ⅰ(援助的人間関係)	1		30		1								1	
	看護技術論Ⅱ(フィジカルケア①)	1		30			1							1	
	看護技術論Ⅱ(フィジカルケア②)	1		30				1						1	
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術①)	1		30		1								1	
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術②)	1		30			1							1	
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術③)	1		30				1						1	
看護援助論	看護援助論Ⅰ(看護過程)	2		45					2					2	
	看護援助論Ⅱ(生命の維持)	1		15				1						1	
	看護援助論Ⅲ(感染防衛と清潔)	1		15		1								1	
	看護援助論Ⅳ(栄養と代謝/排泄)	1		15				1						1	
	看護援助論Ⅴ(活動と休息)	1		15				1						1	
	看護援助論Ⅵ(セクシュアリティ)	1		15						1				1	
	看護援助論Ⅶ(心・身体・人間関係)	1		15					1					1	
	精神保健看護学・理論	2		30					2					2	
精神保健看護学・方法論	1		30						1				1		
精神病態学	1		15						1				1		
発達看護学	発達看護学概論	1		15				1						1	
	発達看護学(成人期の看護)	1		15				1						1	
	発達看護学Ⅰ(リアリティ・セルフと看護①)	2		30					2					2	
	発達看護学Ⅰ(リアリティ・セルフと看護②)	1		30						1				1	
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①)	2		30						2				2	
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②)	1		30							1			1	
	発達看護学Ⅲ(老年期の看護①)	2		30							2			2	
	発達看護学Ⅲ(老年期の看護②)	1		30							1			1	
健康レベル別看護学	プライマリヘルスケア	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、 「緩和・終末期ケア」 1単位を選択必修 (*)					1				1	
	慢性期ケア	2		30					2					2	
	急性期ケア	2		30					2					2	
	緩和・終末期ケア		*1	15							1			1	
	健康レベル別看護学演習Ⅰ	1		30						1				1	
	健康レベル別看護学演習Ⅱ	1		30							1			1	
地域・在宅看護学	地域看護学	2		30	保健師教育課程選択履修者は、 「公衆衛生看護学活動論」 計6単位選択必修 (◎)		2							2	
	公衆衛生看護学活動論		◎2	30						2				2	
	保健福祉行政論		◎2	30							2			2	
	疫学		◎2	30						2				2	
	コミュニティヘルスアセスメント論	1		15							1			1	
	在宅看護概論Ⅰ	1		15							1			1	
	在宅看護概論Ⅱ	1		15							1			1	
	在宅看護学	2		30							2			2	
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		15							1			1	
	看護管理学Ⅱ		2	30								2		2	
	看護教育学Ⅰ	1		15							1			1	
	看護教育学Ⅱ		2	30									2	2	
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		*1	15	看護師教育課程のみ履修者は、 「応用看護学特論Ⅰ」 1単位を選択必修 (*)							1		1	
	応用看護学特論Ⅱ		1	15								1		1	
	応用看護学特論Ⅲ		1	15								1		1	
	応用看護学特論Ⅳ		1	15								1		1	
	応用看護学特論Ⅴ		1	15								1		1	
国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ(異文化とケア含)	1		15	看護師教育課程のみ履修者は、 「災害看護学Ⅱ」 1単位を選択必修 (*)					1				1	
	国際看護学Ⅱ		1	15							1			1	
	国際看護学演習		1	30							1			1	
	災害看護学Ⅰ	1		15		1								1	
	災害看護学Ⅱ		*1	15								1		1	
	災害看護活動論Ⅰ		1	30				1						1	
	災害看護活動論Ⅱ		1	30				1						1	
災害看護活動論Ⅲ		1	30						1				1		
看護学実習	看護援助論実習〔レベルⅠ〕	2		90		2								2	
	看護援助論実習〔レベルⅡ〕	5		225			5							5	
	精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2	
	発達看護学Ⅰ(リアリティ・セルフと看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2	
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2	
	発達看護学Ⅲ(老年期の看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90						2				2	
	健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕	3		135								3		3	
	地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1	1		45						1				1	
	地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2	1		45								1		1	
	看護学総合実習	3		135									3	3	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学活動展開論		1	15	保健師教育課程選択者のみ履修可(保健師国家試験受験資格取得のため必須)						1			1	
	公衆衛生看護学管理論		1	15								1		1	
	公衆衛生看護学方法論		2	30							2			2	
	公衆衛生看護学活動論演習Ⅰ		1	30								1		1	
	公衆衛生看護学活動論演習Ⅱ		1	30								1		1	
	公衆衛生看護学実習		5	225									5	5	
看護師教育課程のみ履修者						必修：73単位 選択：3単位以上		小計76単位以上							
保健師教育課程選択履修者						必修：73単位 選択：6単位以上		小計79単位以上							
必修：105単位 選択：20単位以上 合計125単位以上															
ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、125単位に加え「公衆衛生看護学分野」計11単位の修得を要する。															

【2021（令和3）年度以前入学生】

授業科目		単 位		授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
		必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
赤十字	赤十字概論	1		15	(隔年開講科目)	1								1	
	赤十字国際活動論		2	30						2					2
	赤十字国際活動論演習		1	30						1					1
人間	哲学と倫理		2	30	選択から2科目以上							2		2	
	生命倫理	1		15						1					1
	心理学Ⅰ		2	30			2								2
	心理学Ⅱ		2	30				2							2
	教育学概論		2	30			2								2
	現代教育論		2	30			2								2
	身体運動論Ⅰ(理論)		1	15				1							1
	身体運動論Ⅱ(実技)		1	30			1								1
	生活環境論	1		15						1					
社会	障がい論		1	15						1				1	
	社会学Ⅰ		2	30	選択から2科目以上	2								2	
	社会学Ⅱ		2	30					2					2	
	社会保障論	1		15						1					1
	家族社会学		2	30					2						2
	世界の文化と宗教		2	30				2							2
	国際関係論		2	30			2								2
	日本国憲法		2	30											2
医療と文化		2	30					2						2	
自然と科学	数学Ⅰ		1	15	選択から2科目以上	1								1	
	数学Ⅱ		2	30			2								2
	生物学Ⅰ		1	15			1								1
	生物学Ⅱ		2	30			1	2							2
	化学Ⅰ		1	15			1								1
	化学Ⅱ		2	30			2								2
情報	情報学概論		1	15	選択から1科目以上		1							1	
	情報科学		2	30					2						2
	保健統計学	2		30				2							2
言葉	日本語の表現		1	30	選択科目から6単位以上選択	1								1	
	英語R1-1	1		30		1									1
	英語R1-2	1		30			1								1
	英語W1-1		1	30		1									1
	英語W1-2		1	30			1								1
	英語LS1-1		1	30		1									1
	英語LS1-2		1	30			1								1
	英語R2-1	1		30				1							1
	英語R2-2	1		30					1						1
	英語W2-1		1	30				1							1
	英語W2-2		1	30					1						1
	英語LS2-1		1	30					1						1
	英語LS2-2		1	30						1					1
	英語文献を読むⅠ		1	30							1				1
	英語文献を読むⅡ		1	30								1			1
	中国語Ⅰ		1	30			1								1
	中国語Ⅱ		1	30				1							1
フランス語Ⅰ		1	30		1								1		
フランス語Ⅱ		1	30			1							1		
ゼミ	基礎ゼミⅠ	1		30		1								1	
	基礎ゼミⅡ	1		30			1							1	
健康	人体の構造と機能Ⅰ(解剖と生理①)	2		30	看護師教育課程のみ履修者は、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」「薬理学」「リハビリテーション医学」「遺伝と遺伝カウンセリング」計4単位選択必修(*)	2								2	
	人体の構造と機能Ⅱ(解剖と生理②)	2		30		2									2
	人体の構造と機能Ⅲ(生体防御と代謝/生化学、感染)	2		30			2								2
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ(病理学総論、内分泌・代謝、消化器)	2		30			2								2
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ(疾病論：呼吸、循環、腎・泌尿器)	2		30			2								2
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ(疾病論：運動器、脳・神経、感覚器)	2		30			2								2
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ(内科学、外科学、検査学)	2		30					2						2
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ(内科学、外科学)		*1	15									1		1
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ(精神医学)	1		15						1					1
	薬理学		*1	15							1				1
	リハビリテーション医学		*1	15						1					1
	遺伝と遺伝カウンセリング		*1	15								1			1
	栄養学	1		15							1				1
ラボラトリー・プラクティス		1	30				1						1		
看護師教育課程のみ履修者		必修：28単位 選択：22単位以上				小計50単位以上									
保健師教育課程選択履修者		必修：28単位 選択：18単位以上				小計46単位以上									

授業科目	単 位		授業時間	履修方法及び卒業要件	1年次		2年次		3年次		4年次		計
	必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
看護論	看護学概論Ⅰ	1		15		1							1
	看護学概論Ⅱ(看護倫理含)	1		15								1	1
	看護関係法規	1		15							1		1
	看護の歴史		1	15						1			1
看護技術論	看護技術論Ⅰ(援助の人間関係)	1		30		1							1
	看護技術論Ⅱ(フィジカル①)	1		30		1							1
	看護技術論Ⅱ(フィジカル②)	1		30			1						1
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術①)	1		30	1								1
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術②)	1		30		1							1
	看護技術論Ⅲ(基礎看護技術③)	1		30			1						1
看護援助論	看護援助論Ⅰ(看護過程)	2		45			2						2
	看護援助論Ⅱ(生命の維持)	1		15			1						1
	看護援助論Ⅲ(感染防衛と清潔)	1		15	1								1
	看護援助論Ⅳ(栄養と代謝/排泄)	1		15			1						1
	看護援助論Ⅴ(活動と休息)	1		15			1						1
	看護援助論Ⅵ(セクシュアリティ)	1		15				1					1
	看護援助論Ⅶ(心・身体・人間関係)	1		15			1						1
精神保健看護学	精神保健看護学Ⅰ(理論)	2		30				2					2
	精神保健看護学Ⅱ(技法)	1		30					1				1
発達看護学	発達看護学概論	1		15			1						1
	発達看護学(成人期の看護)	1		15			1						1
	発達看護学Ⅰ(リブ・オブ・ケア・N/Aと看護①)	2		30				2					2
	発達看護学Ⅰ(リブ・オブ・ケア・N/Aと看護②)	1		30					1				1
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①)	2		30				2					2
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②)	1		30					1				1
	発達看護学Ⅲ(老年期の看護①)	2		30				2					2
発達看護学Ⅲ(老年期の看護②)	1		30					1				1	
健康レベル別看護学	プライマリーヘルスケア	1		15				1					1
	慢性期ケア	2		30				2					2
	急性期ケア	2		30				2					2
	緩和・終末期ケア		*1	15					1				1
	健康レベル別看護学演習Ⅰ	1		30					1				1
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1		30					1				1	
地域・在宅看護学	地域看護学	2		30		2							2
	公衆衛生看護学演習		◎2	30				2					2
	保健福祉行政論		◎2	30							2		2
	在宅看護学	2		30				2					2
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		15					1				1
	看護管理学Ⅱ		2	30						2			2
	看護教育学Ⅰ	1		15					1				1
	看護教育学Ⅱ		2	30							2		2
	看護教育方法		2	30							2		2
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ		1	15							1		1
	応用看護学特論Ⅱ		1	15							1		1
国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ(異文化とケア含)	1		15					1				1
	国際看護学Ⅱ		1	15						1			1
	国際看護学演習		1	30						1			1
	災害看護学Ⅰ	1		15		1							1
	災害看護学Ⅱ		*1	15								1	1
	災害看護学活動論Ⅰ		1	30						1			1
	災害看護学活動論Ⅱ		1	30				1					1
災害看護学活動論Ⅲ		1	30					1				1	
看護学実習	看護援助論実習〔レベルⅠ〕	2		90		2							2
	看護援助論実習〔レベルⅡ〕	5		225			5						5
	精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕	2		90					2				2
	発達看護学Ⅰ(リブ・オブ・ケア・N/Aと看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90					2				2
	発達看護学Ⅱ(子どもと家族の看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90					2				2
	発達看護学Ⅲ(老年期の看護)実習〔レベルⅢ〕	2		90					2				2
	健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕	3		135							3		3
	地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1	1		45					1				1
地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2	1		45							1		1	
看護学総合実習	3		135								3	3	
研究	研究方法論Ⅰ	1		30					1				1
	研究方法論Ⅱ	1		30						1			1
	研究方法論Ⅲ(量的研究方法論)		1	15							1		1
	研究Ⅰ	1		30							1		1
	研究Ⅱ		1	30								1	1
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学発展論		1	15						1			1
	公衆衛生看護学管理論		1	15							1		1
	公衆衛生看護学方法論		1	15						1			1
	公衆衛生看護学活動論演習Ⅰ		1	30							1		1
	公衆衛生看護学活動論演習Ⅱ		1	30							1		1
	公衆衛生看護学実習		5	225								5	5
看護師教育課程のみ履修者				必修：72単位 選択：2単位以上		小計74単位以上							
保健師教育課程選択履修者				必修：72単位 選択：6単位以上		小計78単位以上							
必修：100単位 選択：24単位以上 合計124単位以上													
ただし、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、124単位に加え「公衆衛生看護学分野」計10単位の修得を要する。													
※開講学年・学期は、調整変更する場合があります。													

【2024（令和6）年度編入学生】

5) 編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程）

編入学生の修業年限は2年間とし、4年を超えて在学することはできません。卒業に必要な単位は、他の学部生同様に125単位以上となりますが、86単位を上限に既修得単位認定を行っています。既修得単位認定は、次のとおり定めています。

〈3年次編入学生の卒業要件単位〉

区 分	認定単位数（上限）		修得すべき単位数		合計（卒業要件）	
	必修	選択	必修	選択	看護師教育課程のみ履修者	保健師教育課程選択者
赤 十 字	—	—	1	—	1単位	
人間/社会/ 自然と科学/情報	1	6	5	4	16単位	
言 葉	2	2	2	2	8単位	
健 康	16	1 ^{*a}	—	2 ^{*b}	19単位（ ^{*a} ^{*b} 含む）	16単位
研 究	—	—	5	—	5単位	
看 護 論	2	—	1	—	3単位	
看護技術論	6	—	—	—	6単位	
看護援助論	8	—	—	—	8単位	
精神保健看護学	2	—	2	—	4単位	
発達看護学	11	—	—	—	11単位	
健康レベル別看護学	6	—	1	1 ^{*c}	8単位（ ^{*c} 含む）	7単位
地域・在宅看護学	—	—	7	6 [◎]	7単位	13単位 （ [◎] 含む）
看護管理学・看護教育学	—	—	2	—	2単位	
応用看護学	—	—	—	1 ^{*a}	1単位（ ^{*a} 含む）	—
国際・災害看護学	—	—	2	1 ^{*d}	3単位（ ^{*d} 含む）	2単位
看護学実習	23	—	—	—	23単位	
公衆衛生看護学	—	—	—	—	—	（11単位）

合 計	看護師教育課程のみ履修者	77	9	28	11 （ [*] 含む） （ [◎] 含まず）	125単位以上
		86単位		39単位以上		
	保健師教育課程選択履修者	77	9	28	12 （ [◎] 含む） （ [*] 含まず）	126単位以上 ただし、保健師国家試験受験資格取得のためには、126単位に加え、公衆衛生看護学分野11単位の修得を要する。
		86単位		40単位以上		

既修得として認定した単位と本学で修得すべき授業科目の単位を合計して卒業要件単位数を修得してください。なお、編入学生の多様な背景を考慮して、編入学生のみを対象としたクラスの授業科目がありません。

【編入学生用】教育課程（修得すべき単位数に係る科目について記載）

科 目	単 位	履修 学年	学期	編入 クラス	備考	認定 単位数 (上限)	修得 すべき 単位数	卒業 要件 単位数						
赤十字	赤十字概論	必修	1	3	前期	認定しない	1	1						
人間	哲学と倫理	選択	1	4	前期	7	9	16						
	生命倫理	必修	1	3	後期									
	臨床心理学	選択	2	3	後期				☆					
社会	現代社会論	選択	2	3	後期				7	9	16			
	社会保障論	必修	1	3	前期									
	家族社会学	選択	2	3	後期									
自然と科学	生物学	選択	2	3	後期							7	9	16
	保健統計学	必修	2	3	前期									
言葉	英語 R2-1	必修	1	3	前期	4	4	8						
	英語 R2-2	必修	1	3	後期									
	英語 W2-1	選択	1	3	前期				☆	選択必修				
	英語 W2-2	選択	1	3	後期				☆	選択必修				
健康	リハビリテーション医学	選択	1	3	前期	17	2* 一◎	19* 16◎						
	遺伝と遺伝カウンセリング	選択	1	4	前期				選択必修*					
研究	研究基礎Ⅰ	必修	1	3	前期	認定しない	5	5						
	研究基礎Ⅱ	必修	1	3	前期				☆					
	研究方法論Ⅰ	必修	1	3	前期									
	研究方法論Ⅱ	必修	1	3	後期									
	研究Ⅰ	必修	1	4	前期									
看護論	看護学概論Ⅱ	必修	1	4	後期	2	1	3						
看護技術論	—					6	—	6						
看護援助論	—					8	—	8						
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	必修	2	3	後期	2	2	4						
発達看護学	—					11	—	11						
健康レベル 別看護学	プライマリーヘルスケア	必修	1	3	後期	6	2* 1◎	8* 7◎						
	緩和・終末期ケア	選択	1	3	前期				選択必修*					
地域・在宅 看護学	地域看護学	必修	2	3	後期	認定しない	7* 13◎	7* 13◎						
	公衆衛生看護活動論	選択	2	3	後期				選択必修◎					
	保健福祉行政論	選択	2	3	後期				選択必修◎					
	疫学	選択	2	3	後期				選択必修◎					
	コミュニティヘルスアセスメント論	必修	1	3	後期									
	在宅看護概論Ⅰ	必修	1	3	後期									
	在宅看護概論Ⅱ	必修	1	3	後期									
看護管理学・ 看護教育学	看護管理学Ⅰ	必修	1	3	後期	認定しない	2	2						
	看護教育学Ⅰ	必修	1	3	後期									
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ	選択	1	4	前期	認定しない	1* 一◎	1* 一◎						
国際・災害 看護学	国際看護学Ⅰ	必修	1	3	前期	認定しない	3* 2◎	3* 2◎						
	災害看護学Ⅰ	必修	1	3	後期									
	災害看護学Ⅱ	選択	1	4	前期				選択必修*					
看護学実習	—					23	—	23						
公衆衛生 看護学	公衆衛生看護活動展開論	選択	1	3	後期	認定しない	保健師国家 試験受験資 格取得に際 して、全科 目の単位修 得を要する	—						
	公衆衛生看護管理論	選択	1	4	前期									
	公衆衛生看護方法論	選択	2	3	後期									
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	選択	1	4	前期									
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	選択	1	4	前期									
公衆衛生看護学実習	選択	5	4	前期										
計	看護師教育課程のみ履修者					86	39*	125単位 以上						
	保健師教育課程選択履修者					86	40◎							

- ☆印：編入学生のみを対象としたクラス
*印：看護師教育課程のみ履修者に該当する。 ◎印：保健師教育課程選択履修者に該当する。
- 言葉の区分で修得すべき4単位は、英語R2、英語W2で修得すること。
- 本学が既修得単位として認定した単位数が認定単位数上限に満たない場合は、本学が指定する授業科目および単位数を修得すること。
- 全体の教育課程は、「2. 科目に関すること-4）授業科目一覧【2022（令和4）年度以降入学生】」を参照すること。

【2023（令和5）年度以前編入生】

5) 編入学生について（卒業要件、修業年限／在学年限、教育課程）

編入学生の修業年限は2年間とし、4年を超えて在学することはできません。卒業に必要な単位は、他の学部生同様に124単位以上となりますが、85単位を上限に既修得単位認定を行っています。既修得単位認定は、次のとおり定めています。

〈3年次編入学生の卒業要件単位〉

区 分	認定単位数（上限）		修得すべき単位数		合計（卒業要件）	
	必修	選択	必修	選択	看護師教育課程のみ履修者	保健師教育課程選択者
赤 十 字	—	—	1	—	1 単位	
人間/社会/ 自然と科学/情報	—	7	5	5	17 単位	
言 葉	2	4	2	2	10 単位	
基 礎 ゼ ミ	—	—	2	—	2 単位	
健 康	16	2 *a	—	2 *b	20 単位 (*a*b含む)	16 単位
看 護 論	2	—	1	—	3 単位	
看護技術論	6	—	—	—	6 単位	
看護援助論	8	—	—	—	8 単位	
精神保健看護学	1	—	2	—	3 単位	
発達看護学	11	—	—	—	11 単位	
健康レベル別看護学	6	—	1	1 *c	8 単位 (*c含む)	7 単位
地域・在宅看護学	—	—	4	6◎	4 単位	10 単位 (◎含む)
看護管理学・看護教育学	—	—	2	—	2 単位	
応用看護学	—	—	—	—	—	
国際・災害看護学	—	—	2	1 *d	3 単位 (*d含む)	2 単位
看護学実習	20	—	3	—	23 単位	
研 究	—	—	3	—	3 単位	
公衆衛生看護学	—	—	—	—	—	(10単位)

合 計	看護師教育課程のみ履修者	72	13	28	11 (*含む) (◎含まず)	124 単位以上
		85 単位		39 単位以上		
	保健師教育課程選択履修者	72	13	28	13 (◎含む) (*含まず)	124 単位以上 ただし、保健師国家試験受験資格取得のためには、124 単位に加え、公衆衛生看護学分野10 単位の修得を要する。
		85 単位		41 単位以上		

既修得として認定した単位と本学で修得すべき授業科目の単位を合計して卒業要件単位数を修得してください。なお、編入学生の多様な背景を考慮して、編入学生のみを対象としたクラスの授業科目がありません。

【編入学生用】教育課程（修得すべき単位数に係る科目について記載）

科 目	単 位	履修学年	学期	編入クラス	備考	認定単位数(上限)	修得すべき単位数	卒業要件単位数		
赤十字	赤十字概論	必修	1	3	前期		認定しない	1	1	
人間	哲学と倫理	選択	2	4	前期	選択科目から5単位以上選択。人間1科目以上、社会1科目以上とする。	7	10	17	
	生命倫理	必修	1	3	後期					
	心理学Ⅱ	選択	2	3	後期					☆
	生活環境論	必修	1	3	後期					
	障がい論	選択	1	3	後期					
社会	社会学Ⅱ	選択	2	3	後期					
	社会保障論	必修	1	3	前期					
	家族社会学	選択	2	3	後期					
自然と科学	生物学Ⅱ	選択	2	3	後期					
情報	保健統計学	必修	2	3	前期					
言葉	英語R2-1	必修	1	3	前期	☆ 選択必修	6	4	10	
	英語R2-2	必修	1	3	後期					
	英語W2-1	選択	1	3	前期					
	英語W2-2	選択	1	3	後期					
基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ	必修	1	3	前期	☆	認定しない	2	2	
	基礎ゼミⅡ	必修	1	3	後期	☆				
健康	リハビリテーション医学	選択	1	3	前期	選択必修*	18	2* —◎	20* 16◎	
	遺伝と遺伝カウンセリング	選択	1	4	前期	選択必修*				
看護論	看護学概論Ⅱ	必修	1	4	後期		2	1	3	
看護技術論	—						6	—	6	
看護援助論	—						8	—	8	
精神保健看護学	精神保健看護学Ⅰ	必修	2	3	後期		1	2	3	
発達看護学	—						11	—	11	
健康レベル別看護学	プライマリーヘルスケア	必修	1	3	後期		6	2* 1◎	8* 7◎	
	緩和・終末期ケア	選択	1	3	前期	選択必修*				
地域・在宅看護学	地域看護学	必修	2	3	後期		認定しない	4* 10◎	4* 10◎	
	公衆衛生看護活動論	選択	2	3	後期	選択必修◎				
	保健福祉行政論	選択	2	4	前期	選択必修◎				
	疫学	選択	2	3	後期	選択必修◎				
	在宅看護学	必修	2	3	前期					
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	必修	1	3	後期		認定しない	2	2	
	看護教育学Ⅰ	必修	1	3	後期					
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ	選択	1	4	前期		認定しない	—	—	
国際・災害看護学	国際看護学Ⅰ	必修	1	3	前期		認定しない	3* 2◎	3* 2◎	
	災害看護論Ⅰ	必修	1	3	後期					
	災害看護論Ⅱ	選択	1	4	前期	選択必修*				
看護学実習	看護学総合実習	必修	3	4	後期		20	3	23	
研究	研究方法論Ⅰ	必修	1	3	前期		認定しない	3	3	
	研究方法論Ⅱ	必修	1	3	後期					
	研究Ⅰ	必修	1	4	前期					
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論	選択	1	3	後期	保健師教育課程選択者のみ履修可とする。	認定しない	保健師国家試験受験資格取得に際して、全科目の単位数修得を要する	—	
	公衆衛生看護管理論	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護方法論	選択	1	3	後期					
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	選択	1	4	前期					
	公衆衛生看護学実習	選択	5	4	前期					
計	看護師教育課程のみ履修者						85	39*	124単位以上	
	保健師教育課程選択履修者						85	41◎		

- ☆印：編入学生のみを対象としたクラス
*印：看護師教育課程のみ履修者に該当する。 ◎印：保健師教育課程選択履修者に該当する。
- 言葉の区分で修得すべき4単位は、英語R2、英語W2で修得すること。
- 本学が既修得単位として認定した単位数が認定単位数上限に満たない場合は、本学が指定する授業科目および単位数を修得すること。
- 全体の教育課程は、「2. 科目に関すること-4) 授業科目一覧【2021（令和3）年度以前入学生】」を参照すること。

6) 科目ナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目の教育課程と学修段階（難易度）を体系的に示すために各授業科目に番号を付して分類したものです。本学では、以下の4つの文字と3桁の数字を用いて、7桁のコードで構成しています。

【例】科目名：「赤十字概論」の科目ナンバー【HBRC100】

① H ② B ③ DN ④ 201

① キャンパスコード ② 学位コード ③ 学科区分コード ④ レベルコード

日本赤十字看護大学のナンバリングルール

H		B		DN		201	
キャンパスコード	学位コード	学科目区分コード		レベルコード			
H 看護学部（広尾キャンパス）	B 学部	RC 赤十字	IN 看護論	100台/150台		主に1年次を対象としたレベル	
		HU 人間	FN 基盤臨床看護論	200台/250台		主に2年次を対象としたレベル	
	M 修士課程	SS 社会	MN 精神保健看護学	300台/350台		主に3年次を対象としたレベル	
		NS 自然と科学	LN 生涯発達看護学	400台/450台		主に4年次を対象としたレベル	
S さいたま看護学部（大宮キャンパス）	D 博士課程	IS 情報	CH 地域・在宅看護学				
		LS 言葉	ME 看護管理学・看護教育学				
		HS 健康	AN 応用看護学				
		RE 研究	ID 国際・災害看護学				
		DN 発達看護学	NP 看護学実習				
		HN 健康レベル別看護学	PN 公衆衛生看護学				
		FS 基礎ゼミ					
		CN 看護援助論					
		FN 看護技術論					

学科目区分コードについて

「赤十字」... Study on the Red Cross	「看護論」... Introduction to Nursing Science	「地域・在宅看護学」... Community Health Nursing
「人間」... HUmAn Science	「看護技術論」... Fundamental Skills of Nursing	「看護管理学・看護教育学」... Nursing Management and Education
「社会」... Social Science	「基盤臨床看護論」... Fundamentals of Clinical Nursing	「研究」... REsearch
「自然と科学」... Natural Science	「看護援助論」... Competence of Nursing Practice	「看護学実習」... Clinical Nursings Practicum
「情報」... Information Science	「精神保健看護学」... Psychiatric and Mental Health Nursing	「応用看護学」... Applied Nursing
「言葉」... Language Study	「発達看護学」... Developmental Nursing	「国際・災害看護学」... International and Disaster Nursing
「基礎ゼミ」... Freshers Seminar	「生涯発達看護学」... Lifelong developmental Nursing	「公衆衛生看護学」... Public Health Nursing
「健康」... Health Science	「健康レベル別看護学」... Health Status Nursing	

7) DPルーブリックについて

看護学部の掲げるDPの到達度について、学生が自己評価できるように定めた学修到達度表です。1～4の各レベルは、1年～4年の各学年で到達すべき目標として設定しています。

日本赤十字看護大学 看護学部DPルーブリック

DP	DPの内容	レベル1 (導入)	レベル2 (基礎)	レベル3 (応用)	レベル4 (発展)
DP1 擁護する力	倫理的視点に基づき、人間の尊厳と権利を擁護する力	<ul style="list-style-type: none"> 自己と他者の価値観の違いを理解することができる。 赤十字の基本原則、人道・倫理についての基礎的な知識を持ち身近なことから考えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の多様な価値観や信念を尊重し、尊重して関わる。 個人や集団の特性にあわせて、その人たちの健康や社会生活における課題について世界規模の視点から関心を持つことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人の権利の擁護について理解することができる。 対象者の多様な価値観や信念を理解することができる。 人々が価値観・信念に基づいた生き方を選択し、その人らしい生活を維持するための看護を考えることができる。 世界に目を向けながら、国内外の文献や時事を関心を持って調べて比較することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 倫理的視点に基づき、あらゆる人々の尊厳と権利を擁護するために建設的意見を述べ、具体的な実践につなげることができる。 国内外の文化・医療・社会情勢を踏まえ看護実践を創造的に考えることができる。
DP2 グローバルな視点で関心をもつ力	人々の健康と社会生活についてグローバルな視点で関心をもつ力	<ul style="list-style-type: none"> 日本および諸外国の文化、暮らし、取り巻く環境を知ることができる。 ことばや文化を学ぶことを通して多様な文化について関心をもつことができる。 赤十字の国際的な活動について理解を深めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者理解や自己理解を深め、援助的な関係性を築くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある対象者を、自分とは異なる価値観や生活背景を持つ人として理解し、尊重して、関係性を築くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な価値観や文化をもつ人々を深く理解し、自己を省みながら関係性を築くことができる。 多様な価値観や文化をもつ人々と関係性を築く中で、自己を顧みて課題を見つけていくことができる。
DP3 関係を築く力	多様な価値観や文化をもつ人々を理解し、自身を客観的に省みながら関係性を築く力	<ul style="list-style-type: none"> 健康課題を科学的、論理的に理解するための基礎的知識を持つことができる。 対象者とその健康を維持・増進、疾病の予防に必要なことについて理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の健康課題を理解することができる。 健康課題を支援するための基礎的知識や技術を身につけることができる。 対象者の健康の保持・増進、疾病の予防に必要なことについて理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な発達段階にある人や脆弱な状態にある人々の健康課題や生活への影響を、対象者の身体的・心理的・社会的な側面を統合して、アセスメントすることができる。 アセスメントに基づき、健康課題に対して支援する方法を計画、実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる対象者を全体的に捉え、根拠に基づいた看護を計画的に実践することができる。
DP4 実践する力	あらゆる対象に向けて、根拠に基づいた看護を実践する力	<ul style="list-style-type: none"> 身近な現象において自己の関心や疑問を言語化し、意見を述べ合うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の関心や疑問を探究する方法について基礎的な知識や技術を身につけることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の探究したい課題とその探究方法について論理的、系統的に言語化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の探究したい課題について論理的、系統的に探究することができる。
DP5 探求する力	問いを見出し、その解決に向けて深く考え、探求する力	<ul style="list-style-type: none"> 対象者を取り巻く人々とその役割について理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者を取り巻く人々との連携・協働がどのように行われているかを理解できる。 看護職が連携・協働する多職種や他機関を理解することができる。 看護学生として自分が学ぶべきことや課題について理解し、自己の課題を明確化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者を取り巻く人々それぞれの役割を理解し、尊重し、看護職として連携・協働するための役割について考えることができる。 多職種連携の一員としての視点から看護実践について考察することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて看護職として主体的に関与するための方法を検討することができる。 様々なケアシステムにおいて展開される多職種連携の中での看護職の役割を考察することができる。
DP6 連携・協働する力	健康上の諸課題に対応する人々との連携・協働に向けて主体的に関与する力	<ul style="list-style-type: none"> 人々の健康を取り巻く社会状況の変化に関心を持つことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護学生として自分が学ぶべきことや課題について理解し、自己の課題を明確化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会に対する看護職の責務について、考察することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護の専門職者として社会状況の変化に関心を持ち、自己の課題を明確化し、成長し続けるよう努力することができる。
DP7 成長する力	専門職者として、社会状況の変化に応じて成長し続ける力	<ul style="list-style-type: none"> 自己の意見や感じたことを聴くこと、さらには自己の考えを表現することができる。 他者との意見交換を通して、自己の考えを深めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既成概念にとらわれず、自己の意見や考え、知見を他者に発信することができる。 既存の知を超えて、よりよい実践や変化をもたらす提案ができる。
DP8 変化を生み出す力	変化を生み出す力	<ul style="list-style-type: none"> 自己の意見や感じたことを聴くこと、さらには自己の考えを表現することができる。 他者との意見交換を通して、自己の考えを深めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者との相互作用を通して、より創造的に議論を深めることができる。 議論を通して、新たな問いや課題を見出すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既成概念にとらわれず、自己の意見や考え、知見を他者に発信することができる。 既存の知を超えて、よりよい実践や変化をもたらす提案ができる。

3. 資格取得に関すること

1) 卒業時に取得できる国家試験受験資格（看護師・保健師）

〔看護師〕 卒業要件単位数を修得した者（卒業生全員）

〔保健師〕 卒業要件単位数を修得し、保健師資格取得のために必要な科目の単位数を修得した者

※保健師教育課程の定員は、1学年20名（編入学生若干名を含む）。

履修希望者多数の場合は選抜となります。「4. 履修に関すること - 7) 保健師国家試験受験資格を得るための履修選択」の該当入学年度の内容を確認するとともに、年度始めのガイダンス時の履修説明に出席してください。

2) 国家試験受験に関する流れ

6月下旬 受験見込者数調査、受験用写真台紙等申請・・・大学から厚生労働省に提出

8月1日（予定）★国家試験日程等発表・・・厚生労働省HP、官報に掲載される

8月下旬 ★出願必要書類、出願手続きについて掲示・・・写真、収入印紙など必要書類を学生へ掲示する、出願書類の提出は11月説明会で行う

10月初旬 国家試験実施・手続きに関する通知・・・厚生労働省から大学に実務作業用としての通知

11月初旬 ★説明会、出願書類等提出・・・学生：出願書類を記入し、大学から一括出願
(大学：一括出願用必要書類を追加し、出願期間内に提出)

1月下旬 免許申請用書類等・・・厚生労働省から大学に受験生への配付用として届く

1月下旬 ★受験票交付（説明会実施）・・・大学宛に受験票や留意事項（受験会場確定）が届いた後、説明会にて大学から受験票・留意事項、免許申請書類等を配付。

2月中旬 ★試験・・・国家試験受験

3月下旬 ★合格発表・・・厚生労働省HPに14：00に受験番号が掲載される

★印が学生に直接関わる日程です。なお、日程はこれまでの実績に基づくもので厚生労働省の通知等の時期により変更の可能性があります。4年生にはガイダンス等で都度説明するので、よく確認してください。

3) 保健師免許の交付を受けた後に申請により取得できる資格

- ・ 第一種衛生管理者免許
- ・ 養護教諭二種免許

ただし、養護教諭二種免許の申請のためには、必要科目（教育職員免許法施行規則第66条の6で指定された科目）の単位数を全て修得していなければなりません。本学での対応科目は下の表の通りです。資格取得を目指す学生は1年次から履修計画を立ててください。

教育職員免許法施行規則 第66条6で指定された科目	必要 単位数	本学での対応授業科目（単位数）（*：選択科目）
日本国憲法	2	日本国憲法（2）*
体育	2	身体運動論Ⅰ（1）*、身体運動論Ⅱ（1）*
外国語コミュニケーション	2	英語R1-1（1）、英語R1-2（1）、英語R2-1（1）、英語R2-2（1）
情報機器の操作	2	情報科学（2）*

なお、編入生に関しては、時間割配置の都合上、選択科目を在学中に履修できない場合があります。この場合、卒業後に科目等履修制度などを活用して必要な単位を取得してください。

4) その他

看護師免許取得後、実務経験や研修あるいは進学等を経ることにより、専門性の高い知識と実務経験を身につけた専門職として、助産師、介護支援専門員（ケアマネージャー）、認定看護師、専門看護師などの道が開かれています。

4. 履修に関すること

1) 履修計画と履修登録

単位を修得するためには、年度始めにまず授業科目の履修登録を行う必要があります。そして、試験等による評価が合格とならなければなりません。まず、それぞれの年度でどのような授業科目を履修するのか、卒業要件を理解したうえで、各自「履修計画」を立ててください。

〈履修計画作成上の注意事項〉

- ① 履修計画とは卒業までの期間でどのような科目を選び、どのように単位を修得していくかを定めることです。本学は看護学という特性上必修科目が多くなっていますが、自分の興味・関心や適性を考慮し、将来どのような強みを持った看護師になりたいかを想像しながら、皆さん自身で履修計画を立ててください。
- ② 履修計画作成時には各科目のシラバスを確認し、科目の内容を確認してください。
- ③ 履修計画は入学時（1年生）に卒業までのものを作成してください。以降、進級の都度、自身の単位修得状況を確認しながら、見直しをしてください。
- ④ 各学年に配当された必修科目を確認してください。必修科目は卒業までに必ず単位の修得が必要となります。
- ⑤ 単位の修得にはシラバスで明示された自己学修が必要です。自己学修の時間も考慮した履修計画を作成してください。
- ⑥ 履修計画に不安がある場合は、自分で案を作成後、クラス担当教員の指導を受けてください。特に必修科目を不合格となり再履修科目のある学生は、講義や実習と時間割が重複して不合格科目の再履修が難しい場合があります。再履修科目のある学生は履修登録前に必ずクラス担当教員に面談を申し込み、指導を受けてください。
- ⑦ 具体的な注意事項は以下のとおりです。
 - ◆2022（令和4）年度以降入学生は「人間」・「社会」・「自然と科学」・「情報」から修得する選択科目10単位及び「言葉」から修得する選択科目4単位は1・2年次に修得できるようにしてください。2021（令和3）年度以前入学生については、「人間」・「社会」・「自然と科学」・「情報」から修得する選択科目12単位及び「言葉」から修得する選択科目6単位は1・2年次に修得できるようにしてください。特に「情報」区分は科目数が少ないので1年次に情報学概論（現行：「情報リテラシー」を読替履修）を修得することを勧めます。
 - ◆必修科目は配当された学年で修得できるように十分な学修が可能な計画を立ててください。
 - ◆2年次に配当された「公衆衛生看護活動論」及び「疫学」は保健師教育課程の選択必修科目ですが、看護師においても重要な科目となっています。保健師を希望しない学生も履修を強く推奨します。
 - ◆3年次に配当された「薬理学」（2022(令和4)年度以降入学生は必修科目）、「リハビリテーション医学」及び「緩和・終末期ケア」は看護師教育課程の選択必修科目ですが、保健師においても重要な科目となっています。保健師教育課程の学生も履修を強く推奨します。

〈履修登録上の注意事項〉

- ① **履修登録はWEBで行います。**履修および履修登録については、年度始めにガイダンスを行います。
- ② 履修登録期間に、病気その他やむを得ない理由で本人が提出できない場合は、必ず事前連絡をしてください。事前の連絡が無く、所定の期間に履修登録を行わなかった場合は、その履修を放棄したものとみなします。
- ③ 履修する授業科目は原則として、それぞれの年次に配当されている授業科目の中から選択します。上級年次配当の授業科目は履修することができません。原則として所属する学年の必修科目については予め履修登録（取消不可）をしてあります。ただし、特別の事情がある学生については、クラス担当教員を通じて履修科目を決定します。
- ④ 各学年で履修すべき必修科目については、原則として事前登録済み（取り消し不可）です。ただし、不合格で再履修となった必修科目は学生が必要な手続きを行う必要があります。手続きは別途周知するので、手続き漏れのない様に注意してください。
- ⑤ 年間履修単位には上限（49単位）があります。下記を参照してください。

- ⑥ 履修するためには、特定する授業科目の合格等を履修要件とした授業科目があります。シラバスや本履修要項でよく確認してください。
- ⑦ 履修登録をしていない授業に出席しても無効となります。
- ⑧ 一度登録した授業科目の変更は原則として認められません。
- ⑨ やむを得ず授業科目を変更する場合は、本学の指定する申請書を提出することにより変更手続きをすることができます。履修登録変更期間は、「学年暦」で確認してください。前期の履修登録変更期間においては履修の取消のみ申請することができます。後期の履修登録変更期間においては、後期開講の履修の追加または取消をすることができます。ただし、前期・後期ともに、実習科目については実習中止となった場合を含み、原則として取消はできません。また、海外研修や集中講義開講科目については、別途変更期間を定めます。
- なお、長期入院等により不可抗力のために授業出席ができなくなったときは、教務委員会が認めれば、履修登録変更期間後であっても取消を行うことができますので、必ずクラス担当教員に相談してください。申請に当たっては、医師の診断書などの「理由を証明するもの」を学務課教務一係に提出することになります。
- ⑩ 一度単位を修得した授業科目は、重ねて履修することができません。ただし、進級要件を満たさず留年となった場合は、C評価以下の授業科目（実習科目及び海外研修を伴う科目を除く）は履修が取り消しされます（単位修得が認められない）ので、再度履修することになります。
- ⑪ 履修登録後、履修者が3名以下のとき、非常勤講師科目については開講しない場合があります。この場合のみ、追加の履修登録を認めることがあります。
- ⑫ 登録した授業科目は履修して試験を受け、合格すれば単位修得が認定されます。途中で放棄、試験を受けなかった場合は、不合格となります。成績通知書に累積 GPA を表示しています。途中放棄するとその科目はGPが「0点」となり、GPAが低くなりますので注意してください。
- ⑬ 履修した科目が不合格になった場合、再履修して試験に合格しなければその科目の単位は修得できません。なお、必修科目の単位が修得できなかった場合は、必ず再履修をしなければなりません。再履修の仕方は下記のとおりです。再履修の履修計画は、時間割でスケジュールを確認し、望ましい学修方法をよく検討したうえで、履修登録してください。
- （下記の方法は選択科目の再履修には適用されません。選択科目を再履修する場合は、時間割の重複がないことを確認の上通常履修してください。）

<再履修方法について>

必修科目が不合格になった場合、翌年度以降に再履修して合格しなければなりません。

必修科目の再履修では、他の講義や実習と時間割が重複して再履修することが難しいことがあります。この場合、時間割の重なる2科目を同時に履修することはできません（ただし、実習と重複する場合には個別に検討します）。再履修科目のある学生は、必ずクラス担当教員にメール等で連絡し、履修方法について相談してください。

下記をよく読んで、再履修方法を決め、履修登録時に履修方法を申請してください。

1. 授業に2/3以上出席できなかったために、定期試験の受験資格がなく、不合格となった科目の再履修
通常通り、再履修科目を履修する。時間割が重なる科目の履修登録はできません。
実習と再履修科目が重複する場合には、個別に検討します。
通常履修した再履修科目の成績評価は、通常通り、S～Dで判定されます。
2. 授業に2/3以上出席し、定期試験を受験する資格があり、定期試験（再試験含む）を受けたが不合格となった科目（定期試験（再試験含む）を欠席し、不合格となった場合も含む）
以下の2つの履修方法から選んでください。

①通常履修

- 履修登録を行い、授業に2/3以上出席、定期試験を受ける。
- 通常履修した再履修科目の成績評価は、「S～D」評価となる。

②定期試験のみ受験する *不合格の翌年度のみ有効

- 別に指示された方法で再履修科目の履修登録を行い、定期試験のみ受けることを申請する。あわせて、「定期試験のみ受験する」旨を科目担当者にも連絡する。
- 授業に2/3以上出席するという条件は免除される。ただし、科目担当者と相談し、できる限り聴講すること。
- 原則として、科目を担当する教員が同じ科目を申請する（例：複数英語のクラスがある場合、同じ教員のクラスを申請）
- 定期試験のみ受験した再履修科目の成績評価は、60点以上を合格とし、「C（60点）」評価となる。60点未満は不合格となり、再試験は実施されない。また、この方法で履修した場合、当該試験の結果のみで成績評価を行うため、前回履修時に提出された成果物や授業への取り組みなどは評価対象となりません。不合格となった場合は、翌年度以降、通常履修による再履修をしてください。

3. 再履修科目と実習が重複する場合

- 再履修科目を通常履修する場合、実習時期と再履修科目が重なると、再履修科目への出席と実習へ出席をどのように調整し学修するか、慎重な検討が必要です。クラス担任、再履修科目の担当教員、実習科目担当責任者と相談の上、履修方法を検討します。
- 4年生の学生は、再履修科目と看護学総合実習の期間が重複をしていないか確認してください。再履修科目のある学生の総合実習配置の領域は希望どおりにはならないことを了承してください。

⑭ 履修について不明な点があれば、ただちに問い合わせて不明なままにしておかないでください。

2) 履修上限単位数（CAP 制）

『CAP 制』とは1年間で履修できる授業科目に単位数で上限を設定する制度です。本学では単位数の上限を50単位未満（年間）としています。

なお、令和5年度以降入学生から履修登録単位数の制度厳格化措置として、前年度の単年度 GPA 値が2.0未満の者は、単位数の上限を2単位減の48単位未満（年間）としています。

1単位の授業項目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとされており、通常の講義科目は15時間の授業時間が時間割に組まれます。残る30時間はシラバスなどで明示する自己学修が必要となります。本学は前後期制により授業を行っており、通常の場合前後期とも各15週で構成されます。

つまり、45時間の学修時間を授業週である15週で割ることから、1週間に3時間の学修が必要となります。仮に年間49単位を履修すると必要な学修時間は年間時間2,205時間となり、年間授業週30週で割ると1週間に約74時間、毎日約11時間の学修が必要となります。

CAP 制によらずとも、学修時間の確保を念頭に置きながら履修計画を作成してください。ただし、次に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除きます。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 1・2年次の看護学実習科目 | (2) 集中講義として開講する科目 |
| (3) 既修得単位認定を受けた科目 | (4) 2年次以降の再履修科目 |

3) 科目配置表

各授業科目は次のとおりの学年に配置されています。履修計画作成に活用してください。

科目配置表 1・2年次

科目群	1年次				2年次							
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位				
必修科目群	基礎科目群	赤十字概論 地域健康社会学 情報リテラシー 英語R1-1 人体の構造と機能Ⅰ 人体の機能と構造Ⅱ 研究基礎Ⅰ	1 1 1 1 2 2 1	英語R1-2 人体の構造と機能Ⅲ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1 2 2 2	保健統計学 英語R2-1 研究基礎Ⅱ	1 1 1	英語R2-2 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ 研究方法論Ⅰ	1 2 1			
	看護専門科目群	看護学概論Ⅰ 基礎臨床看護論Ⅰ(看護コミュニケーション論) 基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術①) 看護学導入実習Ⅰ	1 1 1 2	基礎臨床看護論Ⅱ(フィジカルアセスメント①) 基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術②) 地域看護学 国際看護学 災害看護学Ⅰ 看護学導入実習Ⅱ	1 1 2 1 1 1	こころの看護 基礎臨床看護論Ⅱ(フィジカルアセスメント②) 基礎臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術③) 基礎臨床看護論Ⅳ(看護過程) 成育期看護学概論 成育期看護学Ⅰ(リブ・ロウ・グレイブ・ハリスと看護①) 成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①) 成熟期看護学概論 成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護①) 成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護②) 成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護③) 成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護①) プライマリヘルスケア 在宅看護学概論Ⅰ 基礎臨床看護論実習Ⅰ	1 1 2 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1	基礎臨床看護論Ⅴ(基礎臨床看護論総合演習) 精神保健看護学・理論 精神病理学 成育期看護学Ⅰ(リブ・ロウ・グレイブ・ハリスと看護②) 成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②) 成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護②) 在宅看護学概論Ⅱ 在宅看護学演習Ⅰ 基礎臨床看護論実習Ⅱ	1 2 1 2 2 2 1 1 1 3			
必修単位数	1年次前期配当単位数		14	1年次後期配当単位数		16	2年次前期配当単位数		21	2年次後期配当単位数		19
	1年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				2年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				0			
	1年次配当必修科目単位数				30				2年次配当必修科目単位数			
進級要件	1→2年次 進級要件 必修科目30単位から24単位以上修得。 単位未修得が7単位以上の場合は、2年次へ進級できない。											
	2→3年次 進級要件 必修科目70単位から63単位以上修得。 1年次及び2年次必修科目における単位未修得が8単位以上の場合は、3年次へ進級できない。											

科目群	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位					
	選択科目群	★赤十字国際活動論演習 は隔年開講						ラボラトリー・プラクティス	1				
3・4年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。													
(区分：人間) 2科目以上		心理学概論 教育学概論 身体運動論Ⅱ(実技)	2 2 1	現代教育論 身体運動論Ⅰ(理論)	2 1	医療人文学	2	臨床心理学 人間工学	2 1				
(区分：社会) 2科目以上		社会学概論 日本国憲法	2 2	国際関係論	2			現代社会学 家族社会学 異文化論 医療と文化	2 2 2				
(区分：自然と科学 及び情報) 2科目以上		基礎数学 化学	1 2	基礎統計学	1			生物学 情報科学	2 2				
(区分：言葉) 右記から4単位以上		日本語の表現 英語W1-1 英語LS1-1 語学研修 中国語	1 1 1 1 1	英語W1-2 英語LS1-2 フランス語	1 1 1	英語W2-1 英語LS2	1 1	英語W2-2	1				
看護専門科目群						国際看護協働論 災害看護活動論Ⅰ(災害急性期)	1 1	◎公衆衛生看護活動論 ◎疫学 災害看護活動論Ⅱ(災害中長期)	2 2 1				
(区分：公衆衛生看護学) ※保健師教育課程 履修者のみ履修可能													
選択単位数		1年次前期配当単位数		17	1年次後期配当単位数		9	2年次前期配当単位数		6	2年次後期配当単位数		22
		1年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				2年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				-			
	1年次配当選択科目単位数				26				2年次配当選択科目単位数				28

科目配置表 3・4年次

科目群	3年次				4年次							
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位				
必修科目群	基礎科目群	1 1 (1)	生命倫理 薬理学 栄養学 研究方法Ⅱ【通年】	1 1 (1)	卒業研究【通年】	(1)	卒業研究【通年】	(1)				
	看護専門科目群	1 1 (1) (1) (1) (1) (1) 1 1 (2) (2) (3) (2) (2)	セクシャリティと看護 精神保健看護学・方法論 精神保健看護学演習【前期・後期】 成育期看護学Ⅰ(リゾゾクテイブヘルスと看護③)【前期・後期】 成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護③)【前期・後期】 成育期看護学Ⅱ(成人期の看護④)【前期・後期】 成育期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護③)【前期・後期】 在宅看護学演習Ⅱ 成育期看護学実習Ⅰ【前期・後期】 成育期看護学実習Ⅱ【前期・後期】 成熟期看護学実習Ⅰ【前期・後期】 成熟期看護学実習Ⅱ【前期・後期】 精神保健看護学実習【前期・後期】	1 1 (1) (1) (1) (1) (1) 1 1 (2) (2) (3) (2) (2)	看護関係法規 地域・在宅看護学実習 看護学総合実習Ⅰ(チーム医療) 看護学総合実習Ⅱ(応用看護学) 看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学) 看護管理Ⅰ 看護教育学Ⅰ 成育期看護学実習Ⅰ【前期・後期】 成育期看護学実習Ⅱ【前期・後期】 成熟期看護学実習Ⅰ【前期・後期】 成熟期看護学実習Ⅱ【前期・後期】 精神保健看護学実習【前期・後期】	1 2 2 (1) (1) (1) (1) 1 1 (2) (2) (3) (2) (2)	看護学概論Ⅱ *看護学総合実習Ⅱ(応用看護学) ◎看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学)	1 1 1	総実習Ⅱは保健師教育課程履修者のみ履修できる。保健師教育課程履修者は履修できない。 総実習Ⅲは保健師教育課程履修者のみ履修できる。看護学教育課程履修者は履修できない。			
必修単位数	3年次前期		5	3年次後期		5	4年次前期		5	4年次後期		3
	3年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				4年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				1			
	3年次配当必修科目単位数				27				4年次配当必修科目単位数			
進級要件												

Ⅱ 看護学部

科目群	3年次				4年次							
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位				
選択科目群	★赤十字国際活動論演習は隔年開講	2			*遺伝と遺伝カウンセリング	1	*疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1				
	★赤十字国際活動論演習	1			★赤十字国際活動論演習	(1)						
	1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとする。											
	(区分：人間) 2科目以上				哲学と医療	1						
	(区分：社会) 2科目以上											
(区分：自然と科学及び情報) 2科目以上				地球科学	1							
(区分：言葉) 右記から4単位以上	英語文献を読むⅠ	1	英語文献を読むⅡ	1								
看護専門科目群	災害看護活動論Ⅲ(こころのケア)	1	看護の歴史 ◎保健医療福祉行政論 国際看護協働演習(グローバルヘルス演習)	1 2 1	看護管理Ⅱ 看護教育学Ⅱ *応用看護学特論Ⅰ **応用看護学特論Ⅱ **応用看護学特論Ⅲ *災害看護学Ⅱ	1 1 1 1 1 1						
(区分：公衆衛生看護学) ※保健師教育課程履修者のみ履修可能			(保)公衆衛生看護学活動展開論 (保)公衆衛生看護学方法論	1 2	(保)公衆衛生看護学管理論 (保)公衆衛生看護学活動演習Ⅰ (保)公衆衛生看護学活動演習Ⅱ	1 2 1	(保)公衆衛生看護学実習	4				
選択単位数	3年次前期配当単位数		5	3年次後期配当単位数		8	4年次前期配当単位数		13	4年次後期配当単位数		5
	3年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				4年次通年及び年内配当(【前期・後期】と表した科目)				-			
	3年次配当選択科目単位数				13				4年次配当選択科目単位数			

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「*」印で示す下記5科目計5単位、「**」印で示すうちの1科目1単位以上を修得しなければならない。
* 科目：「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」「遺伝と遺伝カウンセリング」「応用看護学特論Ⅰ」「災害看護学Ⅱ」「看護学総合実習Ⅱ(応用看護学)」
** 科目：「応用看護学特論Ⅱ」「応用看護学特論Ⅲ」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記4科目計7単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護学活動論」「保健医療福祉行政論」「疫学」「看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学)」

なお、保健師教育課程履修者が同国家試験受験資格を得るためには、公衆衛生看護学区分から下記6科目11単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護学活動展開論」「公衆衛生看護学方法論」「公衆衛生看護学管理論」「公衆衛生看護学活動演習Ⅰ」「公衆衛生看護学活動演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

科目配置表 1・2年次

科目群	1年次				2年次			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
必修科目群	基礎科目群	1 1 1 1 2 2 1	英語R1-2 人体の構造と機能Ⅲ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1 2 2 2	保健統計学 英語R2-1 研究基礎Ⅱ	2 1 1	英語R2-2 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	1 2
	看護専門科目群	1 1 1 1	看護技術論Ⅰ① 看護技術論Ⅱ② 地域看護学 災害看護学Ⅰ 看護援助論実習[レベルⅠ]	1 1 2 2	看護技術論Ⅱ② 看護技術論Ⅲ③ 看護援助論Ⅰ 看護援助論Ⅱ 看護援助論Ⅲ 看護援助論Ⅳ 看護援助論Ⅴ 看護援助論Ⅵ 看護看護学概論 発達看護学(成人期の看護) 慢性期ケア 急性期ケア 看護援助論実習[レベルⅡ]	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 2 2 5	精神保健看護学・理論 発達看護学Ⅰ① 発達看護学Ⅱ① 発達看護学Ⅲ① プライマリーヘルスケア 健康レベル別看護学演習Ⅰ コミュニティヘルスアセスメント 在宅看護概論Ⅰ 在宅看護概論Ⅱ	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 5
必修単位数	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期	
	1年次配当必修科目単位数				2年次配当必修科目単位数			
進級要件	1→2年次 進級要件 必修科目29単位から24単位以上修得。 単位未修得が6単位以上の場合は、2年次へ進級できない。							
	2→3年次 進級要件 必修科目68単位から62単位以上修得。 1年次及び2年次必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次へ進級できない。							

科目群	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
	選択科目群	★赤十字国際活動 論演習は隔年開講						ラボラトリー・プラクティス	1
3・4年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。									
(区分:人間) 2科目以上		2 2 1	心理学概論 教育学概論 身体運動論Ⅱ(実技)	1 2 1	現代教育論 身体運動論Ⅰ(理論)	2 1	医療人文学	臨床心理学 人間工学	2 1
(区分:社会) 2科目以上		2 2	社会学概論 日本国憲法	2 2	国際関係論	2	異文化論	現代社会論 家族社会学 医療と文化	2 2 2
(区分:自然と科学 及び情報) 2科目以上		1 2	基礎数学 化学	1 2	基礎統計学	1		生物学	2
(区分:言葉) 右記から4単位以上		1 1 1 1	日本語の表現 英語W1-1 英語LS1-1 中国語	1 1 1 1	英語W1-2 英語LS1-2 語学研修 フランス語	1 1 1 1	英語W2-1 英語LS2	英語W2-2	1 1
看護専門科目群							1	災害看護活動論Ⅰ ◎公衆衛生看護活動論 ◎疫学 災害看護活動論Ⅱ	2 2 1
(区分:公衆衛生看護学) ※保健師教育課程 履修者のみ履修可能									
選択単位数	1年次前期		1年次後期		2年次前期		2年次後期		
	1年次配当選択科目単位数				2年次配当選択科目単位数				

科目配置表 3・4年次

科目群	3年次				4年次			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
必修科目群	基礎科目群	1	1	1	1	1		
	看護専門科目群	1	1	1	1	1	1	3
必修単位数	3年次前期	21	3年次後期	6	4年次前期	6	4年次後期	4
			3年次配当必修科目単位数	27			4年次配当必修科目単位数	10
進級要件								

Ⅱ 看護学部

科目群	前期		後期		前期		後期	
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
選択科目群	★赤十字国際活動論演習は隔年開講	2	★赤十字国際活動論演習	1	★赤十字国際活動論演習	(1)	*疾病の成り立ちと回復の促進 V	1
		1	*リハビリテーション医学	1	*遺伝と遺伝カウンセリング	1	研究 II	1
	1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計10単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとする。							
	(区分:人間) 2科目以上				哲学と倫理	1		
	(区分:社会) 2科目以上				地球科学	1		
(区分:言葉) 右記から4単位以上	1	1	英語文献を読むⅡ	1				
看護専門科目群	1	1	看護の歴史	1	看護管理学Ⅱ	2	看護教育学Ⅱ	2
(区分:公衆衛生看護学) ※保健師教育課程履修者のみ履修可能	1	2	(保)公衆衛生看護活動展開論	1	(保)公衆衛生看護管理論	1		
		2	(保)公衆衛生看護方法論	2	(保)公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	1		
					(保)公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	1		
					(保)公衆衛生看護学実習	5		
選択単位数	3年次前期	7	3年次後期	9	4年次前期	20	4年次後期	4
			3年次配当選択科目単位数	16			4年次配当選択科目単位数	24

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「*」印で示す下記6科目計6単位を修得しなければならない。
「リハビリテーション医学」「緩和・終末期ケア」「遺伝と遺伝カウンセリング」「応用看護学特論Ⅰ」「災害看護学Ⅱ」「疾病の成り立ちと回復の促進 V」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記3科目計6単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護活動論」「疫学」「保健福祉行政論」

なお、保健師国家試験受験資格を得るためには、選択科目群一看護専門科目群に(保)と示す下記公衆衛生看護学関連6科目11単位を修得しなければならない。

「公衆衛生看護活動展開論」「公衆衛生看護方法論」「公衆衛生看護管理論」
「公衆衛生看護活動論演習Ⅰ」「公衆衛生看護活動論演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

科目配置表 1・2年次

科目群	1年次				2年次				
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
必修科目群	基礎科目群	赤十字概論 英語R1-1 基礎ゼミⅠ 人体の構造と機能Ⅰ 人体の機能と構造Ⅱ	1 1 1 2 2	英語R1-2 基礎ゼミⅡ 人体の構造と機能Ⅲ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	1 1 2 2 2 2	保健統計学 英語R2-1	2 1	生活環境論 英語R2-2 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	1 1 2
	看護専門科目群	看護学概論Ⅰ 看護技術Ⅰ 看護技術Ⅲ① 看護援助Ⅲ	1 1 1 1	看護技術Ⅱ① 看護技術Ⅲ② 地域看護学 災害看護学Ⅰ 看護援助論実習〔レベルⅠ〕	1 1 2 1 2	看護技術Ⅱ② 看護技術Ⅲ③ 看護援助Ⅰ 看護援助Ⅱ 看護援助Ⅳ 看護援助Ⅴ 看護援助Ⅵ 看護援助Ⅶ 発達看護学概論 発達看護学(成人期の看護) 慢性期ケア 急性期ケア 看護援助論実習〔レベルⅡ〕	1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 2 5	精神保健看護学Ⅰ 発達看護学Ⅰ① 発達看護学Ⅰ② 発達看護学Ⅲ① プライマリヘルスケア 健康レベル別看護学演習Ⅰ	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1
必修単位数	1年次前期 11		1年次後期 17		2年次前期 22		2年次後期 14		14
	1年次配当必修科目単位数 28				2年次配当必修科目単位数 36				36
進級要件	1→2年次 進級要件 必修科目28単位から23単位以上修得。 単位未修得が6単位以上の場合は、2年次へ進級できない。								
	2→3年次 進級要件 必修科目64単位から58単位以上修得。 1年次及び2年次必修科目における単位未修得が7単位以上の場合は、3年次へ進級できない。								

科目群	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	
	選択科目群	★赤十字国際活動論演習は隔年開講				ラボラトリー・プラクティス	1		
3・4年次配当科目も含めて、この4区分から合計12単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。									
(区分:人間) 2科目以上		心理学Ⅰ 教育学概論 身体運動論Ⅱ(実技)	2 2 1	現代教育論 身体運動論Ⅰ(理論)	2 1			心理学Ⅱ	2
(区分:社会) 2科目以上		社会学Ⅰ 日本国憲法	2 2	国際関係論	2	世界の文化と宗教	2	社会学Ⅱ 家族社会学 医療と文化	2 2 2
(区分:自然と科学) 2科目以上		数学Ⅰ 生物学Ⅰ 化学Ⅰ	1 1 1	数学Ⅱ 生物学Ⅱ 化学Ⅱ	2 2 2				
(区分:情報) 1科目以上				情報学概論	1			情報科学	2
(区分:言葉) 右記から6単位以上		日本語の表現 英語W1-1 英語LS1-1 中国語Ⅰ フランス語Ⅰ	1 1 1 1 1	英語W1-2 英語LS1-2 中国語Ⅱ フランス語Ⅱ	1 1 1 1	英語W2-1 英語LS2-1	1 1	英語W2-2 英語LS2-2	1 1
看護専門科目群					災害看護活動論Ⅰ	1	◎公衆衛生看護活動論 ◎疫学 災害看護活動論Ⅱ	2 2 1	
(区分:公衆衛生看護学) ※保健師教育課程履修者のみ履修可能									
選択単位数	1年次前期 17		1年次後期 16		2年次前期 6		2年次後期 17		17
	1年次配当選択科目単位数 33				2年次配当選択科目単位数 23				23

科目配置表 3・4年次

科目群	3年次				4年次			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
必修科目群	基礎科目群	社会保障論 疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1 1	生命倫理 栄養学	1 1			
	看護専門科目群	看護援助論Ⅵ 精神保健看護学Ⅱ 発達看護学Ⅱ② 発達看護学Ⅱ② 発達看護学Ⅱ② 健康レベル別看護学演習Ⅱ 在宅看護学 国際看護学Ⅰ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1〔通年〕 研究方法論Ⅰ	1 1 1 1 1 2 1 1 2 2 2 2 1 1	看護管理学Ⅰ 看護教育学Ⅰ 研究方法論Ⅱ 精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕〔通年〕 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1〔通年〕 研究方法論Ⅰ	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (1) (1)	看護関係法規 健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2 研究Ⅰ	1 3 1 1	看護学概論Ⅱ 看護学総合実習
必修単位数	3年次前期 21		3年次後期 5		4年次前期 6		4年次後期 4	
	3年次配当必修科目単位数 26				4年次配当必修科目単位数 10			
進級要件								

科目群	前期		後期		前期		後期	
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
選択科目群	★赤十字国際活動論演習は隔年開講 ★赤十字国際活動論 ★赤十字国際活動論演習 *リハビリテーション医学	2 1 1	*薬理学 障がい論	1 1	★赤十字国際活動論演習 *遺伝と遺伝カウンセリング	(1) 1	*疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1
	1・2年次配当科目も含めて、この4区分から合計12単位以上取得すること。ただし、選択の内訳は左記のとおりとすること。							
基礎科目群	(区分:人間) 2科目以上				哲学と倫理	2		
	(区分:社会) 2科目以上							
	(区分:自然と科学) 2科目以上							
	(区分:情報) 1科目以上							
	(区分:言葉) 右記から6単位以上	英語文献を読むⅠ	1	英語文献を読むⅡ	1			
看護専門科目群	*緩和・終末期ケア 災害看護活動論Ⅲ	1 1	看護の歴史 国際看護学Ⅱ 国際看護学演習	1 1 1	◎保健福祉行政論 看護管理学Ⅱ 看護教育方法 応用看護学特論Ⅰ 応用看護学特論Ⅱ *災害看護学Ⅱ 研究方法論Ⅲ	2 2 2 1 1 1 1	看護教育学Ⅱ 研究Ⅱ	2 1
(区分:公衆衛生看護学) ※保健師教育課程履修者のみ履修可能			(保)公衆衛生看護学活動展開論 (保)公衆衛生看護学方法論	1 1	(保)公衆衛生看護学管理論 (保)公衆衛生看護学活動論演習Ⅰ (保)公衆衛生看護学活動論演習Ⅱ (保)公衆衛生看護学実習	1 1 1 5		
選択単位数	3年次前期 7		3年次後期 8		4年次前期 21		4年次後期 4	
	3年次配当選択科目単位数 15				4年次配当選択科目単位数 25			

※看護師教育課程のみ履修者は選択科目群に「*」印で示す下記6科目計6単位を修得しなければならない。
「リハビリテーション医学」「緩和・終末期ケア」「薬理学」「遺伝と遺伝カウンセリング」「災害看護学Ⅱ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」

※保健師教育課程履修者は選択科目群に「◎」印で示す下記3科目計6単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護学活動論」「疫学」「保健福祉行政論」

なお、保健師国家試験受験資格を得るためには、選択科目群一看護専門科目群に(保)と示す下記公衆衛生看護学関連6科目10単位を修得しなければならない。
「公衆衛生看護学活動展開論」「公衆衛生看護学方法論」「公衆衛生看護学管理論」
「公衆衛生看護学活動論演習Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論演習Ⅱ」「公衆衛生看護学実習」

4) 標準修得単位数

本学では、学年ごとに「標準修得単位数」を定めております。卒業要件単位数を計画的な単位修得を心がけてください。

2024(令和6) 年度入学生

学年	修得単位数
1年次	37単位
2年次	42単位
3年次	30単位
4年次	15単位
計	124単位

2023(令和5) 年度入学生
2022(令和4) 年度入学生

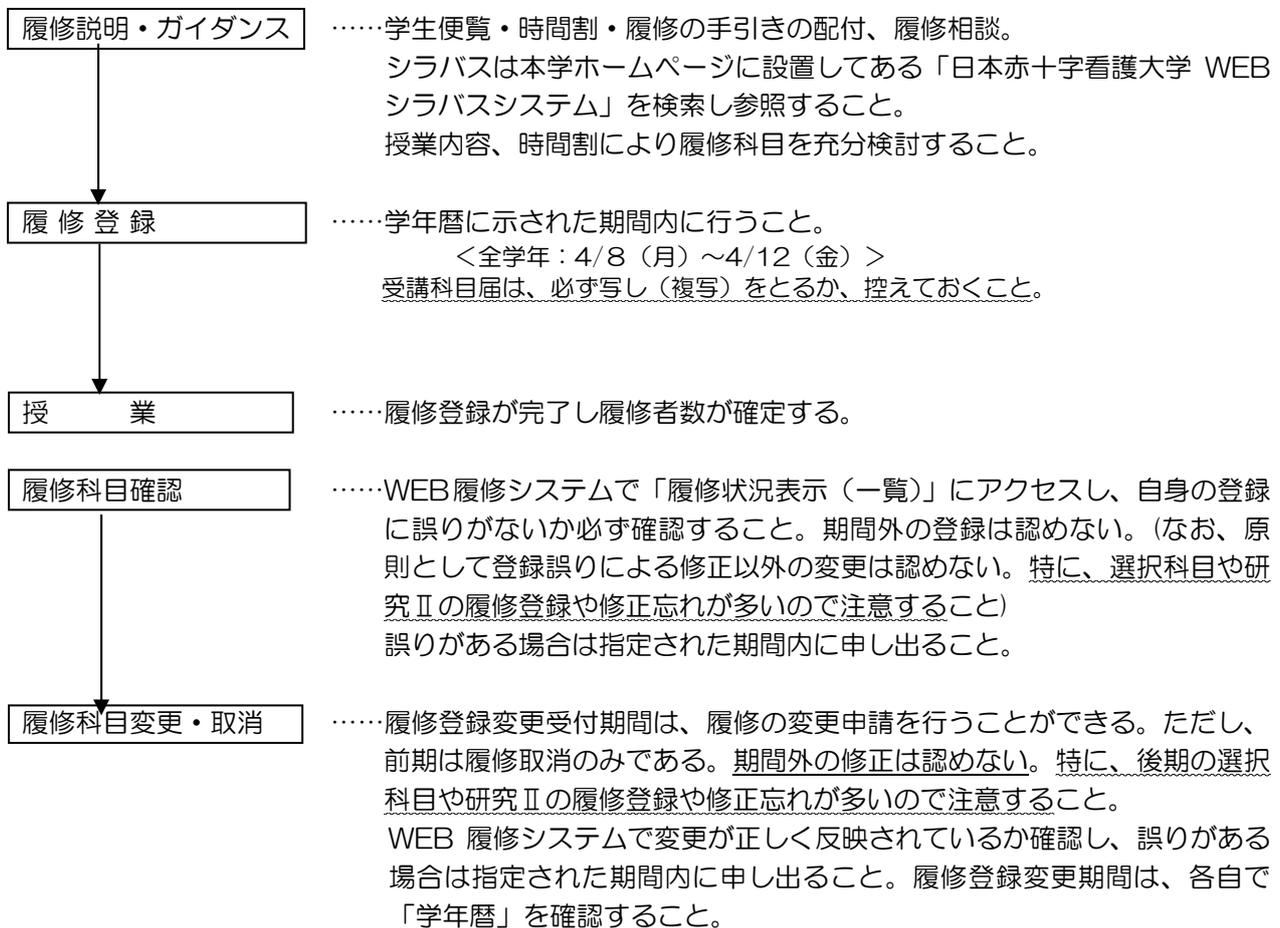
学年	修得単位数
1年次	44単位
2年次	39単位
3年次	28単位
4年次	14単位
計	125単位

2021(令和3) 年度以前入学生

学年	修得単位数
1年次	44単位
2年次	38単位
3年次	28単位
4年次	14単位
計	124単位

5) 履修登録の流れ (履修科目変更・取消も含む)

***WEBで履修登録を行います**



履修登録変更受付期間—前期は取消のみ—

前期：全学年—4/18(木)～4/22(月)

後期：1年生・編入3年生—10/7(月)～10/11(金)

2年生—10/15(火)～10/21(月)

3年生—10/21(月)～10/25(金)

4年生—10/7(月)～10/11(金)

6) 学修管理システム (Learning Management System: LMS) による出席状況の共有

授業の出席状況は LMS の機能を利用して、教員と学生が相互に確認できるようになっています。なお、授業内での出欠確認の方法は、LMS 機能を用いた実施・口頭での点呼による実施・小テスト等の提出による実施など、科目担当教員が適切と判断した方法で実施します。LMS 機能を用いない方法で出欠確認を行った場合、出席状況を LMS に反映させるまでに若干時間がかかります。

LMS に関しては、年度始めにその他の機能も含め、ガイダンスを行います。オンデマンド型授業や課題の提示、提出などについて、科目ごとに詳しい案内が Glexa 内で提示されますので、内容の確認が必要です。

<シラバスの見方>

シラバスとはその年度に開講される科目について学生が何をどのように学ばよいかを示したものです。

講義名	赤十字概論		
(副題)			
代表ナンバリングコード	HBRC100		
講義開講時期	前期	講義区分	講義
基準単位数	1		
実務経験がある教員	○		
アクティブラーニング (AL)			
必修/選択	必修		
担当教員			
氏名			
到達目標	国際赤十字・赤新月運動の歴史、活動、理念の学びを通して人間として、また人道を実現する医療人に相応しい人間的資質を養う。		
学習の進め方	1. 国際赤十字・赤新月運動 (日本赤十字社を含む) の歴史、理念、活動について理解し、説明できる。2. 赤十字と国際人道法の基本的な内容や赤十字標章の正しい使い方について自分の言葉で説明できる。3. 人道と人権の概念の理解を深め、人間尊重の文化について自分なりの意見を持つことができる。4. 学習した内容を元に他者に赤十字の概要を説明できる。		
スケジュール: 学修内容・形式・担当教員			
1	担当教員	角田	
	形式	講義・討論	
		30分: 国際赤十字運動に関する記事等を読み、ノートにまとめる。	
		30分: 講義資料を読み返すとともに講義の内容を振り返り、自己の課題を明確にする。	
		ポイント・補足の進め方については、国際赤十字・赤新月運動の経緯と役割、歴史、理念、活動について、	
	事前学修	30分: 現代の人道危機に関する報道記事などを検索し、ノートにまとめる。	
	事後学修	30分: 講義資料を読み返すとともに講義の内容を振り返り、自己の課題を明確にする。	
	内容	国際社会における赤十字の役割	
	ディプロマポリシー		
		ディプロマポリシー	
		連携する力	
		関係を築く力	
		探求する力	
	[3]		
教科書	授業の中で、適宜資料を提示する。		
	デュナン、H (1859) .ソルフェリーノの思い出、日本赤十字社、井上忠男 (2015) .戦争と国際人道法、堂、桐居孝・森正尚 (2014) .新版 世界と日本の赤十字、東信堂、ピクテ、J (1979/2006) 解説 赤十字原則、東信堂その他、日本赤十字社、ICRCの刊行物、ウェブサイトなど。		
	試験のフィードバックは、実施後7日以内Glexa上にて、正答及び解説の提示により行う。		
	後期の赤十字国際活動論、3・4年次の赤十字国際活動論 (演習) は、赤十字概論を基礎に、より発展的を取り扱う。		
	1. 授業への取組み20% 2. 試験80%		
オフィスアワー・研究室等	授業日 (火) の12:30~13:00 (角田410研究室)		

【科目ナンバー】
各科目に設定されたナンバーを示しています。

【学習の進め方】
講義・演習・アクティブラーニング・実習など、授業での学習の進め方を示しています。

【スケジュール: 学習内容・方法・担当教員】
授業回ごとの学習内容、方法、担当教員、事前・事後学修を示しています。

【対応 DP】
その科目が本学のどのディプロマ・ポリシー (DP) に対応しているか示しています。最大で3つ示しており、「1」として示したものが主として対応しています。

【他の授業科目との関連】
他の授業科目との関連や、実習の履修要件、保健師教育課程に位置づけられる科目を示しています。

【フィードバックの仕方】
試験やレポートなどの単位認定にかかわる課題のフィードバック方法を示しています。

【受講上の注意事項】
記載がある科目については、上記内容の他に注意を払ってほしいことを示しています。

【オフィスアワー・研究室等】
授業時間以外で教員から指導を受けたいとき、質問や相談をしたときに、教員が対応可能な時間と場所を示しています。

7) 保健師国家試験受験資格を得るための履修選択

【学部生】

<2024（令和6）年度入学生>

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師教育課程選択履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件124単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせた計135単位を修得しなければなりません。実習は4年次に実施します。

<2022（令和4）・2023（令和5）年度入学生>

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師教育課程選択履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件125単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせた計136単位を修得しなければなりません。実習は4年次に実施します。

<2021（令和3）年度以前入学生>

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師教育課程選択履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件124単位に、公衆衛生看護学区分10単位をあわせた計134単位を修得しなければなりません。実習は4年次に実施します。

(1) 保健師教育課程の履修学生

履修可能人数は学部・編入とあわせて実施年度ごとに20人（編入学生若干名を含む）です。

保健師国家試験受験資格が得られる保健師教育課程選択履修学生として、以下の基準で選考します。

(2) 保健師教育課程履修学生の選考手順

① 応募条件

A.学務課に保健師教育課程の履修志願申請を行った者（2年次2月に履修志願申請）

B.応募時に、以下の条件を満たしていること

<2024（令和6）年度入学生>

- ・1年次配当科目の看護学導入実習Ⅰならびに看護学導入実習Ⅱ及び地域看護学の成績がB以上であること。
- ・2年次までの配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学の単位を修得見込であること。
- ・2年次配当科目の基盤臨床看護論実習Ⅰならびに基盤臨床看護論実習Ⅱ及びプライマリーヘルスケアの単位を成績B以上で修得見込であること。
- ・3年次の配当科目の全ての必修科目の単位を修得予定であること。

<2023（令和5）年度以前入学生>

- ・1年次配当科目の看護援助論実習〔レベルⅠ〕及び地域看護学の成績がB以上であること。
- ・2年次までの配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学の単位を修得見込であること。
- ・2年次配当科目の看護援助論実習〔レベルⅡ〕及びプライマリーヘルスケアの単位を成績B以上で修得見込であること。
- ・3年次の配当科目の全ての必修科目の単位を修得予定であること。

② 選考方法

別に定めた所定の学科目全て（④参照）の得点上位より選考する。

③ 選考スケジュール予定

1年次：4月に履修ガイダンス

2年次：4月に履修ガイダンス

7月に選考スケジュール発表

2月に履修志願申請

3年次：5月に履修者を決定

※注意事項

2年次に単位修得見込みとして指定した科目の中に単位を修得できない科目が生じた場合、あるいは成績 B 以上として指定した科目の中に基準に達しない科目が生じた場合は、履修志願申請後であっても選考対象外となります。2年次に単位修得見込みとして指定した科目とは、2年次の配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護活動論、疫学です。

なお、履修が決定した後でも、3年次後期授業開始までに必修科目に単位が修得できない科目が生じた場合や、選考決定後に休学する場合は、4年次の公衆衛生看護学科目の履修許可は取り消されます。(3年次後期授業開始までに欠員が生じた場合は、次点の者に対して繰り上げ履修許可を行います。)

また、3年次3月までに3年次配当科目の全ての必修科目及び公衆衛生看護学科目(公衆衛生看護活動展開論、公衆衛生看護方法論)において単位の修得ができない科目が生じた場合は4年次の公衆衛生看護学科目の履修はできず、保健師国家試験受験資格は得られません。ただし、保健師教育課程選択履修者の選択必修科目6単位を修得すれば卒業することができます。

④ 成績の評価にかかわる所定の学科目

<2024(令和6)年度入学生>

1年次	2年次
赤十字概論	保健統計学
地域健康社会学	疾病の成り立ちと回復の促進IV
情報リテラシー	こころの看護
人体の構造と機能Ⅰ	基盤臨床看護論Ⅱ(フィグ加アセスメント②)
人体の構造と機能Ⅱ	基盤臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術③)
人体の構造と機能Ⅲ	基盤臨床看護論Ⅳ(看護過程)
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	基盤臨床看護論Ⅴ(基盤臨床看護論総合演習)
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	精神保健看護学・理論
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	精神病態学
看護学概論Ⅰ	成育期看護学概論
基盤臨床看護論Ⅰ(看護コミュニケーション論)	成育期看護学Ⅰ(リブ・オブ・ケア・ヘルスと看護①)
基盤臨床看護論Ⅱ(フィグ加アセスメント①)	成育期看護学Ⅰ(リブ・オブ・ケア・ヘルスと看護②)
基盤臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術①)	成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①)
基盤臨床看護論Ⅳ(基礎看護技術②)	成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②)
地域看護学*B以上	成熟期看護学概論
国際看護学	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護①)
災害看護学Ⅰ	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護②)
看護学導入実習Ⅰ*B以上	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護③)
看護学導入実習Ⅱ*B以上	成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護①)
	成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護②)
	プライマリーヘルスケア*B以上
	在宅看護学概論Ⅰ
	在宅看護学概論Ⅱ
	在宅看護学演習Ⅰ
	公衆衛生看護活動論*選択科目
	疫学*選択科目
	基盤臨床看護論実習Ⅰ*B以上
	基盤臨床看護論実習Ⅱ*B以上

＜2022（令和4）年度・2023（令和5）年度入学生＞

1年次	2年次
赤十字概論	保健統計学
地域健康社会学	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ
情報リテラシー	看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）
人体の構造と機能Ⅰ	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）
人体の構造と機能Ⅱ	看護援助論Ⅰ（看護過程）
人体の構造と機能Ⅲ	看護援助論Ⅱ（生命の維持）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	看護援助論Ⅴ（活動と休息）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）
看護学概論Ⅰ	精神保健看護学・理論
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	発達看護学概論
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	発達看護学（成人期の看護）
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）
地域看護学 *B以上	プライマリーヘルスケア *B以上
災害看護学Ⅰ	慢性期ケア
看護援助論実習（レベルⅠ） *B以上	急性期ケア
	健康レベル別看護学演習Ⅰ
	コミュニティヘルスアセスメント論
	在宅看護概論Ⅰ
	在宅看護概論Ⅱ
	公衆衛生看護活動論 *選択科目
	疫学 *選択科目
	看護援助論実習（レベルⅡ） *B以上

<2021（令和3）年度以前入学生>

1年次	2年次
赤十字概論	生活環境論
人体の構造と機能Ⅰ	保健統計学
人体の構造と機能Ⅱ	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ
人体の構造と機能Ⅲ	看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	看護援助論Ⅰ（看護過程）
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	看護援助論Ⅱ（生命の維持）
看護学概論Ⅰ	看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	看護援助論Ⅴ（活動と休息）
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	精神保健看護学Ⅰ
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	発達看護学概論
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	発達看護学（成人期の看護）
地域看護学 *B以上	発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）
災害看護論Ⅰ	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）
看護援助論実習（レベルⅠ） *B以上	発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）
	プライマリーヘルスケア *B以上
	慢性期ケア
	急性期ケア
	健康レベル別看護学演習Ⅰ
	公衆衛生看護活動論 *選択科目
	疫学 *選択科目
	看護援助論実習（レベルⅡ） *B以上

(3) 履修料について

公衆衛生看護学に関する科目の履修に際しては、履修料の納入が必要です。履修を許可された者は、4年次前期の授業料等納入時に「公衆衛生看護学に関する履修料」をあわせて納入してください。なお、4年次で公衆衛生看護学に関する科目履修を辞退した場合や不合格となった場合、履修料の返還はしません。

(4) 保健師の免許について

保健師の免許を受けるためには、保健師国家試験だけでなく看護師国家試験に合格しなければなりません。

【編入学生】

保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師教育課程選択履修者に指定する選択必修6単位を含んだ卒業要件125単位に、公衆衛生看護学区分11単位をあわせて計136単位を修得しなければなりません。実習の実施年度は4年次になります。

(1) 保健師教育課程の履修選択

履修可能人数は学部・編入とあわせて実施年度ごとに20人（編入学生若干名を含む）です。

保健師国家試験受験資格が得られる保健師教育課程選択履修学生として、以下の基準で選考します。

(2) 保健師教育課程履修学生の選考手順

① 応募条件

- A.学務課に保健師教育課程の履修志願申請を行った者
- B.応募時に、編入3年次の前期配当科目の全ての必修科目の単位を修得見込であること。
- C.在宅看護学の単位を成績 B 以上で修得見込みであること。
- D.看護師国家試験に合格していること。

② 選考方法

在宅看護学の成績が B 以上の者のうち、別に定めた所定学科目の全て（④参照）の得点に、面接得点を合計した得点上位より若干名を選考する。

③ 選考スケジュール予定

- 3年次：4月に履修ガイダンス
- 5月下旬に選考スケジュール発表
- 7月中旬に履修志願申請
- 8月下旬に面接
- 9月末に履修者を決定

※注意事項

履修志願申請を行った者については、所定学科目が追再試験該当となった場合、8月上旬までに追再試験を実施します。

履修が決定した後も、3年次3月までに編入3年次の配当科目の全ての必修科目、公衆衛生看護活動論、疫学及び公衆衛生看護学科目（公衆衛生看護活動展開論、公衆衛生看護方法論）において、単位を修得できない科目が生じた場合は、4年次の公衆衛生看護学科目の履修はできません。ただし、保健師教育課程選択履修者の選択必修科目6単位を修得すれば卒業することができます。

また、欠員が生じた場合でも繰り上げ履修許可は行いません。

④ 成績の評価にかかわる所定の学科目

編入3年次（前期）			
赤十字概論	社会保障論	保健統計学	英語 W2-1
研究基礎 I	在宅看護学 ^{※B以上}	国際看護学 I	

(3) 履修料について

公衆衛生看護学に関する科目の履修に際しては、履修料の納入が必要です。履修を許可された者は、4年次前期の授業料等納入時に「公衆衛生看護学に関する履修料」をあわせて納入してください。なお、4年次で公衆衛生看護学に関する科目履修を辞退した場合や不合格となった場合、履修料の返還はしません。

8) 入学前の既修得単位の認定

この制度は入学年次のみ適用されます。

他の大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学に入学した場合、その履修単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で本学において修得したものと認定する場合があります。希望する1年生はポータル・掲示等で示す指定期日までに学務課へ願い出てください。（看護系以外の大学または短期大学を卒業した編入学生も対象となります。）

*注1) 入学前の既修得単位が認定された場合は、認定された科目の配当学年の翌年度は「特待生（授業料免除）制度」選考の対象外となります。（例：2年次配当科目を単位認定された場合は3年次において特待生選考の対象外となります。）「特待生（授業料免除）制度」については学生便覧を参照してください。

*注2) 保健師教育課程の履修志願申請を予定している場合は、成績の評価にかかわる所定の学科目の既修得単位の認定申請は行わないでください。評価にかかわる所定の学科目が1科目でも既修得単位として認定された学生は、保健師教育課程の選考対象外となります。

9) 海外研修及び海外提携大学との交換学生

【短期海外研修「国際看護学演習」「赤十字国際活動論演習」】

学内での講義・演習での説明に加えて、現地での研修、見学を通して現地で実際に体験することを目的に実施される選択科目です。海外研修は、長期休暇中に行われます。

「国際看護学演習」は、訪問国を変えて3年生を対象として開講されます。

「赤十字国際活動論演習」は、スイスを訪問国として6泊8日程度の日程で3・4年生を対象として隔年開講されます。2024年度は不開講のため、今回は2025年度に開講予定です。

旅行代金は、訪問国・渡航日程・参加人数等により異なります。詳細については、関連する授業にて説明があります。

研修の開講時期、内容は、シラバスや担当教員からの授業時の説明により確認してください。ただし、「国際看護学演習」の履修には、「国際看護学Ⅰ」の単位を修得し、かつ「国際看護学Ⅱ」の単位を修得（見込みを含む）すること、「赤十字国際活動論演習」の履修には、「赤十字国際活動論」の単位を修得（見込みを含む）していることが必要です。

研修を効果的に実施するため、履修者数を調整する場合があります。また、感染症の流行、現地の治安等の諸事情により海外研修を中止する場合があります。

履修を希望する場合は、他の科目と同様に年度始めに履修登録をしてください。ただし、履修の変更手続きは、別途授業等で連絡する期日により行うことができます。

(参考)

「国際看護学演習の年度別訪問国」

実施年度	訪問国	日程
2023年度	インドネシア共和国	5泊6日
2021・2022年度	感染症拡大によりオンラインにて実施 (ルワンダ赤十字社・レバノン赤十字社)	
2018～2020年度	国際情勢や感染症拡大により実施せず	
2017年度	ベトナム	8泊9日
2016年度	オーストラリア	10泊11日
2015年度	オーストラリア	10泊11日
2014年度	タイ	6泊7日

【スウェーデン赤十字大学及びラ・ソース大学との交換学生】

本学では2008年に締結したスウェーデン赤十字大学、2014年に締結したラ・ソース大学との覚書に基づき、毎年看護学部より2名ずつ、さいたま看護学部より1名ずつ学生交換を実施しています。本学からの交換学生は、スウェーデンは3年次の2月から3月にスウェーデン赤十字大学（ストックホルム）で臨床教育（実習）を5週間、スイスは、3年次の2月から3月にラ・ソース大学（ローザンヌ）で臨床教育（実習）を3週間行います。スウェーデン・スイスでの実習は、その成果により4年次の「看護学総合実習」（必修科目 3単位）の単位として認定されます。また、スウェーデンあるいはスイスからの受入交換学生が実習を行う際は、交換学生をSA（Student Assistant）としてピアサポートします。なお、感染症の流行や現地の治安状況の悪化等により中止する場合があります。

交換学生に応募した看護学部の学生の中から、英語試験、2年次までの全必修科目の平均点、書類審査（志望理由書・学生調書による）、面接試験（人物及び健康、過去の国際活動実績、志望の動機、成果の還元方法、英会話力）により、スウェーデン2名、スイス2名の学生を選出します。

2023年度入学生より、交換学生制度を希望する学生は応募前年度の単年度 GPA 値3.0以上を目指し、大学での学修にしっかりと取り組んでください（GPA 値3.0未満の場合に志望を妨げるものではありません）。

応募および選考の詳細については、3年次前期に発表される募集要項で確認してください。ただし、応募に際しては、次の科目を履修していることが要件になります。3年次後期に開講される科目については、3年次の4月に履修登録を必ず行ってください。

履修要件科目
<ul style="list-style-type: none"> ・「英語 W2-1」または「英語 LS2」 ・「英語 W2-2」 ・「英語文献を読むⅠ」または「英語文献を読むⅡ」

*「英語文献を読むⅡ」（3年次後期配当科目）を履修予定で応募した者が、選考に通らなかった場合は、当該科目を後期の履修登録から削除しても差し支えありません。後期の履修登録変更受付期間に履修取消の手続きを必ず行ってください。

(1) 応募資格：以下の要件を満たし、事務局において所定の手続きを完了した者

- ① 「看護学総合学習」の単位互換制度について理解し、スウェーデンまたはスイスで実習を行うことを承諾する者
- ② 学業（実習を含む）に意欲的に取り組んでいる者
 - *1・2年次前期までに履修すべき科目（全必修科目）の単位取得をしていること。
 - *1・2年次前期までに履修した実習科目の成績が原則として、B以上であること。
- ③ 英語によるコミュニケーション能力を有する者
- ④ 心身の健康が良好である者
- ⑤ 自主性を持ち自己判断力のある者
- ⑥ 学生会・交換留学生の支援等、交換留学の成果を積極的に学内外に還元する意志がある者
- ⑦ ア) 2年次までに履修を要する科目を単位取得した者
 - 「英語W2-1」または「英語LS2」
 - 「英語W2-2」
 3年次に履修を要する科目を履修する者
 - 「英語文献を読むⅠ」または「英語文献を読むⅡ」
 イ) 希望者が定員に満たない場合に、臨時措置として、外部英語能力試験で必要スコアを取得している者
 - 必要スコア：TOEFL-iBT 32点以上、TOFEL-ITP 400点以上、IELTS 4.5以上
- ⑧ 「英語W2-2」の授業時に行うアンケートで、交換留学のエントリーを行った者

(2) 渡航費およびその他の費用負担

渡航費、その他の費用についてはガイダンスで説明します。

また、宿舎・受講にかかる諸経費は受け入れ側の大学が負担しますが、現地の食費・生活費は本人負担となります。

【アメリカのワシントン大学における「語学研修」】

看護学部生・編入生・大学院生対象

（*実習等により、参加不可能な学年があります。十分に注意してください。）

アメリカのワシントン大学への3週間程度の短期語学研修です。夏季休業期間を利用して研修を行います。所定の手続きを行うことにより、学習の成果に基づき、単位が認定されます。2022年度入学生からは「語学研修」において単位認定となりますので、履修を希望する場合は、他の科目と同様に年度始めに履修登録をしてください。ただし、履修の変更手続きは、別途授業等で連絡する期日により行うことができます。2021年度以前の入学生は「英語 LS2-2」（いずれも選択科目 1単位）の単位認定となります。

研修については、説明会に参加し、5月に申込みを決定する必要があります。

研修費用は、日程・為替レート等により異なります。詳細については、説明会にてお知らせします。

なお、感染症の流行や現地の治安状況の悪化等により研修を中止する場合があります。

10) 科目等履修生について

本学には、正規の学生の他に、科目等履修生が在籍しています。

科目等履修生は、履修を許可された授業科目について、本学学生と同じ履修形態で授業を受け、単位を修得することができます。

5. 他大学との単位互換制度

本学では聖心女子大学と単位互換に関する協定（交流学生制度と呼称します）を締結しており、一定の条件を満たした学生は所属大学に籍を置きながら相互の大学が開講する科目を履修することができます。本件は相手校のあることですので、例外的な配慮はできませんので注意してください。

本制度を利用して聖心女子大学の開講科目を履修したい学生は、以下のことに留意してください。

（１） 学生の身分及び学籍

本制度を利用する学生を「交流学生」と称します。学籍は所属大学におかれます。

（２） 対象とする学年

実習期間、対象学生決定時の成績による選考等の理由から、本学では学部 2 年生（前期・後期）、学部 3 年生（前期）、編入 4 年生（前期）を対象とします。

（３） 出願要件・受け入れ基準

出願時の累積 GPA が所属学部の平均値以上で、必修科目の不合格を有していないこと、かつ、出願前年度の累積 GPA が 2.70 以上の学生を対象とします。なお、大学全体で受入単位年間上限 50 単位、かつ 1 科目受入上限数 3 名のため、希望者が多い場合は累積 GPA により選考を行います。履修希望が 1 科目に集中した場合、上限の関係から GPA 上位ではなく下位の学生が選考されることがあります。

（４） 履修できる単位数

本制度で履修できる単位数は年間 4 単位までで、各年次の年間登録単位数上限に含みます。

（５） 修得した単位の取り扱い

修得した単位は、本学の卒業要件のうち「人間」「社会」「言葉」のいずれかの区分に算入します。仮に「社会 2 単位」として認められた場合、卒業要件である「社会」から選択する 2 科目のうちの 1 科目にカウントされ、「人間・社会・自然と科学・情報」から修得する選択科目のうちの 2 単位としてカウントします。

また、聖心女子大学の成績表は 5 段階評価のため、評価のみ成績に受け入れ（同校の AA 評価は本学では S 評価にて受け入れ）ます。素点への変換ができませんので、素点での受け入れは致しません。

なお、本制度で修得した成績は特待生 B の選考要件には含めません。

（６） 履修できる科目、履修決定後の受講ルール

聖心女子大学の規定に従います。例えば、出席必須と案内されていた授業回を真にやむを得ない事情で休まなくてはならない場合（感染症の罹患・忌引きも含む）、聖心女子大学が定める規則に則って手続きをしてください。本学事務局で手続き、もしくは手続きを仲介することはできませんので、直接聖心女子大学事務局や科目担当教員に相談してください。

（７） 交流学生制度への出願、履修方法及び履修の取り消しについて

本制度を利用して聖心女子大学での履修を希望する場合は前年度 1 月に実施するガイダンスに出席してください。詳細な方法はガイダンスでお伝えします。ガイダンス日程はポータルで周知します。出願要件を満たしているかを確認する方法も同ガイダンスまたはポータルで周知します。

交流学生として選抜された後、履修届の提出をもって科目履修が確定します。履修確定後はいかなる理由であっても履修取り消しはできません。履修登録変更受付期間においても取り消しを受け付けませんので注意してください。

(8) 授業への出欠席、重複履修について

履修登録時の時間割の重複チェックは大学では行いません。移動時間も含めて自己責任で検討してください。これに伴い出欠席も特別な配慮は行いません。時間帯が重複しているからといって遅刻・早退の免除や公欠扱いには致しません。なお、本学の実習科目には優先して出席してください。本学の実習期間と聖心女子大学の定期試験が重複した場合、もしくは定期試験同士が重複した場合は、適当と認められる方法により配慮が行われます。詳細は、別途お知らせします。

6. 授業に関すること

1) 時間割・授業方法・教室について

- (1) 時間割には、授業方法（対面授業あるいは遠隔授業）と教室が記されます。
時間割は、年度始めにポータルで配信およびガイダンスで配布するとともにホームページにもアップロードします。
- (2) 時間割・授業方法・教室に変更があった場合は、ポータルもしくはGlexaで配信するとともに掲示板に掲示します。
- (3) 各時限の時間割は以下のとおりです。

時 限	開始時刻～終了時刻
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50

- (4) 授業で使用する教室については以下のとおりです。教室の配置については、『学生便覧』「VI. その他」の「キャンパス・マップ」で確認してください。

建物	階数	教室番号
1号棟	2階	208, 209, 210, 211, ゼミ室6, 多目的演習室
	3階	デモンストレーション室, 第2・第3・第4実習室
	5・6階	503, 601, 602, 603
2号棟	1階	広尾ホール
	2階	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, ゼミ室1, 2, 3, 4, 5
	3階	301, 第1実習室, 第1情報処理室, 第2情報処理室, 視聴覚教室

なお、授業以外で教室などを利用する場合は、『学生便覧』の「II. 学生生活について 5. 学内施設の利用について」を参照してください。

看護実習室（第1～第4実習室）は授業以外に学生の自己学習として自由に利用することができます。多くの方が利用しますので、使用後はきちんと整備して終えるようにしてください。利用にあたっては次の点に十分注意してください。

① 利用可能な時間

月曜日～金曜日 9:00～20:30

※ 看護実習室を利用できるのは、授業などで使用していないときに限られます。

② 利用の手続き

看護実習室を利用する場合は、学務課で実習室の使用状況を確認してください。授業等で使用していない場合は、学務課で教室使用予約をしたうえでいつでも利用できます。あらかじめ、使用希望日がわかっている場合には、関連する科目担当の教員へ、学年、氏名を申し出て教室を予約することができます。また、実習室の物品等の使用については関連する科目の教員と相談して使用してください。

2) 授業の休講について

授業担当教員がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、ポータルもしくは Glexa による配信および掲示により伝達します。原則としてこれ以外の伝達は行いません。電話・メール等で問い合わせはしないでください。休講掲示がなく、開始時刻より30分以上経過しても担当教員から連絡のない場合は、教務一係に申し出て、その指示に従ってください。授業担当教員のやむを得ない事情で授業が休講となった場合、原則として補講を行います。なお、交通機関の不通等による休講措置は次のとおりとします。

大規模災害および交通機関運行停止等による休校について

- | |
|--|
| <p>(1) 災害（自然災害、人為災害など）、事故等により、身に危険が及ぶことが予測される時には、事前に予測される場合も含め、学長が、必要と判断した場合は休講とします。この場合、ポータルサイト、メール等で連絡しますので、必ず確認してください。</p> <p>(2) 「大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言」（内閣総理大臣）等が発令、“一斉帰宅抑制（東京都）”の呼びかけがあった場合は、原則として休校になるため、以下のように対応します。</p> <p>① 在宅の場合は、そのまま待機する。</p> <p>② 通学途中で、地下鉄または鉄道乗車中は、交通機関の責任者の指示に従う。帰宅が難しい時は、大学に近い場合は大学に向かい、無理な場合は最寄りの一時的滞在施設に向かう。</p> <p>③ 学内の場合は、学内に留まり、教職員の指示に従う。</p> <p>*これに限らない場合もあるため、大学ホームページ、ポータルサイト、メール等で連絡するため、必ず確認してください。</p> |
|--|

3) 授業への出席等について

授業には毎回出席することが前提です。教員が順序だてて組み立てた内容に従って全て受講することが、一貫性のある理解となります。自主的な学問への探求心と真摯な受講態度がなくては、その成果を期待することはできません。

出席が実質授業時間数の3分の2に満たない場合は、定期試験の受験資格を失う（定期試験を行わない場合は成績評価の要件を満たさない）こととなり、その場合は単位を修得できません。

例) 定期試験を受験するためには、授業回数が全15回の科目の場合、10回以上の出席が必要。
 “
 授業回数が全8回の科目の場合、6回以上の出席が必要。

- (1) 出席の取り方は科目担当教員の指示に従ってください。
- (2) 授業の出席状況は Glexa を活用して学生自身で管理してください。学務課窓口では出席状況に関する問い合わせには応じられません。
- (3) 交通機関の遅延・不通等により、各自の努力範囲を超えて授業に遅刻・欠席した場合は、当該交通機関から遅延証明書を発行してもらい、授業担当教員に申し出てください。申し出はその日のうちに行うことが原則です。教員が、学生の不利益にならないように配慮します。なお、朝のラッシュによる交通機関の遅れを考慮し時間に余裕を持って行動する努力をしてください。

4) 授業を欠席した場合

次回の授業で担当教員に報告し、授業内容・資料等について指示を受けてください。

- (1) 欠席扱いとなるもの
 - ① 就職試験・進学試験等により欠席した場合は欠席扱いとします。各自の責任において授業担当教員に連絡し指示を受けてください。
 - ② 病気・ケガ等による長期欠席の場合は欠席扱いとします。下記の通り申し出てください。

病気・ケガ等による2週間以上の欠席

<p>所定の欠席届に診断書を添付して学務課教務一係に提出してください。登校が難しい場合は電話で相談してください。週に2コマ以上実施する授業がある場合、出席日数に大きい影響があるため、注意してください。</p>
--

(2) 「公欠」と認められるもの

- ① 次に該当する場合、「公欠」と認められ、欠席扱いとはなりません。
スポーツの遠征、試合、ボランティア活動などは、「公欠」とは認められません。

公欠に該当するもの	
①	学校保健安全法で規定されている感染症に罹患し、出校停止の処置を受けた場合。 ・医師の診断により、出校停止が必要とされた期間に限ります。 ・感染症の疑いにより保健室に相談している場合は、公欠と認められるかどうか検討されま す。
②	忌引きの場合。
③	事故や災害による交通機関の運休等により、通学が不可能であると認められる場合。
④	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合。
⑤	骨髄移植のために、骨髄液提供等を行う場合。
⑥	その他、学部長が特別の事情があると判断した場合。

出席できるようになったら、出席できなかった授業内容の自己学修（課題など）について科目責
任者と相談してください。

② 手続き

「公欠」に当たる理由で授業を欠席する場合は、事前に公欠理由を裏付ける書類を添えて届を
学務課へ提出してください。事前に届を提出できない場合は、事後に同様の手続きをおこなっ
てください。

感染症および忌引きについての手続きと留意点は、下記を参照してください。

学校保健安全法で規定されている感染症に罹患した場合	
学校保健安全法で指定されている感染症は、学生便覧の「Ⅱ. 学生生活について 15. 健康管理について [4]感染症について」を参照してください。	
①	医師から許可が出るまで登校できません。
②	学校保健安全法で規定されている感染症による欠席は、「公欠」となります。
③	通学できるようになったら、速やかに「欠席届」に「出校停止期間証明書」（本学所定用紙、医療機関で記入してもらおう）を添えて、学務課に提出してください。
④	欠席の期間が長期間に渡るためその授業科目の履修が不可能と判断したときは、試験の受験資格を失う場合があります。
ご家族等がなくなった場合（忌引）	
ご家族等が亡くなったことによる欠席は、配偶者・1親等・2親等・3親等に限定し、「忌引」として扱われます。適用は以下のとおりです。	
配偶者	死亡した日以降の連続した5日以内
1親等（父、母、子）	
2親等（祖父母、兄弟姉妹）	死亡した日以降の連続した3日以内
3親等（伯父伯母、叔父叔母）	死亡した日もしくは死亡した翌日以降の1日
①	忌引として扱う日数には、土・日・祝日も含まれます。
②	忌引による欠席は、「公欠」となります。
③	実習を欠席する場合は担当教員に連絡してください。
④	定期試験を欠席する場合は学務課にそれぞれ事前に連絡してください。
⑤	届出については、事後、通学できるようになったら速やかに忌引届（所定用紙）を学務課に提出してください。
⑥	忌引届には、欠席日を確認できる「会葬礼状」や葬儀日程のわかる文書または「死亡を確認できる証明書」（コピー可）等の証明になるものの添付を必要とします。

③ 公欠の制限

「公欠」として扱われるのは、一つの授業科目について、その授業回数の3分の1（例：15回の授業は5回まで）を越えることはできません。また、実習の場合は、所定の実習時間の5分の1を越えることはできません。

5) 授業・実習用資料のコピー

授業・実習などで発表する資料作成に対し、配付資料作成の助成を目的として、年度始めのガイダンスでコピーカードを配付します。コピーカードへの度数の追加はありません。このコピーカードは個人専用として配布したわけではありませんので、学生同士、互いに融通し合って授業準備に使用してください。なお、20名以上への資料準備に際しては、学務課に届を提出し許可を得た後、印刷機利用が可能です。

6) 授業への取り組みについて

以下の倫理的違反行為、不正行為に対しては、厳正に対処します。

- ① 著作権の侵害行為（授業の録画、写真撮影、科目担当者の許可なく資料を配布したり SNS で共有したり、グループワークで作成した資料を関係者の許可なく配布・公開するなど）
- ② 肖像権の侵害行為（無断で教員・学生・建物の写真を撮影する、無断で SNS 等に公開するなど）
- ③ 捏造（架空のデータ、研究結果等を作成する）
- ④ 改ざん（データや研究結果を故意につくりかえる）
- ⑤ 盗用（友人のレポートやリフレクションコメントをコピーして自分が書いたものとして提出する）
- ⑥ 代理で出席登録をする（他の学生の ID で Glexa にログインする、出席コードを写真に撮って他の学生へ公開する、代理で返事やサインをする）
- ⑦ 代理で他の学生のリフレクションコメント、課題等を記入・提出する
- ⑧ Glexa に掲載されている事前課題・事後課題、小テストの問題や解答などを撮影、流出する

7. 実習に関すること

実習を履修するにあたっては、各実習に必要な授業科目を履修していること、そして、心身の状態が整っていることが必要です。健康状態などに関して心配なことがある場合には、事前に実習担当教員に必ず相談するようにしてください。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）等感染症の流行に伴い、学生として遵守すべき行動を理解して、実習に臨む必要があります。大学および実習施設で求められる書類を提出し、自身の健康状態に留意し、実習を行うようにしてください。

実習は、全ての時間を出席することが大前提ですが、やむを得ず遅刻・欠席が必要な場合、実習担当教員に速やかに連絡してください。

本学の情報管理に関する指針は、学生便覧「Ⅱ. 学生生活について [20]その他について」、実習要項「はじめに」にある「個人情報の取扱いについて」、冊子「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン」より見ることができます。実習中はこれらに則って行動してください。

1) 履修要件科目

【2024（令和6）年度以降入学生】

1年次配当科目

看護学導入実習Ⅰ（履修時期：おおよそ5月第2週～6月第1週にかけて）

- ・履修要件なし

看護学導入実習Ⅱ（履修時期：おおよそ12月第2週～12月第3週にかけて）

- ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1	1	前期
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護後術①）	1	1	前期

2年次配当科目

基盤臨床看護論実習Ⅰ（履修時期：おおよそ7月第4週）

- ・導入実習Ⅰ・Ⅱに合格していること
- ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
基盤臨床看護論Ⅳ（基礎看護技術②）	1	1	後期

基盤臨床看護論実習Ⅱ（履修時期：おおよそ10月第2週～11月第3週にかけて）

- ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
こころの看護	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1	2	前期

3年次配当科目（履修時期：おおよそ6月第3週から6グループにわかれて実施）**成育期看護学実習Ⅰ ※母性看護学領域**

- ・2年次までのすべての実習に合格していること
- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（*科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成育期看護学概論	1	2	前期
成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	1	2	前期
成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	2	2	後期
セクシャリティと看護	1	3	前期
*成育期看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護③）	1	3	前期・後期

*科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成育期看護学実習Ⅱ ※小児看護学領域

- ・2年次までのすべての実習に合格していること
- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（*科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成育期看護学概論	1	2	前期
成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1	2	前期
成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2	2	後期
*成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1	3	前期・後期

*科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成熟期看護学実習Ⅰ ※成人看護学領域

- ・2年次までのすべての実習に合格していること
- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（*科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成熟期看護学概論	1	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2	2	前期
成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2	2	前期
*成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1	3	前期・後期

*科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

成熟期看護学実習Ⅱ ※老年看護学領域

- ・2年次までのすべての実習に合格していること
- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（*科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
成熟期看護学概論	1	2	前期
成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1	2	前期
成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2	2	後期
*成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1	3	前期・後期

*科目については、実習前までに必要な授業に出席していること。

精神保健看護学実習

- ・2年次までのすべての実習に合格していること
- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること（*科目を除く）

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
精神保健看護学・理論	2	2	後期
精神病態学	1	2	後期
精神保健看護学・方法論	1	3	前期

4年次配当科目

地域・在宅看護学実習（履修時期：おおよそ5月第2週から） ※地域看護学領域

- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
在宅看護学概論Ⅰ	1	2	前期
在宅看護学概論Ⅱ	1	2	後期
在宅看護学演習Ⅰ	1	2	後期
在宅看護学演習Ⅱ	1	3	前期

看護学総合実習Ⅰ（履修時期：おおよそ6月第2週から）

看護学総合実習Ⅱ及びⅢ（履修時期：おおよそ9月第4週から）

- ・看護学総合実習Ⅲを履修する者は、「地域・在宅看護学実習」を終えていること

公衆衛生看護学実習（履修時期：おおよそ10月第1週から） ※保健師教育課程履修者

- ・3年次までの全ての実習に合格していること
- ・地域・在宅実習を履修していること
- ・下記全科目の単位を修得していること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
公衆衛生看護活動論	2	2	後期
保健医療福祉行政論	2	3	後期
公衆衛生看護活動展開論	1	3	後期
公衆衛生看護方法論	2	3	後期
公衆衛生看護活動論演習Ⅰ	2	4	前期
公衆衛生看護活動論演習Ⅱ	1	4	前期

【2022（令和4）・2023（令和5）年度以降入学生】

(1) 看護援助論実習 [レベルⅠ]

- ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1	1	前期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	1	前期
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1	1	前期

(2) 看護援助論実習 [レベルⅡ]

- ・レベルⅠ実習に合格していること
- ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
看護援助論Ⅰ（看護過程）	2	2	前期
看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1	2	前期
看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）	1	2	前期
看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1	2	前期
看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1	2	前期

(3) [レベルⅢ]

- ・レベルⅡ実習に合格していること
- ・各レベルⅢ実習領域に関連する下記全科目の修了試験受験資格を有すること

精神保健看護学実習 [レベルⅢ]

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
精神保健看護学・理論	2	2	後期
精神病態学	1	3	前期
精神保健看護学・方法論	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	1	3	前期
看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学（成人期の看護）	1	2	前期
慢性期ケア	2	2	前期
急性期ケア	2	2	前期
健康レベル別看護学演習Ⅰ	1	2	後期

(4) 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕

*地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1

- ・レベルⅡ実習に合格していること
- ・下記科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期

*地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2

- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
コミュニティヘルスアセスメント論	1	2	後期
在宅看護概論Ⅰ	1	2	後期
在宅看護概論Ⅱ	1	2	後期
在宅看護学	2	3	前期

- (5) 看護学総合実習
 ・レベルⅢ実習とレベルⅣ実習に合格していること

【2021（令和3）年度以前入学生】

- (1) 看護援助論実習〔レベルⅠ〕
 ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅰ	2	1	前期
人体の構造と機能Ⅱ	2	1	前期
看護学概論Ⅰ	1	1	前期
看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1	1	前期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント①）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1	1	前期
看護援助論Ⅲ（感染防御と清潔）	1	1	前期

- (2) 看護援助論実習〔レベルⅡ〕
 ・レベルⅠ実習に合格していること
 ・下記全授業科目についての修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
人体の構造と機能Ⅲ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2	1	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2	1	後期
看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント②）	1	2	前期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1	1	後期
看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1	2	前期
看護援助論Ⅰ（看護過程）	2	2	前期
看護援助論Ⅱ（生命の維持）	1	2	前期
看護援助論Ⅳ（栄養と代謝／排泄）	1	2	前期
看護援助論Ⅴ（活動と休息）	1	2	前期
看護援助論Ⅶ（心・身体・人間関係）	1	2	前期

- (3) 〔レベルⅢ〕
 ・レベルⅡ実習に合格していること
 ・各レベルⅢ実習領域に関連する下記全科目の修了試験受験資格を有すること

精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
精神保健看護学Ⅰ	2	2	後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1	3	前期
精神保健看護学Ⅱ	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅰ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護②）	1	3	前期
看護援助論Ⅵ（セクシュアリティ）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅱ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

発達看護学Ⅲ実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2	2	後期
発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1	3	前期
健康レベル別看護学演習Ⅱ	1	3	前期

健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2	2	後期
発達看護学概論	1	2	前期
発達看護学（成人期の看護）	1	2	前期
慢性期ケア	2	2	前期
急性期ケア	2	2	前期
健康レベル別看護学演習Ⅰ	1	2	後期

(4) 地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕

*地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1

- ・レベルⅡ実習に合格していること
- ・下記科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期

*地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-2

- ・下記全科目の修了試験受験資格を有すること

授業科目名	単位	開講期	
		学年	学期
地域看護学	2	1	後期
在宅看護学	2	3	前期

(5) 看護学総合実習

- ・レベルⅢ実習とレベルⅣ実習に合格していること

2) 実習中止の要件

実習では、受け持たせていただく対象の不利益とならないことが最低条件です。
以下のような場合は、担当教員および実習責任者の判断で、実習を中止することがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 実習の準備状況が整っていない場合 ② 実習中に、連絡なしに遅刻・欠席した場合 ③ 感染症に対する免疫価が低く、かつ予防接種も受けていない場合 ④ 実習に耐えられる心身状態ではないと医師が判断した場合（診断書の提出が必要） ⑤ すでに何らかの疾患があり、実習により病状が悪化する危険性がある場合 ⑥ 発熱、下痢、嘔吐、腹痛など身体症状がある場合 ⑦ 感染症などの発症が疑われる場合 ⑧ 情緒不安定あるいは体力不足のために、受け持ち患者へのケアが安全に行えない場合 ⑨ 実習指導者やスタッフなどの実習受け入れ側から、安全なケアの提供について不安が示された場合 ⑩ 産前6週間以内、産後8週間以内である場合 ⑪ 守秘義務違反や名誉毀損などの違反があった場合（SNS 等に投稿・つぶやく・アップすることを含む） ⑫ 不正行為が発覚した時（電子カルテへの不正アクセス、他の学生の実習記録等の書き写し、写し撮り等） |
|--|

⑪⑫に関しては、学則第44条により処罰の対象となることがあります。

詳細は、学年開始のオリエンテーションまたは各レベルの実習開始オリエンテーションで説明します。「実習中止の要件」については実習要項にも書かれています。

3) 実習の成績

- (1) 単位認定の方法については、原則として各実習科目担当教員に一任されています。各実習科目担当教員がその成績を判定します。
- (2) 所定の実習時間の4/5に満たない者は、単位認定を受けることができません。
- (3) 実習の成績評価は100点満点とし、それをS, A, B, C, Dに評価し、Dは不合格となります。
(S…100～90点、A…89～80点、B…79～70点、C…69～60点、D…59点以下)

4) 実習の再履修

実習単位の認定を受けることができなかった者あるいは不合格となった者は、再履修することになります。

5) 補習実習

- (1) 補習実習とは、学生が最初に配置された実習期間において、実習時間数を補う必要がでた場合、その年度内に他の期間で時間数を補う実習を指します。
- (2) 補習実習は、病気、その他やむを得ない理由により所定の実習時間に満たない者に対し、担当教員および実習責任者が認めた場合に限り、行うことができます。
- (3) 補習実習を希望する者はその都度「欠席理由を証明するもの」を添えて、「補習実習願」を提示し、許可を得てください。補習実習の期間・場所は担当教員より指示されます。

欠席理由を証明するもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 本人の病気・ケガの場合、治療を要する旨とその期間が明記された医師の「診断書」 ② 忌引（3親等以内の親族）の場合、欠席日を確認できる「会葬礼状」または「死亡を確認できる証明書」等確認できる証明書等 ③ ①、②の理由のほか、災害・事故等、本人の責任ではない真に止むを得ない事情がある場合、欠席しなければならなかったことを証明する文書または理由書 |
|---|

(4) 補習実習の実習料は1科目につき3,000円です。

8. 単位修得・成績評価・定期試験に関すること

1) 単位の修得

単位を修得するためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

- ① その科目の成績評価を受けて、合格（100～60点）の評価を得ること。
- ② 当該期の授業料等を納入していること。

合格点に達した科目は、最終的に学長の承認をもって単位の修得が認定されます。合格点に達しない場合は不合格となり、その科目の単位を修得する為には次年度以降に再履修することになります。

2) 成績評価

(1) 成績評価の仕方

成績評価の仕方は以下の方法があり、シラバスに記載されています。科目ごとに評価の仕方は異なりますので、よく確認してください。

- ① 授業への取り組み
- ② 定期試験（筆記・口述・実技・レポート・小論文等試験形態は科目により異なる）
- ③ その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中または授業後に行う小テスト・発表・実技等）

なお、授業への取り組みとは単に出席回数を評価するものではありません。受講態度や積極的な授業への参加など、主体的な学修への取り組みを評価するものです。

(2) 成績評価を受けるための要件

成績評価を受けるためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

- ① 履修登録をしていること
- ② 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上であること
- ③ 当該期の授業料等を納入していること、ただし、延納許可を得ている者を除く

3) 定期試験

成績評価の仕方の一つとして定期試験があります。定期試験はそれぞれの授業科目に応じて筆記・口述・実技・レポート・小論文・遠隔学習ツール（Glexa等）を用いた試験等様々な形態があります。通常は大学が定める定期試験期間に実施しますが、授業終了から定期試験期間まで日数がある場合などは期間外でも定期試験を行います。ポータルや掲示板での発表をよく確認し、見落としのないようにしてください。

また、科目によっては授業中に随時試験を実施する場合があります。これらについては授業中の教員の指示をよく確認してください。

(1) 定期試験の受験資格

成績評価を受けるためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

- ① 履修登録をしていること
- ② 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上であること
- ③ 当該期の授業料等を納入していること、ただし、延納許可を得ている者を除く

(2) 定期試験の時間割

定期試験の時間割は原則として試験期間の1ヶ月前にポータル配信および掲示板への掲示にて発表します。定期試験の時間帯は平常の授業時間帯とは異なるので、よく注意し確認してください。

(3) 追試験

追試験は、病気や忌引、その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した者に対して行う試験です。後日、所定の手続きを行うことにより受験することができます。

- (a) 病気や忌引、その他やむを得ない理由により定期試験を欠席する場合は、当該試験科目の開始前までに学務課（03-3409-0905）までにその旨を必ず連絡してください。ただし、試験時間割の見間違いや寝坊等で定期試験が受けられなかった場合は、正当な理由として認められず、追試験の受験資格がありません。この場合、その科目の定期試験の評価は0点になります。
- (b) 追試験を受けようとする者は、試験終了後3日以内（3日目が大学休業日の場合は、その翌日の17時まで）に「欠席理由を証明するもの」を添え、「受験願」を提出して許可を得てください。なお提出書類に不備がある場合は、受理されないことがあります。なお、体調が回復せず、この間に大学に来て手続きができない場合は、必ずその理由を学務課（03-3409-0905）まで連絡を入れてください。連絡がない場合は、追試験受験の意思がないものとみなします。

欠席理由を証明するもの	
①	本人の病気・ケガの場合 医師の「診断書」または氏名、通院日明記の「領収書」。 ※ 体調不良の場合はこれらの病院を受診した証明が必要になります。ただし欠席が数日に及んだ場合は、欠席した期間の症状がわかるものを提出してください。
②	忌引（3親等以内の親族）の場合 欠席日を確認できる「会葬礼状」や葬儀日程のわかる文書または「死亡を確認できる証明書」（コピー可）など
③	公共交通機関の不通の場合 関係する交通機関の「不通証明書」など
④	就職試験の場合 就職試験日を確認できる「採用試験要項」または「受験票」など （なお、奨学金の採用面接については、追試験を認める場合があるので、事前に教務係に確認すること）
⑤	天災その他の非常災害の場合 「被災証明書」 ※ 被災状況を連絡し、被災証明書は発行されたのち提出（コピー可）
⑥	①～⑤の理由のほか、本人の責任ではない真に止むを得ない事情がある場合、欠席しなけりばならなかったことを証明する文書または理由書（根拠となる証明書等）

(c) 追試験の期日は、担当教員の意向により学務課が指定します。

(d) 追試験の評価は得点の8割を評価点とする。

(e) 追試験の受験料は1科目につき2,000円です。

(f) ただし、欠席の理由が次のいずれかの場合は、追試験の評価は得点の10割を評価点とし、受験料を無料とします。

- ① 学校保健安全法で指定されている感染症に罹患した場合（感染症の疑いがあるとして医師から自宅待機を命ぜられ、最終的に罹患していないことが判明した場合を含む）

注1) この場合の医師の診断書は、出校停止期間あるいは自宅待機を命ぜられた期間を証明する医師の「診断書」あるいは「出校停止期間証明書」（所定様式）とする。

注2) 快復後、速やかに提出し、(b)と同様の手続きを行なってください。提出が遅れた場合、手続きを許可できないことがあるので、注意してください。

- ② 忌引（3親等以内）の場合

- ③ 天災その他の非常災害の場合

- ④ その他、教務委員会で特別な事情があると認めた場合（必ず事前に学務課に相談してください。）

(g) 追試験受験者が成績評価において、不合格になった場合、再試験は実施されません（これは、追試験自体が定期試験未受験に対する救済措置であるためです）。

4) 再試験

全ての授業および定期試験（実施する場合）が終了した後、科目責任教員が成績評価を行います。この成績評価の結果、合格点に達しない場合、その科目は不合格となり、単位を修得する為には次年度以降に再履修する必要があります。

ただし、科目責任教員が認めた場合に限り再試験を受けることができます。なお、定期試験を追試験が認められない理由で欠席した結果、不合格となった場合、当該科目の再試験は受けることができません。

- (a) 再試験を受けようとする者は、再試験日の前日まで（前日が大学休業日である場合、その休業日前日の17時まで）に「受験願」を提出して許可を得てください。再試験が筆記試験以外の場合でも同様の手続きをとらなければなりません。所定の日までに手続きを終えていない場合は受験できません。
- (b) 再試験の期日は、担当教員の意向により学務課が指定します。
- (c) 再試験の評価は、C（60点）またはD（59点以下）となります。
- (d) 再試験の受験料は1科目につき5,000円です。

定期試験と追試験、再試験の違い

定期試験	所定の授業科目の課程修了に応じて、前期末または後期末に期間を定めて行う試験 休学・停学中の者は試験を受けることはできない
追試験	病気や忌引、その他やむを得ない理由で定期試験を欠席した者に対して行う試験 手続き：試験終了後3日以内 （3日目が大学休業日の場合は、その翌日の17時まで）
再試験	科目の不合格者に対して、科目責任者（教員）が必要と認めた場合に限り行う試験 定期試験を実施する科目において、追試験が認められない理由で定期試験を欠席した場合、再試験は実施されない 手続き：再試験日の前日まで （前日が大学休業日である場合、その休業日前日の17時まで）

この他、授業中に随時試験を行うことがある。

5) 筆記試験の受験心得

(a) 対面での試験

- ① 試験の際は、監督者の指示に従い、他の受験者の迷惑にならないように注意すること。
- ② 試験中は学生証を必ず机上に置くこと。学生証不携帯の者は試験を受けることができない。当日忘れた場合は、申し出て「仮学生証」の発行を受けること。
- ③ 座席が指定されたときは、その席で試験を受けること。
- ④ 試験で使用を許可されたもの以外は鞆等に入れて椅子の下に置くこと。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、ならびにウェアラブル端末（スマートウォッチ）等の電子機器類は電源を切り、鞆に入れること。
- ⑥ 遅刻入場は、試験開始後20分までは認められる。
- ⑦ 退場は、試験監督が認めたときのみ、かつ試験開始後30分を経過しなければ許可されない。また、いったん退場した場合、再入室は許可されない。
- ⑧ 試験室から解答用紙を持ち出すことはできない。
- ⑨ マークシートには HB の黒鉛筆（シャープペンシルも可）を使用して、正しく濃く記入すること。試験終了後、回収した解答用紙は、いかなる事情があっても差し戻しや追記修正は行わない。マークシートの記入忘れ、記入間違い、塗りが薄い、塗りが不十分などにより機械で読みとれない場合には採点対象にはならない。

- ⑩ 不正行為をした者は受験の停止が命じられ、当該学期中の授業科目の履修を無効とする。加えて、学則による懲戒を受けることになる。これは不正行為者とそれに便宜を与えた者の双方に適用される。

※なお、実技試験やレポート等についてもこの心得に準じます。いかなる試験形態においても監督者（教員）の指示に従ってください。筆記試験以外でも不正行為が認められた場合には⑩が適用されます。

(b) 学修管理システム（Glexa）を用いた試験

- ① 科目責任教員から示された受験のルールを順守すること。
- ② 科目責任教員が示す期間内に受験すること
- ③ 不正行為をしたものは、当該学期中の授業科目の履修を無効とする。加えて、学則による懲戒を受けることになる。これは不正行為者とそれに便宜を与えたものの双方に適用される。

6) 筆記試験の不正行為

- ① 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ）等の電子機器類を操作すること。
- ② 使用を許可されていない文献を使用すること。
- ③ カンニング・ペーパーおよびそれに類するメモ等を使用すること。
- ④ 使用を許可された所持品または机等の物品に、解答およびそれに類するものを書き込むこと。
- ⑤ 試験時間中に文献等を貸借すること。
- ⑥ 他の学生の答案を盗み見ること。
- ⑦ 他の学生に答案を見せること、また他の学生の答案を写しとること。
- ⑧ 試験内容に関する私語を行うこと。
- ⑨ 原則としていったん退場した試験会場に、試験時間中に再入室すること。
- ⑩ その他、上記各号に類すること。

※なお、学修管理システム（Glexa）を用いた試験、実技試験やレポート等についても上記に準じます。

7) レポートの提出方法

試験に代わるレポートの提出についても筆記試験と同様に規律を守ってください。他者のレポートを書き写すことはもちろん、書き写させることも不正行為になります。生成 AI による出力をレポートや論文、学習課題にそのまま使用するなどの不適切な利用があった場合には、不正行為となる可能性があります。

レポートの提出方法は次のとおりです。（提出先が研究室の場合は担当教員の指示に従うこと）

(1) 形態

- ① 大きさは原則としてA4判の用紙を使用する。
- ② 枚数は授業担当教員の指示による。
- ③ 綴じ方は散逸を防ぐために、ホチキス等で綴じる。
- ④ 表紙には授業科目名・授業担当教員名・題目・学籍番号・氏名を記入する。

(2) 提出期日

授業担当教員が指定した期間内（期間内最終日は、原則として午後5時）とする。締め切り後は一切受け付けない。

(3) 提出先

原則として、授業担当教員が指定した場所とする。一度提出したレポートの加筆・訂正等はいかなる理由があっても一切認めない（差し替えも含む）ので、内容をよく確認した上で提出すること。

- ① 本人が提出をすること。やむを得ない場合は、必ず申し添えること。
- ② 担当教員が許可した以外、郵送による提出は認めない。郵送の場合には、封筒表面に朱書きで「〇〇〇〇(試験科目名)レポート在中」と記すこと。また、2件以上のレポートを郵送する場合、同封による提出は一切認められない。必ず1封筒に1レポートまでとすること。

(4) 遅延レポート

病気その他やむを得ない理由でレポートの提出が遅れた場合は、提出期限から一週間以内（翌週の同時限、大学休業日に当たる場合はその翌日）に限り理由書（病気等で医師の診断を受けた場合は診断書）を添えて、授業担当教員の許可を得て、提出することができる。その場合は原則として減点される。一週間以上経過した場合は放棄したものとみなされ、不合格になる。遅延レポートに対する追試験は行わない。

(5) その他

- ① 万一のことを考えて、レポートはコピーをとっておくか、データを保存しておくこと。
- ② プリンター故障（学内・学外含）など、機械トラブルによる提出の遅れは一切認めない。提出期限直前は情報処理室が混み合うので余裕をもって準備すること。

8) 成績評価

(1) 成績評価基準

- ① 成績評価は100点満点とし、S, A, B, C, Dの5段階で評価し、Dは不合格となります。
- ② 5段階で示された評価は、成績通知書および成績証明書に記載されます。ただし、「D」評価は成績証明書には記載されません。

評点（点数）	評価	GP（Grade Point） の設定	合否	成績通知書 の記載	成績証明書 の記載
100～90	S	4.0	合格	S	S
89～80	A	3.0		A	A
79～70	B	2.0		B	B
69～60	C	1.0		C	C
59～0 未受験、出席不足等	D	0.0	不合格	D	記載されない
既修得単位認定	認定	—（除外）	認定	認定	認定

註）追試験の評価は、3）定期試験（3）追試験（d）を参照のこと
再試験の評価は、4）再試験（c）を参照のこと

(2) GPA

成績評価指標としてGPA（Grade Point Average）を導入しています。

GPAの導入は、学修の到達度をより明確に示し、自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学修することを目的としています。GPAを示すことにより、学生が自分自身の学習への努力の成果を把握しやすくなります。

具体的には、合格科目だけでなく不合格科目や受講を途中で止めた科目も成績評価の対象とするGPAを取り入れることにより、学生に対して今まで以上に真剣な履修登録、授業への取り組みを期待します。

留意事項

- ① GPAは、学修状況の目安となり履修計画に役立てることができます。
- ② 履修取消の手続きをせず履修を途中で放棄した場合、「D」評価となり、GPAは低くなります。

GPA の計算方法	
<p>科目の成績に応じて4.0～0.0に数値化した GP (Grade Point) を付与します。 GP に該当科目の単位数を乗じて合計したものを、履修登録した科目の総単位数で割り、小数点以下第3位を四捨五入したものが GPA (Grade Point Average) となります。</p>	
$\text{GPA} = \frac{\text{Sの単位数} \times \text{GP}4.0 + \text{Aの単位数} \times \text{GP}3.0 + \text{Bの単位数} \times \text{GP}2.0 + \text{Cの単位数} \times \text{GP}1.0}{\text{成績評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$	
<ul style="list-style-type: none"> 全科目が「S」の場合、GPA は「4.00」になります。 GPA の最大値は「4.00」、最小値は「0.00」です。 GPA 算出から除外される科目：既修得単位が認められた科目 「認定」評価された科目 	

GPA の計算例

科目名	単位数 (a)	評価	GP (b)	a×b
〇〇概論	2	S	4.0	8.0
〇〇学	2	B	2.0	4.0
◇◇演習	2	D	0.0	0.0
◇◇実習	3	A	3.0	9.0
計	9			21.0

以下のように計算します。

$$\text{GPA} = 21.0 \div 9 = 2.33 \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入})$$

GPA の種類	
累積 GPA	<ul style="list-style-type: none"> 入学年度から現在までに履修した全ての科目を対象に、入学時からの履修総単位数で割って算出したものです。 大学生活全般を示しています
半期 GPA	<ul style="list-style-type: none"> 当該学期に履修した全ての科目を対象に、当該学期の履修総単位数で割って算出したものです。 現在の学修状況を示しています。

(3) GPA の確認方法

GPA は次の時期に確認することができます。

時期	確認方法
3月～4月 (前期開始前)	<ul style="list-style-type: none"> 前期ガイダンス期間中に、昨年度の成績通知書を受け取る。 成績通知書に記されている GPA を確認する。
9月～10月 (後期開始前)	<ul style="list-style-type: none"> 後期ガイダンスで、前期の成績通知書を受け取る。 前期の追再試験の結果が反映されていません。 記載されている GPA は目安です。

(4) GPA が示す学修状況

GPA の値をもとに自身で学修状況を把握し、学修と生活の改善につなげてください。

GPA 値	GPA が示す学修状況	学修や生活の改善の目安
4.0～3.0	S～A 評価を平均的に修得	<ul style="list-style-type: none"> 大変優秀な成績を収めています。 学修と生活は現状を維持していきましょう。
2.9～2.0	A～B 評価を平均的に修得	<ul style="list-style-type: none"> 概ね良い成績を収めています。 ただし、半期ごとに GPA が下がってきている場合は、学修状況や生活面に変化がある兆候を示していますので、注意が必要です。
1.9～1.0	B～C 評価を平均的に修得	<ul style="list-style-type: none"> 学修と生活の状況によって、急激に不合格が増える可能性があり注意が必要です。
0.9以下	不合格の割合が多い	<ul style="list-style-type: none"> 学修と生活の見直しが必要です。 改善の見込みがないと判断される場合には、退学を勧告する場合があります。

① 成績評価の C（成績：69～60点）は「当該科目の到達目標を最低限度達成している」ことを示すものです。

そのため、履修科目全体の成績評価の平均である GPA が1点台の場合は、卒業時の到達目標に達するためにこれまで以上の努力が求められることを意味しています。

② 学年ごとの到達度の評価としては GPA 2.00 以上を目指してください。

(5) GPA に基づいた学修支援

① 学期ごとの半期 GPA あるいは GPA の推移をもとに、早期に学修支援を受けることができます。

② 学生本人からクラス担任教員へ面談を申し込みましょう。

③ クラス担任教員から学生にアプローチがある場合もあります。

④ 学修支援を受ける目安と方法は以下のとおりです。

学修支援を受ける目安	学修支援方法
半期 GPA：2.0未満 半期 GPA：2.3未満が2期以上連続 半期 GPA：急激な下降（1.0以上）	クラス担任教員との面談
累積 GPA：1.0未満	保護者を交えた面談
半期 GPA：2.3未満が2期以上連続 要注意 累積 GPA：2.0未満 注意 累積 GPA：2.5未満	国家試験受験支援

9) 科目の合否

(1) 合格・不合格の発表について

試験（定期試験・追試験・再試験）終了後、別に定める日程により掲示板への掲示および本学ホームページ（在学生専用頁）において発表します。

(2) 科目の合否についての問い合わせ

科目の合否に対して疑義がある場合に限り、試験結果発表日翌日から3日間（大学の休業日は含まない）の期間内に、「科目の合否についての問い合わせ」用紙（所定様式）により、学務課教務一係へ申し出ることができます（ただし、再試験の勉強方法などの問い合わせには応じられません。「科目の合否についての問い合わせ」用紙は学務一課から受け取ってください。

ただし、この再確認を求める問い合わせは履修登録が成立している科目において、再試験や追試験該当、あるいは不合格になっている場合のみとします。なお、年度内に発表する内容は合否結果のみです。

10) 成績通知

(1) 成績通知書の配付

成績通知は年2回、成績通知書の配付により行います。前期の成績については後期ガイダンスで、後期の成績については翌年度始めのガイダンス期間中に配付します。

(2) 成績評価の問い合わせ

成績通知書を確認したうえで、履修科目の成績評価に疑義のある場合は、前年度および当該年度の成績について評価の確認を求めることができます。「成績評価質問票」（所定様式）により学務課教務一係へ申し出ることができます。「成績評価質問票」は、学務課から受け取って下さい。原則として、前期は4月20日（4月20日が土日の場合は前日の金曜日）まで、後期はガイダンス日から一週間（土日の場合は前日の金曜日）まで「成績評価質問票」（所定様式）を提出できます。

ただし、成績評価質問票の提出は、①成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われる場合、②シラバス等により学生に周知している学修到達目標や成績評価の仕方から明らかに成績評価について疑義がある場合とします。救済措置を依頼するもの、個人的事情の考慮を依頼するものなど正当でない内容が入った「成績評価質問票」は受け付けません。

(3) 保護者への成績通知

学生の学修成果を保護者にもご理解いただくために、前年度までの成績を翌年度6月に保護者（正保証人）あてに郵送します。

11) 成績優秀賞

成績優秀賞（Excellent Grade Award）は、本学看護学部独自の表彰として卒業予定者のうち次の条件に該当する優秀な成績を修めた者に与えられます。尚、成績優秀者に対する他の表彰に該当する者は対象外となります。

成績優秀賞の条件

- 看護学部4年生（編入4年生を含む）の卒業予定者である。
- 卒業時の累積 GPA が上位5%に該当する者

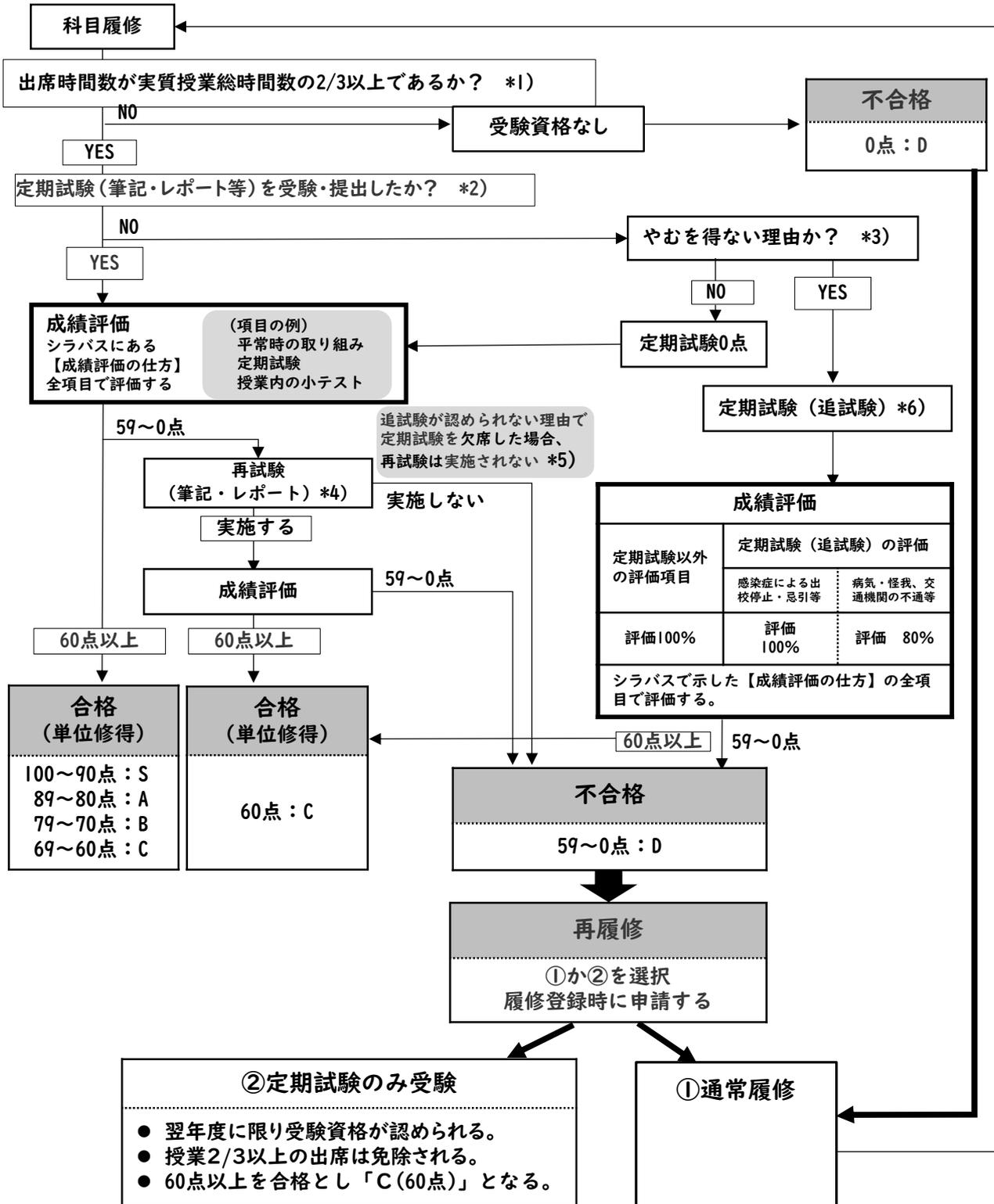
<参考資料> 単位修得までの流れ

<単位修得の認定要件> 単位修得を認定される為には、以下の全てを満たしている必要があります。

- (1) その科目の成績評価を受けて、合格(100~60点)の評価を得ること
- (2) 当該期の授業料等を納付していること

<成績評価を受ける要件> 成績評価を受ける為には、以下の全てを満たしている必要があります。

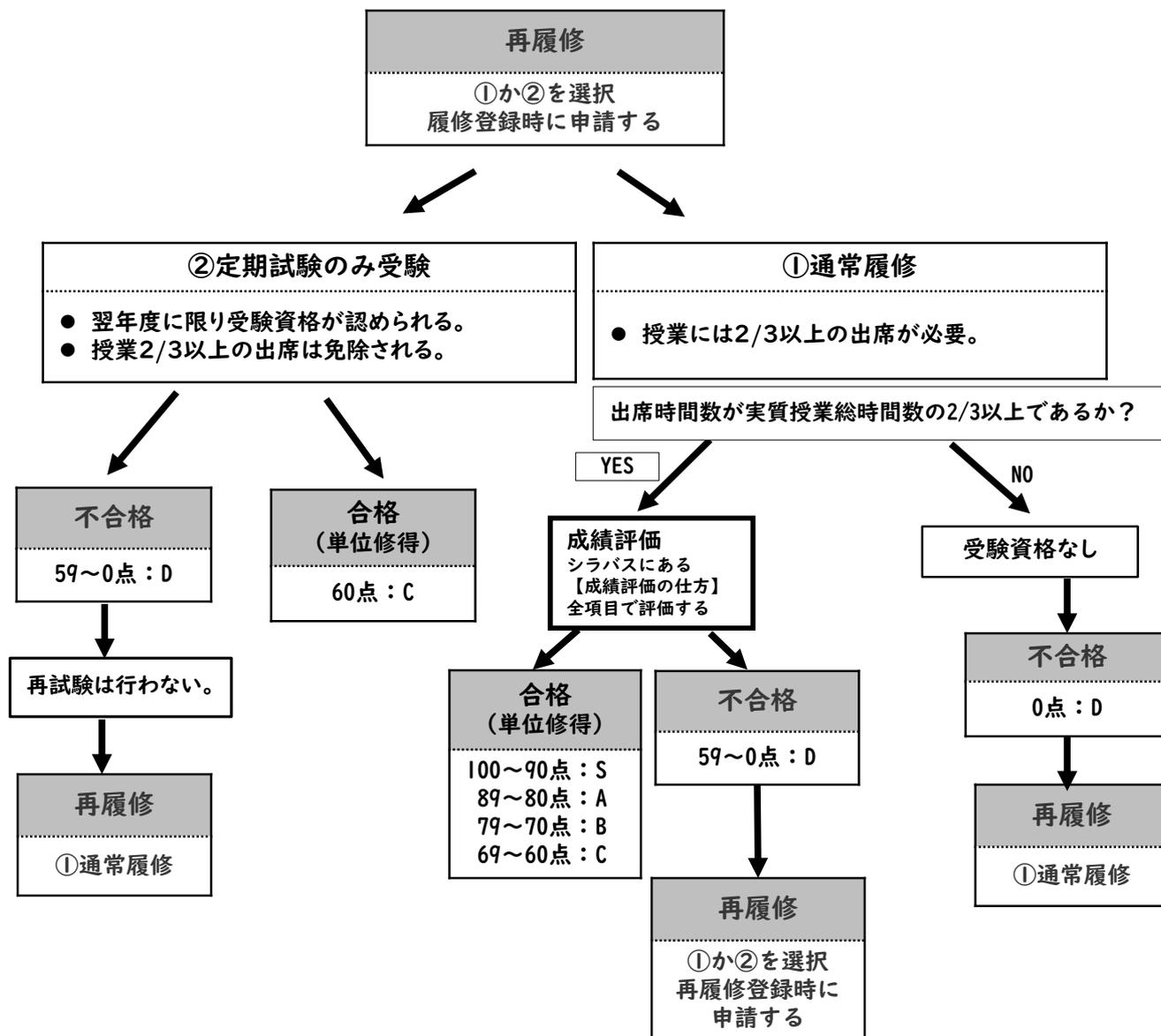
- (1) 履修登録をしていること
- (2) 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上であること
- (3) 当該期の授業料等を納付していること、ただし、延納許可を得ている者を除く



- *1) 授業には全て出席することが前提です。全授業の2/3出席は最低限のラインであり、これを満たさない場合は「単位修得の意思無し」とみなし、不合格(0点)となります。定期試験を行う科目では定期試験を受験することもできません。
- *2) 定期試験には筆記・レポート・実技・口述・論文等の様々な形態があります。成績評価の方法は各科目で異なるので、何をもって定期試験とするか不明な場合は必ず科目担当教員に確認してください。
- *3) やむを得ない理由とは「本人の病気・怪我」、「忌引」等です。詳細は履修の手引き「追試験」を確認してください。
- *4) 再試験実施の有無及び再試験受験対象者の決定は科目担当教員の判断によります。このため、再試験は必ず行われるものではありません。
- *5) 追試験を認められない理由とは寝坊や試験時間の見間違い等です。
- *6) 追試験により定期試験を受けた場合、定期試験の評価は80%になります。ただし、定期試験以外(授業への取り組み等)の評価は80%に減じられることはありません。なお、感染症による出校停止や忌引を理由とした追試験の場合は、定期試験の評価は80%に減じることなく、100%で評価されます。

<再履修後の流れ>

- (1) 再履修時に「①通常履修」を行い、受験資格なしで不合格となった場合、もう一度再履修する時は「①通常履修」となる。
- (2) 再履修時に「①通常履修」を行い、受験資格ありで不合格となった場合、もう一度再履修する時は「①通常履修」か「②定期試験のみ受験」を選択できる。
- (3) 再履修時に「②定期試験のみ受験」を行い、不合格となった場合再試験は行われず、もう一度再履修となり、その時には「①通常履修」となる。



9. 進級・課程修了に関すること

1) 進級許可者の発表

1年次から2年次への進級、2年次から3年次への進級については進級要件を設けていますので、3月下旬に発表します。この発表に学籍番号のない者は、原級に留まる（留年）こととなります。留年の取り扱いについては「Ⅲ. 看護学部 履修に関する規程等」の「看護学部進級及び留年に関する取扱要領」を確認してください。

3年次から4年次への進級については進級要件を設けていませんので、進級許可者の発表は行いません。

2) 課程修了者の発表

卒業決定者については、3月初旬に学籍番号を発表します。この発表に学籍番号のない者は、次のいずれかであるので、必ず学務課で確認してください。

- ① 卒業保留者…指定期間に所定の手続きをすることにより、特別に再試験等の措置が講じられることがある。その結果によっては、3月に卒業できる可能性があります。
- ② 卒業不可者…留年となります。翌年度4月ガイダンス期間中の4年生クラスに出席し、学生便覧・関係書類等を受領してください。なお、9月卒業が可能な場合もあるので、学務課およびクラス担当教員に相談してください。

3) 卒業証書・学位記

卒業を認定された者に対して、卒業式において「卒業証書・学位記」を授与します。これにより、「学士（看護学）」の学位が与えられます。

なお、卒業式の日から、「卒業証明書」並びに卒業日付を記載した「成績証明書」を発行します。

4) 卒業式

2024年度卒業式は2025年3月18日（火）に挙行する予定です。開始時間や学生集合時間は例年11月上旬に掲示板や国家試験説明会で通知しますので、確認してください。

5) 卒業後の各種証明書の請求

証明書が必要な場合、申込みは窓口及び郵送のみ受付けています。電話・ファックス・メール等での申込みはできません。申込みの詳細は、本学ホームページに案内しています。

Ⅲ. 看護学部 履修に関する規程等

日本赤十字看護大学看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 日本赤十字看護大学学則(以下「学則」という。)の定めによるもののほか、授業科目の履修方法等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目等)

第2条 授業科目の区分、配当年次、単位数及び必修・選択科目の別、時間数、履修方法及び卒業要件(以下「授業科目等」という。)は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学した者の授業科目等は別に定める。

(履修科目の登録)

第3条 履修登録は、年度始めに、当該年度の前期及び後期に履修しようとするすべての授業科目について行うものとする。

2 1年間に履修できる科目の単位数の上限は、原則として50単位未満とする。なお、履修登録単位数の制度厳格化措置として、前年度の単年度GPA値が2.0未満の者は、2単位減の48単位未満とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 1・2年次の看護学実習科目
- (2) 集中講義として開講する科目
- (3) 既修得単位認定を受けた科目
- (4) 2年次以降の再履修科目

3 前期開講の授業科目は、前期の所定の期間に履修登録の取消申請をすることができる。この場合において、履修登録の追加を許可する科目を除き、当該科目の代わりに他の授業科目を新たに登録することはできない。追加を許可する科目は、別に定める。

4 前期に履修登録した後期開講の授業科目は、後期の所定の期間に履修登録の追加又は取消を行うことができる。

5 履修登録後の授業科目の変更は、第3項及び第4項の場合を除き、原則として認めない。なお、実習科目については、第3項及び第4項に係わず、原則として履修登録の取消を認めない。

6 履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。

7 クラス指定のある授業科目は、指定されたクラス以外で履修することは、原則として認めない。

8 指定した授業科目に限り、教育効果等を考慮し履修者数を制限することがある。同科目の履修手続きについては、別に定める。

(履修の制限)

第4条 次に該当する場合、その授業科目の履修を原則として認めない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 在籍する学年より上級年次に配当されている授業科目
- (4) 休学中の場合

(実習科目の履修)

第5条 実習科目を履修するためには、別に定める実習科目履修に必要とされる要件を満たしていなければならない。

(公衆衛生看護学関係科目の履修)

第6条 保健師国家試験受験資格取得に必要な公衆衛生看護学に関する科目の履修者数は20名とし、履修志願申請者を選考し教授会において決定する。

2 選考時期は2年次とする。ただし、3年次編入学生の選考時期は3年次とする。

3 前項のほか、履修者の選考に関し必要な事項は、別に定める。(成績評価)

第7条 授業科目の成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験の成績及び当該授業に対する日常の取組みと成果を総合的に評価して行う。

2 授業科目の成績評価は、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をCとして合格とし、59点以下をDとして不合格とする。

3 既修得単位認定を受けた科目の成績評価は、認定とする。

4 第9条第5項に規定する追試験による成績は、別に定める場合を除き、定期試験の8割を上限とし、成績評価は、第1項に基づき総合的に評価して行う。

5 第9条第6項に規定する再試験による合格者は全て、成績評価はC、評点は60点とする。

(GPA)

第7条の2 前条の成績評価(単位認定科目は除く)に対して次項によるグレードポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、下記の計算式によりGPの平均値であるグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)を算出する。

$$GPA = (\text{授業科目で得たGP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$$

2 成績評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

(進級要件)

第8条 2年次への進級には、1年次配当必修授業科目の単位の8割以上を修得していることを要件とする。

2 3年次への進級には、1年次及び2年次配当必修授業科目の単位の9割以上を修得していることを要件とする。

3 第1項又は第2項の進級要件を満たすことができない場合は、原級学年に留年となる。

4 進級及び留年に関する取扱いについては、別に定める。

(試験)

第9条 試験は、履修登録を行った授業科目について行う。

2 試験には、定期試験、定期試験期間外に行う試験、追試験及び再試験がある。

3 定期試験とは、学年暦に示される期間に行うものをいう。ただし、授業科目の履修期間が学期に一致しない場合は、授業実施期間中に行なうことがある。

4 試験の方法は、筆記試験、レポート、実技試験ならびにその他の方法によるものとする。試験の方法は、授業科目担当教員が定める。

5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。この取扱いについては、別に定める。

6 再試験は、成績評価により 60 点未満の評価を得た授業科目において行う試験をいう。必修科目及び選択必修科目は対象となる学生がいる場合実施するが、選択科目にあつては当該授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施する。この取扱いについては、別に定める。

(試験の受験資格)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしてない者
- (2) 授業の出席時間数が、講義及び演習科目においては、実質総時間数の 3 分の 2 に満たない者、また、実習においては 5 分の 4 に満たない者
- (3) 当該期の授業料等が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
- (4) 試験時に休学または停学中の者

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該授業科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(補習実習)

第 11 条 病気その他やむを得ない理由により、前条第 1 項第 2 号に規定する所定の実習時間に満たない者に対し、実習担当教員及び実習責任者が認めた場合に限り補習実習を行うことがある。この取扱いについては、別に定める。

(成績の通知)

第 12 条 学生への成績通知は、前期及び後期の年 2 回行う。

(再履修等)

第 13 条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

(不正行為)

第 14 条 試験において不正行為をしたと認定された者は、当該科目並びに当該学期の全ての履修科目を不合格とし、学則第 44 条を適用する。

2 前項のほか、授業（講義、演習、実習）において、不正行為をしたと認定された者は、学則第 44 条を適用する。

3 不正行為の取扱いについては別に定める。

(改正)

第 15 条 この規程の改正は、教務委員会の議を経て、学長が合同教授会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 日本赤十字看護大学履修内規(平成 13 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の 2 の規定は、平成 27 年度以降の入学生及び平成 29 年度以降に 3 年次へ編入する者について適用する。

附 則

1 この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 6 条の規定は、平成 27 年度以降の入学生及び平成 28 年度以降に 3 年次へ編入する者について適用する。

附 則

1 この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 8 条の規定は、平成 29 年度以降の入学生について適用する。

附 則

1 この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条の 2 の規定による履修登録単位数の制度厳格化措置は、令和 5 年度以降入学生について適用する。

日本赤十字看護大学看護学部進級及び留年に関する取扱要領

平成 28 年 11 月 17 日 制定

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 3 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

1 進級要件は、次のとおりとする。

<令和 6 年度以降入学生>

(1) 1 年次から 2 年次への進級

1 年次に配当された必修科目の中から、2 4 単位以上を修得していること。

(2) 2 年次から 3 年次への進級

1 年次及び 2 年次に配当された必修科目の中から、6 3 単位以上を修得していること。

なお、上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値 1.50 未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

<令和 4 年度・令和 5 年度入学生>

(1) 1 年次から 2 年次への進級

1 年次に配当された必修科目の中から、2 4 単位以上を修得していること。

(2) 2 年次から 3 年次への進級

1 年次及び 2 年次に配当された必修科目の中から、6 2 単位以上を修得していること。

なお、上記進級要件を満たしているが、該当年度の単年度 GPA 値 1.50 未満の者は、学部長の面談による履修指導を進級の要件とする。

<平成 29 年度～令和 3 年度入学生>

(1) 1 年次から 2 年次への進級

1 年次に配当された必修科目の中から、2 3 単位以上を修得していること。

(2) 2 年次から 3 年次への進級

1 年次及び 2 年次に配当された必修科目の中から、5 8 単位以上を修得していること。

2 前項に定める進級要件に基づき、当該年度の年度末の教授会において進級の可否を判定する。年度途中での進級判定は行わない。

3 留年の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 2年次または3年次への進級要件を満たすことができず、原級学年に留年となった者については、学年配当科目(必修科目及び選択科目)の履修を取り消す。ただし、S評価・A評価・B評価の授業科目は、履修を取り消さない。実習科目及び海外研修を伴う科目については、成績にかかわらず、履修を取り消さない。

(2) 前項にかかわらず、次の留年者については、授業科目の履修を取り消さない。

①当該年度内の休学者

②試験における不正行為により当該学期の全ての履修科目が不合格になった者

③その他、学長が認めた者

(3) 留年者へは、進級不可について紙面で通知する。

附 則

1 この要領は、平成29年度以降入学生を対象として、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 令和4年4月1日付け看護学部教育課程の改正に伴い、進級に要する単位数を改正する。

附 則

1 この取扱要領の改正は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第1項におけるGPA値を進級要件に課する対象は、令和5年度以降入学生について適用する。

附 則

1 この取扱要領の改正は、令和6年3月1日から施行する。

2 第3項(1)における海外研修を伴う科目の追加については、令和4年度入学生から適用とする。

附 則

1 令和6年4月1日付け看護学部教育課程の改正に伴い、進級に要する単位数を改正する。

2 第3項(1)における科目の評価対象については、令和6年度在学学生から適用とする。

IV. 看護学研究科

1. 看護学研究科の教育目的・目標

日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与すること、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的としている。

1) 教育目的

【修士課程】看護学専攻・国際保健助産学専攻

広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。

【博士後期課程】看護学専攻

看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

【博士課程】共同災害看護学専攻

看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論および応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

2) 教育目標

【修士課程】看護学専攻・国際保健助産学専攻

幅広い視点で看護の現象を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な看護実践能力や基礎的研究能力のもと、様々な課題を探究することで看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

【博士後期課程】看護学専攻

看護学における深い学識や高度な実践能力とともに、卓越した専門性と倫理観に基づき人々の健康に貢献しうる研究を自立して行う能力をもち、国際的・学際的に看護学の発展に寄与できる看護専門職を育成する。

【博士課程】共同災害看護学専攻

求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成することを目標とする。

2. ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシー

【修士課程】 看護学専攻

(1) ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮する能力を有する人に、学位（修士（看護学））を授与する。

- ① 看護における課題を知識と経験から得た根拠に基づき、分析する能力
- ② 人々の尊厳と権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に分析し、対応する能力
- ③ 他者との相互作用を通して、自己を内省し、新たな行動につなげる能力
- ④ 既存の知見を体系的に収集し、批判的に吟味し、統合する能力
- ⑤ 研究課題を見出し、研究計画を立案し、研究を遂行し、論文として知見をまとめる能力
- ⑥ 多職種と協働し、必要に応じて専門職としてのリーダーシップを発揮する能力
- ⑦ 国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握する能力

研究・教育者をめざす人は、①～⑦に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 専門分野の知見を掘り下げ、自らの研究課題から得た知見を体系づける能力
- b. 専門分野の知見の発展に向け、新たな知見を探究する能力
- c. 専門分野の知見を、看護学教育の講義、演習、実習等に活用する能力
- d. 自ら取り組んだ研究課題とその成果を、さらに探究していく能力
- e. 看護学を志す人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
- f. 看護研究・教育上の課題の解決に向けて、リーダーシップを発揮し、変革者となる能力

専門看護師をめざす人は、①～⑦に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 専門分野の実践上の課題に対し、根拠に基づいて対応する能力
- b. 専門分野におけるより複雑な現象に対応する能力
- c. 専門分野におけるより複雑な倫理的な課題に対応する能力
- d. 実践上の課題を解決するために、多職種との間で連携・調整する能力
- e. 専門分野におけるスタッフの成長をはぐくむ教育能力
- f. 必要な新しいしくみを開発し、リーダーシップを発揮し、変革者となる能力

看護教育または看護管理の実践者をめざす人は、①～⑦に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 看護教育または看護管理分野の知識・技術を活用し組織を主体的に運営する能力
- b. 看護教育または看護管理分野におけるより複雑な倫理的課題に対応する能力
- c. 看護教育または看護管理分野の質向上のために、組織内外の人々と連携・調整する能力
- d. 看護教育または看護管理に携わる人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
- e. 看護教育または看護管理上の課題を解決するために新しいしくみを開発し、変革を牽引する能力

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 幅広い視点から現象を捉える力を育成するために、専門分野を超えた学修が必要な内容を共通科目として置く。
- ② 研究能力を育成するために、特別研究を各領域に置く。
- ③ 人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関する科目を置く。

研究・教育者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。

専門看護師育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 専門看護師8コース（がん看護、小児看護、クリティカルケア、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護）の教育課程に必要な科目を置く。
- ② 専門看護師としての高度実践力を養うために、共通科目A、共通科目Bを置く。

看護教育または看護管理の実践者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 2の専門領域（看護教育学、看護管理学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く
- ② 認定看護管理者認定審査受験、及び看護師等養成所の専任教員または教務主任の養成講習会修了資格取得に必要な科目を置く。

【修士課程】 国際保健助産学専攻

(1) ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮できる能力を有する人に、学位（修士（看護学））を授与する。

- ① 実践における現象から課題を抽出し、幅広い視点から分析する能力
- ② 人々の尊厳と権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に分析し、対応する能力
- ③ 他者との相互作用を通して、自己を内省し、他者との関係性を築く能力
- ④ 既存の知見を吟味して研究課題を見出し、研究を遂行し、論文としてまとめる能力
- ⑤ 実践における課題に対して、根拠に基づいて支援を遂行する能力
- ⑥ 多職種と協働し、必要に応じて専門職としてのリーダーシップを発揮する能力
- ⑦ 世界的視野から国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握する能力
- ⑧ 変動する社会に対応し、専門職として自己成長し、専門領域の発展に寄与する能力

研究・教育者を旨とする人は、①～⑧に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 国際保健助産分野の知見を掘り下げ、自らの研究課題から得た知見を体系づける能力
- b. 国際保健助産分野の知見の発展に向け、新たな知見を探究する能力
- c. 国際保健助産分野の知見を、教育の講義、演習、実習等に活用する能力
- d. 国際保健助産分野で自ら取り組んだ研究課題とその成果を、さらに探究していく能力
- e. 国際保健助産分野を志す人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
- f. 国際保健助産分野の課題の解決に向けて、専門職としてリーダーシップを発揮し、変革者となる能力

<実践コース>

助産師を目指す人は、①～⑧に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 助産学分野の実践上の課題に対し、根拠に基づいて倫理的に対応する能力
- b. 助産学分野における高度実践能力遂行のための基礎的能力
- c. 助産学分野の研究課題を見出し、研究計画を立案し、課題研究を遂行する能力
- d. 助産学分野の実践上の課題を解決するために、多職種と協働する基礎的能力
- e. 助産学分野の実践上の課題を解決するために必要なしくみを探究し、資源を活用、調整する基礎的能力
- f. 助産学分野の課題の解決に向けて、専門職としてリーダーシップを発揮し、変革者となる基礎的能力

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国際保健助産学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 幅広い視点から現象を捉える力を育成するための3つの専門分野（ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野、国際保健助産分野、助産学分野）科目を置く。
- ② 専門分野を超えた内容を学修するために必要な共通科目を置く。
- ③ 研究能力を育成するための科目を置く。
- ④ 人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関する科目を置く。

研究・教育者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。
- ② 国際保健助産分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。

助産師国家試験受験資格要件及び高度実践助産師育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 助産師国家試験受験資格に必要な助産学分野科目を置く。

- ② 受胎調節実地指導員資格取得のための科目を置く。
- ③ ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に関する能力を育成するための科目を置く。
- ④ 国際保健助産分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。

【博士後期課程】 看護学専攻

(1) ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮する能力を有する人に、学位（博士（看護学））を授与する。

- ① 看護における現象を深い学識をもとに捉え、看護学の発展に向けた課題を明らかにする能力
- ② 人々の尊厳と権利を擁護するために、複雑な倫理的課題を俯瞰的・批判的に分析し、新たな方略を提言する能力
- ③ 看護学の発展に寄与する研究を独立して推進する能力
- ④ 研究成果を公表・提言し、実践に還元する能力
- ⑤ 学際的に協働し、リーダーシップを発揮し、社会の変革に挑戦する能力
- ⑥ 世界的視野から新規性のある課題に挑戦し、発信する能力

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

博士後期課程の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

- ① 分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学を置く。
- ② 専門領域毎に必要な特論、特別研究を置く。
- ③ 高度な研究能力育成のため、看護科学特論、看護研究特論、研究計画書セミナーを共通科目に置く。

【博士課程】 共同災害看護学専攻

(1) ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、博士（看護学）とし、Disaster Nursing Global Leader を付記する。

- ① 人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
- ② 災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
- ③ グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
- ④ 学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的・目標に基づき、以下のような方針で教育課程を編成・実施している。

- ① カリキュラムは、災害看護学の基盤となる「災害看護学の基盤を支える科目群」、災害看護学に関する専門的な知識・技術・技能を修得するための「災害看護学の専門科目群」、学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学びを深める「インデペンデント学修科目群」および「災害看護学研究支援科目群」の4つの科目群によって構成する。

- ② 学際的および国際的視野を養い、災害看護の研究者かつ高度な実践者としての能力が修得できるように、講義に加え、演習、実習など、多様な教育方法を組み合わせて授業科目を開設する。
- ③ 構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から 10 単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- ④ 学修の課程で、その成果を確認するために Preliminary Examination と Qualify Examination を実施する。
- ⑤ 構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で、災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合して災害看護学の「博士論文」を作成し、提出できるように科目を編成する。

3. アセスメント・ポリシー（学修成果の把握に関する方針）

日本赤十字看護大学大学院看護学研究科では、学生の学修成果を適切に測定・評価するため、課程及び専攻ごとに定めた 3 つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）に即した評価指標を策定し、学修成果を測定・評価する。また、測定・評価期間は入学時から修了時までを範囲とし、機関（大学）レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて、多面的に行う。

4. 課程修了の要件

1) 課程修了にあたっては、次の要件を満たすことが必要です。(大学院学則第12条・第28条)

【修士課程】

2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は課題研究審査、最終試験に合格すること。ただし、標準修業年限は2年とし、在学年数は4年を限度とする。(休学期間を除く。)

【博士後期課程】

3年以上在学し、所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。ただし、標準修業年限は3年とし、在学年数は6年を限度とする。(休学期間を除く。)

2) 単位制

授業科目を所定の時間履修し、成績評価が合格点に達することによって、各授業科目に付与されている単位を修得していきます。本学学則第30条に定めるとおり、各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとします。1単位を修得するには、授業と授業時間外(事前学修および事後学修)を合わせて45時間の学修が必要です。

各授業科目の単位数は、「資料M1」「資料D1」等に示すとおりです。単位の修得は、授業を受けるだけでなく各自が必要な予習復習を自主的に行うことを前提としています。「事前学習・事後学習」は、シラバスに記されています。

5. 履修

大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実習、学位論文の作成等に関する指導(以下「研究指導という」)により構成されています。[大学院学則第18条]

1) 履修計画と履修登録

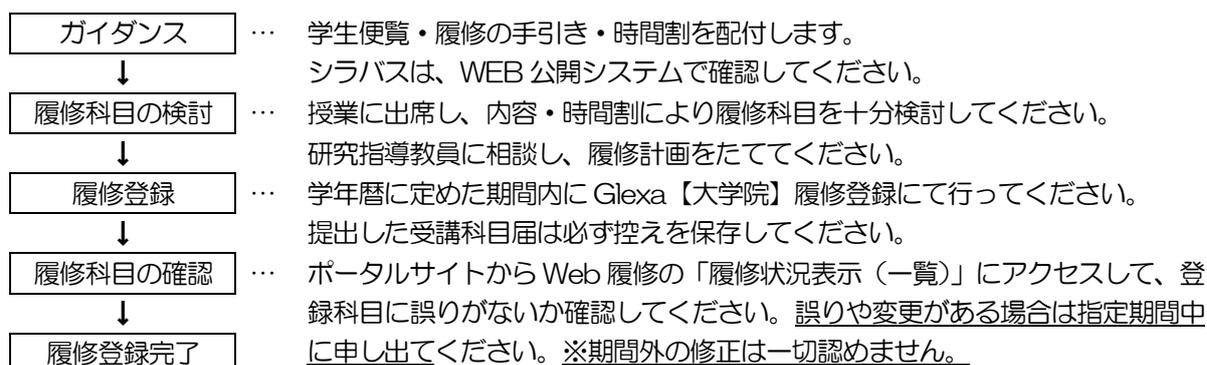
(1) 研究指導教員の指導を受けた上で履修計画を立て、履修する授業科目を決定し、学年暦に定めた期日までに Glexa「大学院 履修登録」内にて受講科目届を提出してください。期日を過ぎてからの申請および、登録後の変更は原則として認められません。

(下図の「ガイダンス」～「履修登録完了」をよく読み、履修登録をしてください。)

後期科目は、10月の履修登録変更受付期間に履修追加または取消をすることができます。原則として、この期間以外は履修登録の変更はできません。[大学院学則第23条]

2) 聴講

研究指導教員及び科目責任者の許可により、希望の授業科目を聴講することができます。ただし、単位認定はされず、修了要件にも加えることはできません。(事務局での手続は必要ありません。)



※Glexa 内で提出したデータは、Glexa「マイページ」の「ファイル」や「アクティビティ」で確認できます。

※Glexa に表示される科目（クラス）は、履修登録された科目と一致するわけではありません。履修登録の確認については、Glexa ではなく、必ずポータルサイトから確認をしてください。

6. 授業

1) 時間割

1年間に授業を行う期間は、原則として30週です。本学では前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分けて、各期を15週としています。

(1) 時間割は、年度始めにポータルと学内掲示で通知するとともにガイダンスで配付します。

(2) 時間割や教室に変更があった場合は、ポータルと学内掲示で通知します。

(3) 各時限の授業時間は以下のとおりです。

時 限	開始時刻～終了時刻
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50

2) 休講・補講

休講及び補講は、科目担当教員が事前に通知します。やむを得ず当日の授業を休講する場合は、ポータルと学内掲示で通知します。休講通知がなく、開始時刻から30分経過しても担当教員から連絡がない場合は、学務課教務二係へ申し出て、その指示に従ってください。

3) 研究のフィールドワーク及び実習の手続き

外部機関において研究データ収集等のフィールドワークや実習を行う場合は、その調整は教員と学生が協同して行います。実施にあたり、事前に所定の手続きが必要になりますので、以下、確認のうえ、遺漏のないよう手続きをしてください。

(1) 「フィールドワーク・実習届」

フィールドワーク（授業としてのものも含む）や実習が決まり次第、研究指導教員の確認・承諾を得たうえで学務課教務二係宛へメール提出してください（提出用メールアドレス：kyomu02@redcross.ac.jp）。提出方法の詳細はGlexaをご確認ください。先方への公文書が必要な場合は、必要事項を正確に記入の上、提出してください。また、研究活動先で倫理審査を受ける際に公文書が必要な場合も同様の手続きをしてください。

なお、公文書発行には7日間程度（休日除く）を要するので、余裕を持って手続きしてください（日本赤十字社医療センターへの公文書は、月末に締切り、翌月15日発送となります）。

(2) その他

- ・海外で行う場合は、「海外研修参加にあたっての同意・承諾書」も提出してください。
- ・実習で看護衣の着用が必要な場合は、各自で準備してください。なお、総務課から借用することも可能ですが、数・サイズ等に限りがあります。
- ・着替えは3階更衣室の大学院生用ロッカーを利用してください。

4) 授業資料のコピー

講義科目の授業資料印刷は、印刷する資料を学務課教務二係へ提示し、許可を得た後、1階事務室前の印刷機を利用してください。（利用時間 平日 9:00～17:00）

特別研究、演習、実習の複写費補助として、入学時ガイダンスで2年間分のコピーカード（修士課程・1000枚分 博士後期課程1500枚分）を各自に配付します。紛失・破損しても再交付はしませんので注意してください。また、印刷管理システム（プリンタ使用）修士課程2,000枚、博士後期課程5,000枚を入学時に付与しています。（博士後期課程の場合、4年目以降は各年度1,000枚ずつ追加）

コピーカードは本学図書館にて、プリンタ使用枚数は事務局窓口にて追加購入できます。

5) レポートの提出方法

レポート提出については、科目担当教員の指示に従ってください。また、以下の点に注意してください。

- ① レポートは写しをとるか、データ保存しておくこと。
- ② プリンタ故障（学内・学外含）、通信不良などのトラブルによる提出の遅れは一切認められない。提出期限直前は院生室・情報処理室が混み合うので余裕をもって準備すること。
- ③ 他者のレポートを書き写すことはもちろん、書き写させることも不正行為となる。

7. 成績評価・単位修得

1) 成績評価

(1) 評価方法

成績評価の仕方は、シラバスに記されています。科目ごとに異なりますので、よく確認してください。試験方法がレポートの場合は、提出方法（レポートの形態・提出先・期日等）について科目担当教員の指示に従ってください。

(2) 評価要件

成績評価を受けるためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

- ① 履修登録をしていること。
- ② 出席時間数が実質授業総時間数の2/3以上であること。
- ③ 当該期の授業料等を納入していること。ただし、延納許可を得ている者を除く。

(3) 評価基準

成績評価は、S・A・B・C・D・Iで表わし、S・A・B・Cを合格とします。

評点(点数)	合格				不合格	保留	認定
	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下		
成績通知書の表示	S	A	B	C	D	I	認定
成績証明書の表示					表示 しない	表示 しない	

註)「認定」: 既修得単位として認定された場合

成績評価において、次のいずれかに該当する場合、成績評価が保留（科目未修了）される場合があります。（大学院履修規程第6条の2）。

- ① 前期休学者が後期のみ履修した通年科目
- ② 後期休学者が前期のみ履修した通年科目
- ③ 研究指導に関する科目
- ④ 修士課程長期履修学生の履修科目
- ⑤ その他、学期の途中でやむを得ない事情（病気・けが・事故・災害等）により履修継続できなくなった者の履修科目

学生は、成績評価がIの科目については、履修を継続し、当該授業科目について改めて履修登録をする必要はありません。なお、最終的に科目修了できなかった場合の成績評価はDとなります。

(4) 定期試験・追試験・再試験

定期試験や追試験・再試験については、看護学部の試験実施の取り扱いに準じます。

2) 成績通知

10月と4月（2年生以上）の年2回、成績通知書の配付により行います。単位認定は、学期末に行います。

3) 単位修得

単位を修得するためには、以下の全てを満たしている必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① その科目の成績評価を受けて、合格（100～60点）の評価を得ること。② 当該期の授業料等を納入していること。 |
|---|

合格点に達した科目は、学期末に単位の修得が認定されます。合格点に達しない場合は不合格となり、その科目の単位を修得するには次年度以降に再履修することになります。

8. 課程修了

1) 課程修了者の発表

課程修了決定者の学籍番号を、2月下旬（9月修了者は、9月中旬）に学内掲示にて発表します。

2) 学位授与式

課程修了者に「学位記」を授与します。これにより、「修士（看護学）」「博士（看護学）」の学位が与えられます。開始時間や学生集合時間は、ポータルと学内掲示でお知らせします。

3) 修了後の各証明書の請求

学位授与日から「修了証明書」並びに修了日付を記載した「成績証明書」が発行可能となります。証明書が必要な場合、学務課学生係に申し込んでください。郵送でも受け付けていますが、電話・ファックス・メール等での申込はできません。詳細は、本学ホームページで確認してください。

9. 長期履修制度（対象：国際保健助産学専攻 実践コースを除く）

本大学院では、有職者、育児・介護等従事者等で学修時間の制約を受ける方は長期履修を申請することができます。ただし、申請は入学前に限られます。また、長期履修の取消は1年次に1回に限り申請できます。研究指導教員の承認を得た上で所定の申請書を1年次1月末日までに学務課学生係へ提出してください。

10. 研究倫理審査（担当窓口：事務局総務課）

本学では、日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会（以下、研究倫理審査委員会とする）を設置し、本学で実施される研究が、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」以降の研究倫理に関する宣言、国際看護師協会（ICN）の「看護師の倫理綱領」、国際助産師連盟（ICM）の「助産師の倫理綱領」、日本看護協会の「看護職の倫理綱領」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」「看護研究における倫理指針」等の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるように、研究の倫理面の審査を行っています。

大学院生が行う人を対象とする研究は審査対象となりますので、必ず審査を受けてください。なお、申請前に正研究指導教員に十分な指導を受けてから審査書類を提出してください。審査書類の提出後、書類の不備や記入漏れ等で差し戻しがある場合も多くありますので、期日の数日前には提出できるよう、余裕をもって準備を進めるようにしてください。

申請手続きは、「日本赤十字看護大学 倫理審査申請システム」より行ってください（本学ホームページ | 研究・社会連携 | 研究倫理ページ内を参照）。申請の際は、同ページに掲載の「審査案内」に、必ず目を通してください。

1) 研修

申請に先立ち、研究倫理に関する研修（e-learning）を受けることが義務づけられています。e-learning の受講方法については、本学研究倫理ウェブページに掲載の案内をご確認ください。

2) 審査を受ける時期・審査を受けた後の届出

【修士課程】

研究計画発表会での意見を踏まえた最終的な研究計画書をもって、研究倫理審査を申請してください。

【博士後期課程】

予備調査のために研究倫理審査を申請することができます。予備調査の研究倫理審査で承認を得られている場合も、本調査ではあらためて研究倫理審査を受審する必要があります。なお、本調査のための研究倫理審査の

申請は、研究計画書審査会において合格の判定を受けた段階で、博士審査委員会での承認を待たずに行うことができます。

研究途中で研究計画に変更が生じる場合は、事前に倫理審査申請システムより「承認後の変更届」を提出（変更申請）してください。その際、「承認後の変更届 Q&A」を参照してください。その他、倫理指針不適合及び研究実施計画書からの逸脱が生じた可能性がある場合や、有害事象等発生時は報告が必要となります。

研究期間中は毎年、研究の実施状況について研究倫理審査委員会への報告が必要です。倫理審査申請システムより、研究の実施状況報告を行ってください。

研究を終了する際（中止も含む）は、研究の終了報告が必要です。その際、研究データに関する届け出もあわせてアップロードしてください。研究終了から10年間、大学は研究データを保管する義務があります。課程の修了、異動等により大学から離れる場合には、研究データを保存した CD を、必ず事務局まで提出してください。

上記の詳細については、前述の「審査案内」を参照してください。

11. 研究助成（担当窓口：事務局企画課）

本学では日本赤十字看護大学研究推進委員会を設置し、大学院生が学位論文作成のために行う研究に対して、次の研究助成をしています。詳細はメール等で案内をしています。

- ① 日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金（修士・博士）
- ② 学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学費基金（博士）

その他、民間団体等が募集する大学院生対象の研究助成について、ポータル等で案内をしています。

12. 5大学災害看護コンソーシアム

本学及び、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学の5大学において、これまでの共同教育課程を礎に、相互交流及び、災害看護教育の充実を図ることを目指し、各大学の特色ある授業科目（コンソーシアム科目）を提供し、特別聴講学生として単位互換を実施しています。

詳細は、Glexa「大学院 履修登録」内の「5大学災害看護コンソーシアム」ディレクトリを確認してください。

V. 修士課程

令和6年度 修士課程 学年暦

前期 4月～9月 / 後期 10月～3月

事 項	月 ・ 日	備 考
学 年 開 始	4月 1日 (月)	
入 学 式	4月 2日 (火)	
ガ イ ダ ン ス	4月 3日 (水) ～ 5日 (金)	
健 康 診 断	4月 5日 (金)	
前 期 授 業 開 始	4月 8日 (月)	
履 修 登 録	4月 8日 (月) ～ 4月19日 (金)	
病 院 説 明 会	4月25日 (木)	全学休講
日 本 赤 十 字 社 創 立 記 念 日	5月 1日 (水)	4/27～5/6 連続休業
臨 時 休 業	5月 2日 (木)	
履 修 確 認 ・ 登 録 変 更 受 付 期 間	5月 7日 (火) ～ 5月10日 (金)	
専 門 領 域 変 更 手 続 締 切	5月10日 (金)	1年 看護学専攻
研 究 計 画 発 表 会 (1)	6月 5日 (水) 3限～ 発表時期届提出締切: 4月26日 (金) 発表会用資料提出締切: 5月29日 (水)	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
前 期 授 業 終 了	8月 5日 (月)	
夏 季 休 業	8月 6日 (火) ～ 9月29日 (日)	
学 位 授 与 式 (9 月 修 了)	9月24日 (火)	
後 期 授 業 開 始	9月30日 (月)	
後 期 履 修 登 録 変 更 受 付 期 間	10月 8日 (火) ～10月11日 (金)	
研 究 計 画 発 表 会 (2)	10月11日 (金) 3限～ 発表時期届提出締切: 9月11日 (水) 発表会用資料提出締切: 10月 4日 (金)	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
修 士 論 文 (課 題 研 究 含 む) 審 査 願 提 出	11月 5日 (火) ～11月 8日 (金)	2年
課 題 研 究 計 画 発 表 会	11月22日 (金) 1限～ 発表会用資料提出締切: 11月19日 (火)	1年 国際保健助産学専攻実践J-入
防 災 訓 練	11月27日 (水) 3限	
修 士 論 文 (課 題 研 究 含 む) 提 出 期 間	12月16日 (月) ～ 1月 7日 (火) 年末年始休業期間を除く	2年
冬 季 休 業	12月28日 (土) ～ 1月 5日 (日)	
研 究 計 画 発 表 会 (3)	1月22日 (水) 3限～ 発表時期届提出締切: 12月20日 (金) 発表会用資料提出締切: 1月15日 (水)	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
後 期 授 業 終 了	1月27日 (月)	
修 士 論 文 審 査 及 び 最 終 試 験 実 施 期 間	1月20日 (月) ～ 2月12日 (水) 集中審査日: 1月28日 (火) ～1月30日 (木)	2年 看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
課 題 研 究 審 査 及 び 発 表 会	2月14日 (金) 発表会用資料提出締切: 2月3日 (月)	2年 国際保健助産学専攻実践J-入
修 士 論 文 発 表 会	3月 3日 (月) 発表会用資料提出締切: 2月25日 (火)	2年 看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
研 究 計 画 発 表 会 (4)	3月 7日 (金) 3限～ 発表時期届提出締切: 2月 7日 (金) 発表会用資料提出締切: 2月28日 (金)	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究J-入
修 士 論 文 製 本 申 込 学位論文複写・公開許諾書の提出	3月17日 (月)	2年
学 位 授 与 式	3月18日 (火)	
春 季 休 業	3月19日 (水) ～ 3月31日 (月)	
学 年 終 了	3月31日 (月)	

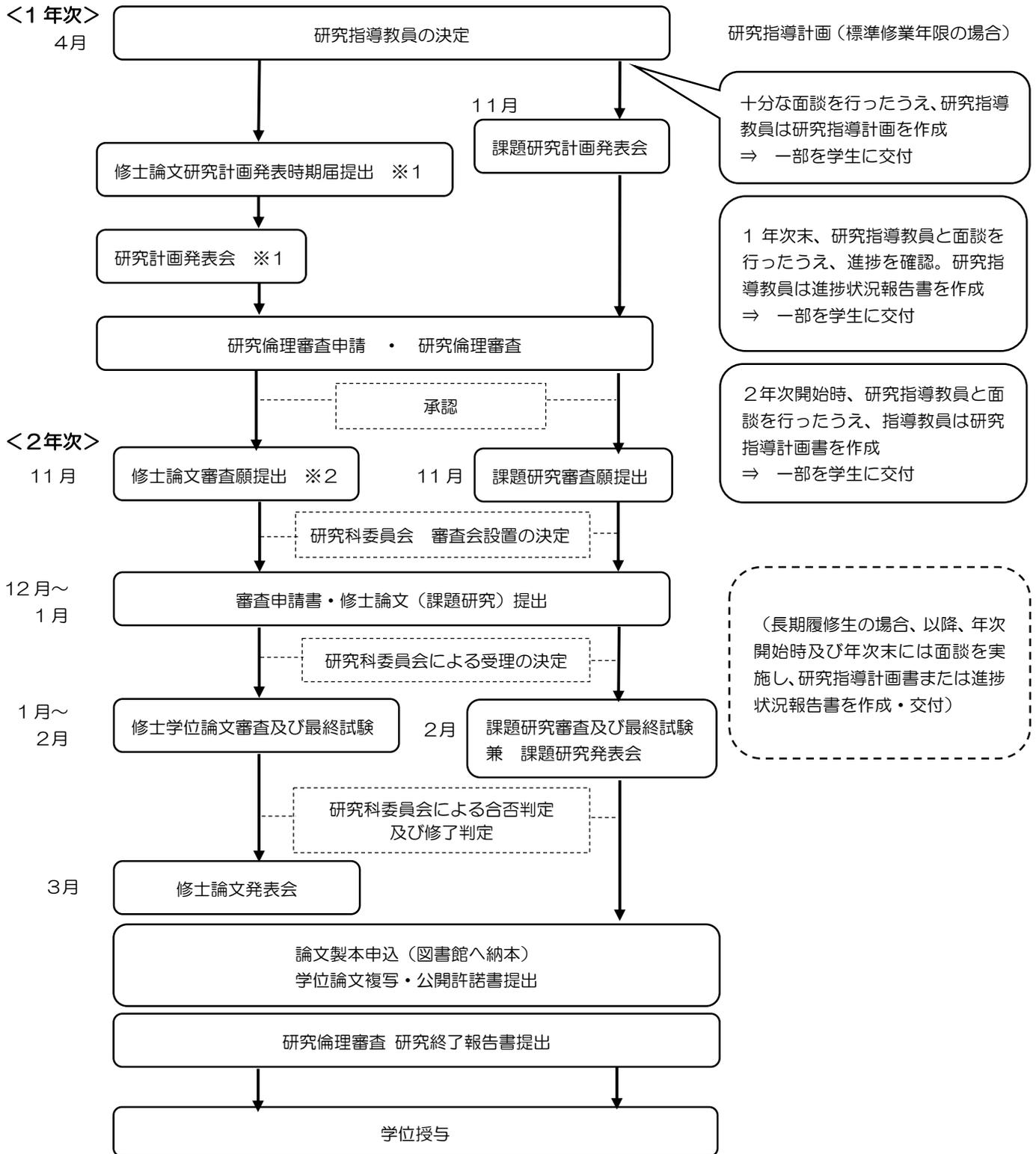
※ 研究計画発表会は年4回です。自身の進捗状況に合わせ、いずれかで発表を行います。

※ 防災訓練は大学行事です。学内にいる学生は、必ず参加してください。

※ 上記の他、入学試験日や大学閉館期間があります。日程は決定し次第、お知らせします。

【修士学位取得までのプロセス】

看護学専攻・国際保健助産学専攻研究コース 国際保健助産学専攻実践コース



V 修士課程

※1：研究計画発表会は、1月、3月、6月、10月を選択。

※2：長期履修生の修士論文審査申請は3年目の11月。

【修士課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）】

学生は、指導教員と相談して、授業履修や研究論文作成のための計画を立ててください。授業履修や研究論文作成のための計画に基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせながら学位取得のプロセスを進めていきます。研究論文作成のための計画には、研究科目（特別研究）の履修および前述の【修士学位取得までのプロセス】にある、研究計画発表への参加等を、いつの時点で行うかが含まれます。研究科目の履修や研究計画発表への参加等を計画通りに進めるために、学生はいつまでに、何を、どのようにするべきか、教員から何の指導を、いつ、どのように受けるか等について相談してください。とくに、計画の遂行にあたり、どの時期にどのように自分自身の学習環境を整える必要があるのかも検討してください。授業履修や研究論文作成のための計画を立てる際はポートフォリオの書式を活用してください。

■学修ポートフォリオ

入学後に各自で大学院ポートフォリオを作成していただきます。ポートフォリオは、内省的学習（reflective learning）、統合的学習（integrative learning）、社会的学習（social learning）に対応し、自身の学習についてのリフレクションと継続的な学び方を支援するツールの一種です。本学の学生として体験したことや学修したことを一つに集約しながら、自立した大学院生活を送れるよう、随時面接などでも活用していきます。詳しくは入学後のオリエンテーションで説明します。

1. 取得できる資格

（1）専門看護師（対象：看護学専攻8領域）

1）日本における高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程とナースプラクティショナー教育課程から構成されており、現在、専門看護師教育課程は13分野に分かれています。

本大学院では、専門看護師教育課程として、「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」の8分野を開設し、日本看護系大学協議会から専門看護師38単位教育課程として認定されています。

なお、資格を取得するには日本看護協会の審査に合格し、登録手続きが必要です。資格の有効期間は5年です。認定審査の申請には、以下①～⑤の前提要件があります。

- ①日本国の看護師免許を有する。
 - ②各分野において、その専門分野科目から 24 単位以上、共通科目 A から 8 単位以上、共通科目 B から 6 単位、合計 38 単位以上を修得して課程を修了している。
 - ③看護師の資格取得後、通算 5 年以上の実務研修をしている。そのうち通算 3 年以上は専門看護分野の実務研修である。
 - ④専門看護分野において日本看護協会が定める内容の実務研修をしている。
 - ⑤上記の条件を全て満たし、申請時に、常勤、非常勤勤務を問わず実践を行っている。
- 詳細は日本看護協会のホームページで確認してください。
専門看護師科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M2」に示すとおりです。

2）高度実践看護師教育課程（専門看護師）の既修得単位認定については、以下のとおりです。

- ①本学の高度実践看護師教育課程専門看護師38単位の共通科目 A 及び B について既修得単位の認定申請があった場合は、日本看護系大学協議会から認定された高度実践看護師教育課程専門看護師38単位を開設している他大学院の授業科目については、認定審査を行います。
- ②高度実践看護師教育課程専門看護師26単位の共通科目及び、高度実践看護師教育課程専門看護師38単位を開設していない他大学院の授業科目については、認定対象外とします。
- ③高度実践看護師教育課程専門看護師38単位の専攻分野専門科目については、認定対象外とします。ただし、本学の科目等履修生として修得した専攻分野専門科目は、認定対象とします。

(2) 看護教員（専任教員及び教務主任）（対象：看護学専攻看護教育学領域）

看護教育学領域のカリキュラムが、厚生労働省医政局から「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に定められている講習会に準ずるものとみなされると認定されました。講習に該当する科目の単位を修得し、看護教育学領域を修了した者には、希望により教務主任または専任教員養成講習会の修了証を学位授与日に交付します。（2年次に対象者へ希望調査を行います。）なお、本学を退学した場合は、修了証を発行できません。

①教務主任養成講習会の受講対象者 看護師等養成所で看護教員として3年以上勤務した者

②専任教員養成講習会の受講対象者 以下のいずれかに該当し、講習会修了後看護基礎教育に従事する者

・保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者。

・保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学において教育に関する科目（4単位）を履修して卒業し、若しくは大学院において教育に関する科目（4単位）を履修した者。

講習科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M3」に示すとおりです。

(3) 認定看護管理者（対象：看護学専攻看護管理学領域）

看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あり、そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理経験がある者で、看護管理学領域を修了した者は日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられます。

詳細は日本看護協会のホームページで確認してください。

(4) 受胎調節実地指導員（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

受胎調節実地指導員は、母体保護法第15条に基づき、認定講習会の課程を修了したのち、各都道府県に申請をすることで取得できる資格です。

本大学院は、東京都知事から受胎調節実地指導員認定講習を実施する施設として認定されています。（保健師・看護師・助産師免許いずれかの免許取得者が対象）

講習に該当する科目の単位を修得することで受胎調節実地指導員の認定講習会の修了資格が取得できます。なお、認定講習会の修了証書は学位授与日に交付します。

講習科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M4」に示すとおりです。

(5) NCPR 新生児蘇生法「専門」コース（A）（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

新生児蘇生法は、日本周産期・新生児医学会主催の日本救急医療財団・日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会が作成した、日本版救急蘇生ガイドラインに基づいて開催される講習会です。

二次・三次周産期医療機関の医師、日本周産期・新生児医学会専門医、新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師を対象としています。気管挿管や薬物投与などの高度な手技もしくはその知識を含む、高度な新生児蘇生法を学ぶ、NCPR 新生児蘇生法「専門」コース（A）の取得ができる講義（5時間）及び最終試験を受講します。最終試験に合格した場合は、各自で所定の手続きを行うことで認定資格を取得でき、一定の手続きを経て、新生児蘇生法「一次」コース（B）のインストラクターの資格が取得できます。

2. 研究計画発表会

1) 発表会用資料の提出

学年暦に定めた期日までに、必ず正研究指導教員の許可を得た上で、修士論文研究計画発表会用資料または課題研究計画発表会用資料を提出してください。形態は、以下のとおりです。

①A4サイズ2ページ：Word データ

余白（上下左右25mm）とし、ページ内の文字数・行数は、各自の内容に合わせて変更可。

②1枚目は、1行目「修士（看護学）学位論文研究計画書または修士（看護学）課題研究計画書（左揃え）」、2行目「専攻・領域・学籍番号・氏名（右揃え）」、3行目「題目（中央揃え）」を記載すること。見出しの記載方法等は「日本赤十字看護大学大学院 学位論文執筆要領」に準じる。

2) 発表会

修士論文研究計画発表会は年4回、課題研究計画発表会は年1回開催します。

発表は、学生が所属する領域外の教員からの助言を得ること、学生同士の意見交換を行うことを目的として、原則として全員が行います。

発表は、提出した資料に基づき1人15分（発表7分、質疑応答8分）で行います。発表の順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

3. 学位論文

1) 修士論文（対象：看護学専攻・国際保健助産学専攻研究コース）

(1) 申請資格

修士課程の2年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。ただし、優れた業績を上げた者については、修士課程の1年次に在学中でも申請可能とします。

(2) 申請方法

① 審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「修士（看護学）学位論文審査願」（様式修1）を、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。

② 審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

- ・ 修士（看護学）学位論文審査申請書（様式修2） 1部
- ・ 学位論文（要旨含む） 3部（両面印刷）

(3) 修士論文審査及び最終試験

修士論文審査及び最終試験は、主査1名及び副査2名の審査員によって所定の期間に行います。審査では、学生が研究の概要についての説明を約10分行った後、審査員による質疑応答を行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、審査終了後、引き続き、最終試験を行います。最終試験は、ディプロマポリシーに基づき、口頭質疑を行います。

(4) 発表会

発表会は、学年暦に定めた日に開催します。

発表は1人20分（発表12分、質疑応答8分）で、原則として全員が行います。発表の順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

2) 課題研究（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

学位論文を「課題研究」と称し、本大学院学則第28条第1項に定める「特定の課題についての研究の成果」に相当するものとします。

(1) 申請資格

修士課程の2年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。

(2) 申請方法

① 審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「修士（看護学）学位論文（課題研究）審査願」（様式課1）を、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。

② 審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

- ・ 修士（看護学）学位論文（課題研究）審査申請書（様式課2） 1部
- ・ 学位論文（要旨含む） 3部（両面印刷）

(3) 課題研究審査及び最終試験

課題研究審査及び最終試験は、主査1名及び副査2名の審査員によって学年暦に定めた日に行います。審査および最終試験は、一人30分（研究の発表約10分、質疑応答及び審査・最終試験約20分）で行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、最終試験は、ディプロマポリシーに基づき行います。なお、課題研究審査及び最終試験は公開形式で行い、その順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

3) 論文執筆要領

別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。

【論文提出の際の注意事項】

- ①論文は**両面印刷**し、大学院生室棚にある指定ファイルを用いて綴じる。
- ②ファイル表紙・背表紙の体裁は、学位論文執筆要領の「論文提出時」を参照して、用紙を作成しホルダーに入れる。

4) 学位論文の製本

課程修了者の発表後、必ず正研究指導教員から修正論文について許可を得たうえで、製本作業に取り掛かってください。指定期日までに、大学生協にて申込をしてください。

指定期日までに以下の2点を学務課教務二係へ提出してください。

- ①表題紙（製本申込した表題紙：論文題目最終確認用）※提出日は記載しないこと。
- ②学位論文複写・公開許諾書

4. その他

1) 入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院で修得した単位（本大学院修士課程科目等履修生として修得した単位を含む。）について、教育研究上有益と認めるときは、15単位を限度として既修得単位として認定することができます。希望する1年生は、指定期日（4月中旬予定）までに学務課教務二係へ申請してください。（認定可否の決定がなされるまで、当該授業科目の履修手続きを行い、授業にも出席すること）なお、申請時に、出身大学院の成績証明書と授業内容のわかるシラバス（該当頁の写し）が必要です。

2) 科目等履修生制度

本学では、科目等履修生制度を設けており、正規の学生の他に科目等履修生が在籍しています。科目等履修生は、履修を許可された授業科目について、本学学生と同じ履修形態で授業を受け、単位を修得することができます。なお、科目等履修制度で修得した単位は、本学の修士課程に入学した場合、15単位を上限に認定審査の対象となります。

3) 専門領域変更（対象：看護学専攻）

専門領域の変更を希望する学生は、1年次の5月初旬（学年暦参照）までに研究指導教員または所属する領域の教授に相談の上、所定の用紙に変更理由を記入し、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。なお、研究科委員会の議を経て学生に結果を通知します。用紙は学務課教務二係に取りに来てください。

資料M1 「修士課程 授業科目一覧（2022年度以降入学生）」

【看護学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域 必修	CNS 科目	他領域 選択可	備考
基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	基礎看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	基礎看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	基礎看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年				
基礎看護学実習Ⅱ	3	135	2	通年					
がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	◇		
	がん看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年	●	◇		
	がん看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	がん看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	がん看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	がん看護学実習Ⅰ	4	180	1	通年		◇		
	がん看護学実習Ⅱ	2	90	2	通年		◇		
がん看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇			
小児看護学	小児看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅳ	2	30	2	前期	●	◇	◆	
	小児看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	◇		
	小児看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●	◇		
	小児看護学演習Ⅲ	2	60	1	通年	●	◇		
	小児看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	小児看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	小児看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	小児看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇		
	小児看護学実習Ⅱ	4	180	1	通年		◇		
小児看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇			
成人看護学	成人看護学特講Ⅰ	2	30	1	後期	●		◆	
	成人看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◆	
	成人看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	成人看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅴ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	60	1	後期	●	◇		
	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2	60	2	前期	●	◇		
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ-1	3	135	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ-2	2	90	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3	135	2	通年		◇		
	慢性看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期	●	◇	◆	
	慢性看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	慢性看護学演習Ⅱ	2	60	2	前期	●	◇		
	慢性看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
慢性看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●				
慢性看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●				
慢性看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇			
慢性看護学実習Ⅱ	4	180	1	通年		◇			
慢性看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇			
老年看護学	老年看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	老年看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	老年看護学演習Ⅱ	2	60	1	後期	●	◇		
	老年看護学演習Ⅲ	2	60	1	通年	●	◇		
	老年看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	老年看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	老年看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	老年看護学実習Ⅰ	5	225	1	通年	●	◇		
	老年看護学実習Ⅱ	5	225	1・2	通年	●	◇		

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域 必修	CNS 科目	他領域 選択可	備考
精神保健看護学	精神保健看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅳ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	精神保健看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	◇		
	精神保健看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●	◇		
	精神保健看護学演習Ⅲ	1	30	1	通年	●	◇		
	精神保健看護学演習Ⅳ	1	30	1	通年	●	◇		
	精神保健看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	精神保健看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	精神保健看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	精神保健看護学実習Ⅰ	1	45	1	通年		◇		
	精神保健看護学実習Ⅱ	2	90	1	通年		◇		
	精神保健看護学実習Ⅲ	4	180	1	通年	●	◇		
	精神保健看護学実習Ⅳ	2	90	2	通年	●	◇		
精神保健看護学実習Ⅴ	1	45	2	通年		◇			
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期	●		◆	
	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●	◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2	60	1・2	通年		◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅳ	2	60	1	通年	●			
	地域・在宅看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	地域・在宅看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	地域・在宅看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年	●	◇		
	地域・在宅看護学実習Ⅱ	3	135	1	通年		◇		
	地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2	90	2	通年		◇		
地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2	90	2	通年		◇			
看護教育学	看護教育学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◆	
	看護教育学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◆	
	看護教育学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●		◆	
	看護教育学特講Ⅳ	2	30	1	後期			◆	
	看護教育学特講Ⅴ	2	30	1	後期			◆	
	看護教育学特講Ⅵ	2	30	1	後期	●		◆	
	看護教育学演習	2	60	1	通年				
	看護教育学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	看護教育学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	看護教育学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	看護教育学実習Ⅰ	3	135	1	通年	●			
	看護教育学実習Ⅱ	3	135	1・2	通年				
看護管理学	看護管理学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◆	
	看護管理学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●		◆	
	医療経済学	2	30	1	前期			◆	
	病院管理論	2	30	1	後期			◆	
	看護管理学演習	2	60	1	通年				
	看護管理学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	看護管理学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	看護管理学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	看護管理学実習Ⅰ	3	135	1	集中	●			
看護管理学実習Ⅱ	3	135	1	集中					
国際・災害看護学	国際看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	国際 災害	◆	
	国際看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◆	
	国際看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●		◆	
	国際看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		◆	
	災害看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期		●	◇	◆
	災害看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期		●	◇	◆
	災害看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期		●	◇	◆
	災害看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期		●	◇	◆
	災害看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期		●	◇	◆
	国際・災害看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年		●	◇	
	国際・災害看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年			◇	
	国際・災害看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●	●		
	国際・災害看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●	●		
	国際・災害看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●	●		
	国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1	45	1	通年			◇	
	国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2	90	1	通年			◇	
	国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2	90	1・2	通年			◇	
	国際・災害看護学実習Ⅱ-2	1	45	1・2	通年	●	●	◇	
国際・災害看護学実習Ⅲ-1	3	135	1・2	通年			◇		
国際・災害看護学実習Ⅲ-2	1	45	1・2	通年	●	●	◇		

●：所属領域必修科目 ◇：CNS科目 ◆：他領域選択可能科目

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域 必修	CNS 科目	他専攻 選択可	備考
共通	英語講読Ⅰ	1	30	1	前期			◆	
	英語講読Ⅱ	1	30	1	後期			◆	
	人間総合講座	2	30	1	前期				
	看護科学特講	2	30	1	後期			◆	
	情報科学特講	2	30	1	後期			◆	
	赤十字概論Ⅱ(国際人道法含)	2	30	1	前期				
	教育学特講	2	30	1	前期			◆	
	学習心理学	2	30	1	前期			◆	
共通A	学生理解	2	30	1	後期			◆	
	医療と法	2	30	1	後期			◆	
	看護教育論	2	30	1	前期		◇	◆	
	看護管理論	2	30	1	前期	※	◇	◆	※看護管理学領域必修
	看護理論	2	30	1	後期		◇		
	看護研究	2	30	1	前期		◇		
	看護実践	2	30	1	前期		◇		
共通B	コンサルテーション論	2	30	1	後期		◇		
	看護倫理	2	30	1	後期		◇	◆	
	看護政策論	2	30	1	後期	※	◇		※看護管理学領域必修
	フィジカルアセスメント	2	30	1	前期		◇	◆	
共通B	病態生理学	2	30	1	前期		◇	◆	
	臨床薬理学	2	30	1	後期		◇	◆	

●：所属領域必修科目 ◇：CNS科目 ◆：他専攻選択可能科目

<修了要件>

所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。

なお、専門看護師(CNS)認定審査を申請する場合は、所属領域必修科目の単位修得の他、次に示す各CNS分野で指定したCNS科目の単位を修得すること。

「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」各CNS分野科目から24単位以上、共通Aから8単位以上、共通Bから6単位。

【国際保健助産学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	研究コース 必修	実践コース 必修	他専攻 選択可	備考
モジュール ウィメンズ・ ヘルス・ プロモーション 分野	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション概論	2	30	1	前期	●	●	◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション研究論	2	30	1	後期	●		◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション活動論	2	30	1	後期			◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅰ	3	135	1	通年	●			
国際保健 助産分野	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅱ	3	135	2	通年	●			
	国際保健助産論Ⅰ	2	30	1	前期	●	●	◆	
	国際保健助産論Ⅱ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産論Ⅲ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産演習Ⅰ	1	30	1	前期			◆	
	国際保健助産演習Ⅱ	1	30	1	後期			◆	
	国際保健助産実習	3	135	1・2	通年			◆	
	リプロダクティブ・ヘルスクエア演習Ⅰ	2	60	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスクエア演習Ⅱ	2	60	2	通年		●		
共通	リプロダクティブ・ヘルスクエア実習Ⅰ	3	135	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスクエア実習Ⅱ	3	135	2	通年		●		
	赤十字概論Ⅱ(国際人道法含)	2	30	1	前期				
	看護研究特講	2	30	1	前期				
	人間総合講座	2	30	1	前期				
	発達と家族の理論	2	30	1	前期				
	看護理論	2	30	1	後期				
	看護政策論	2	30	1	後期				
	コンサルテーション論	2	30	1	後期				
	助産学 分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	30	1	前期		●	
基礎助産学特講Ⅱ-1		1	15	1	前期		●		
基礎助産学特講Ⅱ-2		1	15	1	後期		●		
基礎助産学特講Ⅲ-1		1	15	1	前期		●		
基礎助産学特講Ⅲ-2		1	15	1	前期		●		
実践助産学演習Ⅰ		2	60	1	通年		●		
実践助産学演習Ⅱ		2	60	1	前期		●		
実践助産学演習Ⅲ		2	60	1	前期		●		
実践助産学演習Ⅳ		2	60	1	後期		●		
実践助産学演習Ⅴ		2	60	1	後期		●		
地域母子保健Ⅰ		1	15	1	前期		●		
地域母子保健Ⅱ		1	15	2	通年		●		
助産管理		2	30	1	後期		●		
助産学実習Ⅰ		3	135	1	前期		●		
助産学実習Ⅱ		2	90	1	後期		●		
助産学実習Ⅲ		3	135	2	前期		●		
助産学実習Ⅳ	2	90	2	前期		●			
助産学実習Ⅴ	2	90	2	前期		●			
助産学実習Ⅵ	1	45	1・2	通年		●			

●各コース必修科目 ◆他専攻選択可能科目

<修了要件>

所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。

但し、助産師国家試験受験希望者は、所定の科目以外に指定された助産師国家試験受験資格科目(33単位)を別途修得すること。

資料M2「専門看護師科目一覧」

日本看護協会専門看護師認定申請に関して、専門看護師科目と本学開講科目の読み替えは次のとおりです。

共通科目A

科目	本学該当科目	単位
看護教育論	看護教育論	2
看護管理論	看護管理論	2
看護理論	看護理論	2
看護研究	看護研究	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	2
看護倫理	看護倫理	2
看護政策論	看護政策論	2

共通科目B

科目	本学該当科目	単位
臨床薬理学	臨床薬理学	2
フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント	2
病態生理学	病態生理学	2

専門分野：がん看護

	科目	本学該当科目	単位
共通 専攻 科目 分野	1. がん看護に関する病態生理学	がん看護学特講Ⅰ	2
	2. がん看護に関する理論	がん看護学特講Ⅱ	2
	3. がん看護に関わる看護援助論	がん看護学演習Ⅰ	2
専攻 科目 分野	1. がんリハビリテーション看護	がん看護学特講Ⅲ	2
	2. 緩和ケア	がん看護学特講Ⅳ	2
		がん看護学特講Ⅴ	2
実習 科目	実習	がん看護学実習Ⅰ	4
		がん看護学実習Ⅱ	2
		がん看護学実習Ⅲ	4

専門分野：小児看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻 科目 分野 共通 科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児看護学特講Ⅰ	2
	2. 小児看護対象の査定に関する科目	小児看護学特講Ⅱ	2
		小児看護学演習Ⅱ	2
	3. 小児の病態・治療に関する科目	小児看護学演習Ⅰ	2
	4. 小児看護援助の方法に関する科目	小児看護学特講Ⅲ	2
小児看護学演習Ⅲ		2	
実習 科目	実習科目	小児看護学特講Ⅳ	2
		小児看護学実習Ⅰ	2
		小児看護学実習Ⅱ	4
		小児看護学実習Ⅲ	4

専門分野：慢性看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻 科目 分野 共通 科目	1. 慢性病者の行動理解に関する科目	慢性看護学特講Ⅰ	2
	2. 慢性病者の査定に関する科目	慢性看護学特講Ⅱ	2
		慢性看護学演習Ⅰ	2
	3. 慢性病者への支援技術に関する科目	慢性看護学特講Ⅲ	2
	慢性看護学演習Ⅱ	1	
専攻 科目 分野	4. 制度や体制に関する科目	慢性看護学特講Ⅳ	2
	5. 治療や療養を支える治療環境整備に関する科目	慢性看護学特講Ⅴ	2
		慢性看護学演習Ⅱ	1
実習 科目	実習科目	慢性看護学実習Ⅰ	2
		慢性看護学実習Ⅱ	4
		慢性看護学実習Ⅲ	4

専門分野：クリティカルケア看護

	科目	本学該当科目	単位
共通 専攻 科目 分野	1. 人間存在に関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2
	2. 危機とストレスに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2
	4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅴ	2
専攻 科目 分野 共通 科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2
	3. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅲ	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2
	4. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅳ	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2
実習 科目	実習科目	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3

専門分野：老年看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻 科目 分野 共通 科目	1. 老年看護の基盤となる科目	老年看護学特講Ⅰ	2
	2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	老年看護学特講Ⅱ	2
	3. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年看護学演習Ⅲ	2
	4. 高齢者と家族への看護実践に関する科目	老年看護学特講Ⅲ	2
	5. 高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	老年看護学特講Ⅳ	2
専攻 科目 分野 専門 科目	1. 慢性期における老年看護に関する科目	老年看護学演習Ⅱ	2
	2. 認知症老年看護に関する科目	老年看護学演習Ⅰ	2
科実 習	実習科目	老年看護学実習Ⅰ	5
		老年看護学実習Ⅱ	5

専門分野：精神看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻 科目 分野 共通 科目	1. 歴史・法制度に関する科目	精神保健看護学特講Ⅳ	2
	2. 精神・身体状態の評価に関する科目	精神保健看護学特講Ⅰ	2
	3. 精神科治療技法に関する科目	精神保健看護学特講Ⅱ	2
		精神保健看護学演習Ⅰ	2
専攻 科目 分野 専門 科目	4. 精神看護理論、援助技法に関する科目	精神保健看護学演習Ⅱ	2
		精神保健看護学演習Ⅲ	1
		精神保健看護学演習Ⅳ	1
		精神保健看護学特講Ⅲ	2
実習 科目	実習科目	精神保健看護学実習Ⅰ	1
		精神保健看護学実習Ⅱ	2
		精神保健看護学実習Ⅲ	4
		精神保健看護学実習Ⅳ	2
		精神保健看護学実習Ⅴ	1

専門分野：在宅看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野 共通科目	1. 保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2
	2. 利用者・家族の健康と生活のアクセスメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2
	3. 在宅看護援助および指導に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2
	4. 医療処置に関する科目	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2
	5. 訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2
専攻分野 専門科目	1. 医療的ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2
	2. 終末期ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習科目	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅲ	4

専門分野：災害看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野 共通科目	1. 対象の理解に関する科目	災害看護学特講Ⅰ	1
		災害看護学特講Ⅲ	1
	2. 災害サイクルと看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅱ 国際・災害看護学演習Ⅰ	1 1
3. 法律や制度に関する科目	災害看護学特講Ⅳ	2	
専攻分野 専門科目	1. 災害時の看護活動に関する科目	災害看護学特講Ⅱ	1
		国際・災害看護学演習Ⅱ	1
	2. 防災・減災等備え活動に関する科目	災害看護学特講Ⅲ	1
		国際・災害看護学演習Ⅰ	1
3. 要援護者の看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅰ	1	
	国際・災害看護学演習Ⅱ	1	
4. 災害サイクル各期における調整に関する科目	災害看護学特講Ⅴ	2	
実習科目	実習科目	国際・災害看護学実習Ⅰ	3
		国際・災害看護学実習Ⅱ	3
		国際・災害看護学実習Ⅲ	4

資料M3「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会 科目」

■専任教員養成講習会

区分	内容	必要 単位数	本学の授業科目	本学 単位数	備考
教育分野	教育の基盤	5	教育学特講 学習心理学 学生理解	2 2 2	※「情報通信技術」の科目については別途案内に従い、e-learningを受講すること。
専門分野	看護論	2	看護理論 看護科学特講	2 2	いずれか1科目を履修すること。
	看護教育論	2	看護教育学特講Ⅰ	2	
	看護教育課程	5	看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育論	2	
	看護教育方法	9	看護教育学演習	2	
			看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学特別研究Ⅰ	2	
			看護教育学特別研究Ⅱ	2	
看護教育学特別研究Ⅲ			2		
看護教育演習	2	看護研究	2	看護教育学領域以外の特講1科目を履修すること。	
看護教育評価	3	看護教育学特講Ⅱ	2		
		看護教育学特講Ⅲ	2		
		看護教育学特講Ⅵ	2		
		看護教育学演習	2		
看護学校組織運営	1	看護教育学特講Ⅳ	2		
看護教育実習	2	看護教育学実習Ⅰ	3		
合計	31				

受講対象者：以下に該当し、講習会修了後看護基礎教育に従事する者。

・保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者。

※保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学院において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目）のうちから合計4単位以上を履修した場合でも、専任教員となることができません。ただし、その場合は専任教員養成講習会の修了証は発行できません。

■教務主任養成講習会

区分	内容	必要 単位数	本学の授業科目	本学 単位数	備考
専門分野	看護教育方法・評価	2	看護教育学特講Ⅱ	2	いずれか1科目を履修すること。
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
			看護研究	2	
	看護学校経営	4	看護教育学特講Ⅳ	2	
			看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学実習Ⅱ	3	
	看護教育課程開発	5	看護教育学特講Ⅰ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
看護教育論			2		
医療と法			2		
看護政策論			2		
看護管理論	2				
看護管理学特講Ⅰ	2				
関連分野	教育の基盤	—	教育学特講	2	
			学習心理学	2	
			学生理解	2	
	哲学	看護倫理	2		
合計	11				

※受講対象者：看護師等養成所で看護教員として3年以上勤務した者

資料M4 「受胎調節実地指導員講習会科目」

受胎調節実地指導員講習科目	規定 時間数	授業科目
総論 受胎調節の意義と目的 母体保護と受胎調節 関連概念の整理 母体保護法及び薬事法の解説並びに 人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	9	基礎助産学特講Ⅰ 実践助産学演習Ⅱ
受胎調節の基礎	5	基礎助産学特講Ⅱ
受胎調節の指導	13	実践助産学演習Ⅱ
実習	10	助産学実習Ⅰ 助産学実習Ⅱ
討論 ----- 考查	2	実践助産学演習Ⅲ
計	40	

資料M5 「修士学位論文の審査基準」

本学の学位論文の審査基準は次のとおりです。

審査項目	修士論文 審査基準	課題研究 審査基準
「テーマ」	看護学の発展、看護実践の質向上に貢献するテーマであるか。目的、意義が明確に示されているか。	看護・助産実践の質向上に貢献するテーマであるか。目的、意義が明確に示されているか。
「先行文献」	テーマに関する先行研究を検討しているか。	
「方法」	研究目的を達成するための方法論が明確に記述されているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ分析方法などが具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。	
「結果」	研究目的に沿ってデータを適切に分析し、結果が根拠に基づき論理的に導かれているか。	
「考察」	考察は、研究目的、研究方法、結果を踏まえて導き出されているか。研究結果について、必要十分な文献が使用され、考察されているか。	
「オリジナリティ」	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において独自性などの点で看護学、看護実践への示唆があるか。	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において独自性などの点で看護・助産実践への示唆があるか。
「倫理的配慮」	研究目的、テーマ、研究方法、結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。	
「表題」	研究課題（タイトル）、サブタイトルの表現は適切か。	
「目次構成」	「目次構成」は論文の内容的構成を反映しているか。	
「文章表現の明瞭生」	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。	
「頁数(字数)」	規定の枚数以内か。	
「資料の引用」	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。	
「図表の挿入」	必要箇所に必要な図表が挿入されているか。	

VI. 博士後期課程

令和6年度 博士後期課程 学年暦

前期 4月～9月 / 後期 10月～3月

事 項	月 ・ 日	備 考
学 年 開 始	4月 1日 (月)	
入 学 式	4月 2日 (火)	
カ イ ダ ン ス	4月 3日 (水) ～ 5日 (金)	
健 康 診 断	4月 5日 (金)	
前 期 授 業 開 始	4月 8日 (月)	
履 修 登 録	4月 8日 (月) ～ 4月19日 (金)	
病 院 説 明 会	4月25日 (木)	全学休講
日 本 赤 十 字 社 創 立 記 念 日	5月 1日 (水)	4/27～5/6 連続休業
臨 時 休 業	5月 2日 (木)	
履 修 確 認 ・ 登 録 変 更 受 付 期 間	5月 7日 (火) ～ 5月10日 (金)	
研 究 計 画 書 提 出 締 切 ①	5月 7日 (火)	2年 (3年)
博 士 論 文 審 査 願 提 出 締 切 (9月修了)	5月 7日 (火)	3年
博 士 論 文 提 出 締 切 (9月修了)	6月 3日 (月)	3年
研 究 計 画 書 提 出 締 切 ②	7月 1日 (月)	2年 (3年)
前 期 授 業 終 了	8月 5日 (月)	
夏 季 休 業	8月 6日 (火) ～ 9月29日 (日)	
学 位 授 与 式 (9月修了)	9月24日 (火)	
後 期 授 業 開 始	9月30日 (月)	
研 究 計 画 書 提 出 締 切 ③	10月 1日 (火)	2年 (3年)
博 士 論 文 審 査 願 提 出 締 切 (3月修了)	10月 1日 (火)	3年
後 期 履 修 登 録 変 更 受 付 期 間	10月 8日 (火) ～ 10月11日 (金)	
博 士 論 文 提 出 締 切 (3月修了)	11月 1日 (金)	3年
防 災 訓 練	11月27日 (水)	
冬 季 休 業	12月28日 (土) ～ 1月 5日 (日)	
後 期 授 業 終 了	1月27日 (月)	
研 究 計 画 書 提 出 締 切 ④	2月28日 (金)	2年 (3年)
博 士 論 文 発 表 会	3月10日 (月) 3限～ 発表会用資料提出締切：3月 3日 (月)	3年
博 士 論 文 製 本 申 込 学位論文複写・公開許諾書等の提出	3月17日 (月)	3年
学 位 授 与 式	3月18日 (火)	
春 季 休 業	3月19日 (水) ～ 3月31日 (月)	
学 年 終 了	3月31日 (月)	

※ 9月修了者は、博士論文発表会を9月に実施する場合があります。

※ 防災訓練は大学行事です。学内にいる学生は、必ず参加してください。

※ 上記の他、入学試験日や大学閉館期間があります。日程は決定し次第、お知らせします。

【博士学位取得までのプロセス】

<1年次>

4月

正研究指導教員の決定

研究指導計画（標準修業年限の場合）

11月

副研究指導教員の決定

十分な面談を行ったうえ、正研究指導教員は研究指導計画を作成
⇒ 一部を学生に交付

<2年次>

5月～

研究計画書提出
年4回：5・7・10・2月

1年次2月 研究計画書提出も可

1年次末、正副研究指導教員と面談を行ったうえ、進捗を確認。正副研究指導教員は進捗状況報告書を作成
⇒ 一部を学生に交付

研究計画書審査

研究科委員会による
研究計画書審査会構成の決定

研究倫理審査申請

博士審査委員会・研究科委員会
による合否判定

2年次開始時、正研究指導教員と面談を行ったうえ、正指導教員は研究指導計画書を作成
⇒ 一部を学生に交付

研究倫理審査

<3年次>

10月～

博士論文審査願提出
年2回：10月・5月

研究倫理審査委員会による承認

2年次末、正副研究指導教員と面談を行ったうえ、進捗を確認。正副研究指導教員は進捗状況報告書を作成
⇒ 一部を学生に交付

博士論文審査申請書
博士論文提出
年2回：11月・6月

研究科委員会による
博士学位論文審査会構成の決定

3年次開始時、正研究指導教員と面談を行ったうえ、正指導教員は研究指導計画書を作成
⇒ 一部を学生に交付

博士学位論文審査
(博士学位論文審査及び
最終試験)

研究科委員会による論文受理の決定

(以降、年次開始時及び年次末には面談を実施し、研究指導計画書または進捗状況報告書を作成・交付)

博士審査委員会による合否判定
研究科委員会による合否判定
(及び修了判定)

博士論文発表会

論文製本申込（図書館へ納本）
学位論文複写・公開許諾書提出

研究倫理審査 研究終了報告書
提出

学位授与

【博士後期課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）】

学生は、指導教員と相談して、授業履修や研究論文作成のための計画を立ててください。授業履修や研究論文作成のための計画に基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせながら学位取得のプロセスを進めていきます。研究論文作成のための計画には、研究科目（特別研究）の履修および前述の【博士学位取得までのプロセス】にある研究計画書の提出等を、いつの時点で行うのかが含まれます。研究科目の履修や研究計画書の提出等を計画通りに進めるために、学生はいつまでに、何を、どのようにするべきか、教員から何の指導を、いつ、どのように受けるか等について相談してください。とくに、計画の遂行にあたり、どの時期にどのように自分自身の学習環境を整える必要があるのかも検討してください。授業履修や研究論文作成のための計画を立てる際はポートフォリオの書式を活用してください。

■学修ポートフォリオ

入学後に各自で大学院ポートフォリオを作成していただきます。ポートフォリオは、内省的学習（reflective learning）、統合的学習（integrative learning）、社会的学習（social learning）に対応し、自身の学習についてのリフレクションと継続的な学び方を支援するツールの一種です。本学の学生として体験したことや学修したことを一つに集約しながら、自立した大学院生活を送れるよう、随時面接などでも活用していきます。詳しくは入学後のオリエンテーションで説明します。

1. 研究計画書

学位論文審査を受けるには、研究計画書の審査に合格していることが必要です。必ず正研究指導教員の許可を得たうえで、ファイルに綴じて提出してください。

1) 提出

(1) 提出物

- ①博士論文研究計画書審査申請書（様式 博計1） 1部
 - ②博士論文研究計画書（要旨（様式 博計2）を含む） 6部（両面印刷）
- 計画書の仕様は、別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。
ファイル順は、表紙→要旨→目次→本文→文献→付録とします。

(2) 提出場所

学務課窓口（平日9：00～17：00）

(3) 提出期日

初回提出は、学年暦に定めた年4回の期日までに提出してください。不合格となり1年以内に再提出する場合は、この期日に限らず随時提出することができます。2回目以降の提出日時は、審査日1週間前の正午とします。（例：1年以内とは、初回提出が5月の場合、審査は次年度5月末までに終了しなければなりません。なお、休学期間を含みます。）

2) 審査

研究計画書の審査は、主査1名及び副査4名の審査員によって所定の期日に行います。可否については、学内掲示またはポータル等で発表します。

3) 学納金

在学期間が3年を超える者で、かつ、博士論文研究計画書の審査に合格している場合は、在学期間が3年を超える学期、又は博士論文研究計画書の審査に合格した学期の次の学期から授業料等は授業料のみとし、25万円となります。

2. 学位論文

1) 申請資格

次の(1)(2)の条件を満たしている者に、申請の資格を与えます。

- (1) 博士審査委員会の研究計画書の審査に合格している者。
 - (2) 博士後期課程の3年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。ただし、優れた業績を上げた者については、博士後期課程の2年次に在学中でも申請可能とします。
- なお、退学した者は、退学後2年以内に再入学した上で、審査の申請をすることができます。

2) 申請方法

(1) 審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「博士（看護学）学位論文審願」（様式博1）を、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。

(2) 審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

- ①博士（看護学）学位論文審査申請書（様式博2） 1部
- ②学位論文（要旨含む） 6部（両面印刷）
- ③履歴書 （様式博3-2） 6部（うち、5部はコピー可）
- ④研究業績目録 （様式博3-1） 6部
- ⑤参考論文の別刷（コピー可）、1篇以上 各6部

※レフェリー制のある学術雑誌に掲載または掲載予定証明書（刊行日の記載と、押印がある証明書）等が発行されたもので、かつ申請者が筆頭著者であること。なお、入学以前の論文も可能とします。（掲載誌名、発行日、発行巻がわかるように提出すること）

(3) 論文執筆要領

別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。

【論文提出の際の注意事項】

- ①提出書類②～⑤は両面印刷し、履歴書→研究業績目録→参考論文の別刷→学位論文の順に大学院生室棚にある指定ファイルを用いて綴じる。
- ②ファイル表紙・背表紙の体裁は、学位論文執筆要領の論文提出時を参照して、用紙を作成しホルダーに入れる。

3) 博士学位論文審査及び最終試験・修了判定

博士学位論文審査及び最終試験は、主査1名及び副査4名の審査員によって所定の期間に行います。

審査では、学生が研究の概要についての説明を約10分行った後、審査員による質疑応答を行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、審査終了後、引き続き、最終試験を行います。最終試験は、ディプロマ・ポリシーに基づき、口頭質疑を行います。上記の博士学位論文審査および最終試験に基づき、博士審査委員会において総合審査を行い、博士審査委員会委員の投票により合否が決定します。その後、研究科委員会にて修了判定を行い、結果を掲示します。

4) 博士審査委員会の審査書類

博士学位論文審査及び最終試験で合格となった場合、指定期日までに以下の書類を学務課教務二係へ提出してください。

- ① 閲覧用学位論文（要旨含む） 3部（両面印刷し、指定ファイルに綴じる。）

5) 学位論文の製本

課程修了者の発表後、必ず正研究指導教員から修正論文について許可を得た上で、製本作業に取り掛かってください。指定期日までに、大学生協にて申込をし、以下の2点を学務課教務二係へ提出してください。

①表題紙（製本申込した表題紙：論文題目最終確認用）※提出日は記載しないこと。

②学位論文複写・公開許諾書

6) 発表会

発表会は、学年暦に定めた日に開催します。

発表は1人30分（発表20分、質疑応答10分）で、原則として全員が行います。発表の順番・時間等は、事前にポータル等で通知します。

3. 研究生制度

本学では、研究生制度を設けており、正規の学生の他に、研究生が在籍しています。

研究生は、特定の専門事項について研究を行うにあたり、指導教授より直接指導を受けることができます。

希望者は、本大学院生の教育研究に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として在籍することができます。

資料D1 「博士後期課程 授業科目一覧」

【看護学専攻】

学科目	授 業 科 目	単位数	時間数	年次	開講期	必修選択の別	備考
看護学 基礎	基礎看護学特論	2	30	1	前期	●	
	基礎看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	基礎看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	基礎看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
応用看護学	母性看護学特論	2	30	1	前期	●	
	母性看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	母性看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	母性看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	小児看護学特論	2	30	1	前期	●	
	小児看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	小児看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	小児看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	成人看護学特論	2	30	1	前期	●	
	成人看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	成人看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	成人看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	老年看護学特論	2	30	1	前期	●	
	老年看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	老年看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	老年看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	精神保健看護学特論	2	30	1	前期	●	
	精神保健看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	精神保健看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	精神保健看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	地域看護学特論	2	30	1	前期	●	
	地域看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	地域看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	地域看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
国際・災害看護学特論	2	30	1	前期	●		
国際・災害看護学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●		
国際・災害看護学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●		
国際・災害看護学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●		
看護教育 ・ 管理教育	看護教育学特論	2	30	1	前期	●	
	看護教育学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	看護教育学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	看護教育学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
	看護管理学特論	2	30	1	前期	●	
	看護管理学特別研究-1	2	60	1~3	通年	●	
	看護管理学特別研究-2	2	60	1~3	通年	●	
	看護管理学特別研究-3	2	60	1~3	通年	●	
共通	看護科学特論Ⅰ	1	15	1	後期	△	いずれか 2科目以上選択
	看護科学特論Ⅱ	1	15	1	前期	△	
	看護科学特論Ⅲ	1	15	1	前期	△	
	看護研究特論Ⅰ	1	15	1	前期	△	
	看護研究特論Ⅱ	1	15	1	前期	△	
	看護研究特論Ⅲ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅳ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅴ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅵ	1	15	1	後期	△	
	研究計画書セミナー	1	15	1	後期	△	

<修了要件>

●：所属領域必修科目 △：選択科目

所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。修了要件10単位のうち、所属領域から8単位、共通から2単位以上を修得すること。

資料 D2 「博士学位論文の審査基準」

本学の博士学位論文及び博士論文研究計画書の審査基準は次のとおりです。

審査項目	博士学位論文 審査基準	博士論文研究計画書 審査基準
「テーマ」	看護学の発展、社会への貢献度の高いテーマであるか。国内外の動向を踏まえ、研究の位置づけ、意義を明確に示しているか。	研究テーマあるいは研究疑問が十分に絞られ、明確になっているか。看護学の研究として適切かつ重要なテーマか。研究の目的・意義・位置づけが明確に示されているか。
「先行文献」	テーマに関する先行研究を包括的かつ広範に検討しているか。	
「方法」	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象(参加者)及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が明確かつ具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象(参加者)及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が具体的に検討されているか。また、それらが妥当なものであるか。
「結果」	研究目的に沿ってデータを適切に分析し、結果が根拠に基づき論理的に導かれているか。結果の記述は、的確・明確になされているか。	
「考察」 「実現可能性」	考察は、研究目的、研究方法、結果を踏まえて論理的に導き出されているか。研究結果について先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察しているか。	研究の諸条件もしくは予備調査結果等などからみて、実行可能性が十分検討されているか。
「オリジナリティ」	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。	研究テーマ、研究方法等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。
「倫理的配慮」	研究目的、テーマ、研究方法、結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。	研究目的、テーマ、研究方法、予備調査結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究計画の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われているか。予備調査は、本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。
「表題」	研究課題(タイトル)、サブタイトルの表現は適切か。	
「目次構成」	「目次構成」は論文の内容的構成を反映しているか。	「目次構成」は研究計画書の内容的構成を反映しているか。
「文章表現の明瞭生」	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。	
「頁数(字数)」	規定の枚数以内か。	
「資料の引用」	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。	
「図表の挿入」	必要箇所に必要な図表が挿入されているか。	

Ⅶ. 看護学研究科 履修に関する規程等

日本赤十字看護大学大学院 看護学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 日本赤十字看護大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の定めによるもののほか、授業科目の履修方法及び試験等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目の種類及び単位数)

第2条 授業科目の種類及び単位数については、大学院学則別表第1及び別表第2のとおりとする。

(履修科目の登録)

第3条 履修登録は、年度始めに、当該年度の前期及び後期に履修しようとするすべての授業科目について行うものとする。

2 後期開講の授業科目は、後期の所定の期間に履修登録の追加又は取消を行うことができる。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その授業科目の履修を認めない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 休学中の場合

4 修士課程の学生が他専攻の科目を履修する場合、所属する領域の担当教授の指導のもと、履修登録を行うものとする。また、その上限は10単位とし、この修得単位は、修了要件として算入することができる。

(試験)

第4条 試験には、本試験、追試験及び再試験がある。

2 試験の方法は、筆記試験、レポート、実技試験ならびにその他の方法によるものとする。

3 試験の期日、方法等については、授業科目担当教員が定める。

4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、試験を欠席した者に対して行うことができる。

5 再試験は、成績評価により60点未満の評価を得た者に対して、授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施する。

6 試験実施の取扱いについては、看護学部試験実施等に関する内規に準じる。

(試験の受験資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者
 - (2) 授業の出席時間数が、講義及び演習科目においては、実質総時間数の3分の2に満たない者、また、実習においては5分の4に満たない者
 - (3) 当該期の授業料等が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。
 - (4) 試験時に休学または停学中の者
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該授業科目の担当教

員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(成績評価)

第6条 成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験の成績及び当該授業に対する日常の取組みと成果を総合的に評価して行う。

2 成績評価は、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をCとして合格とし、59点以下をDとして不合格とする。

3 既修得単位認定を受けた科目の成績評価は、認定とする。

4 大学院学則別表第1及び別表第2の授業科目の成績評価は、成績評価保留の場合はIとし、科目未修了とすることができる。

5 第4条第4項に規定する追試験による成績は、80点を上限とし、成績評価は、第1項に基づき総合的に評価して行う。ただし、公欠の場合は、この限りではない。

6 第4条第5項に規定する再試験による合格者は全て、成績評価はC、評点は60点とする。

(科目未修了・成績評価保留)

第6条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、科目未修了の適用となる。この場合、前条第4項により、授業科目担当教員は該当する科目の成績評価をIとすることができる。

- (1) 前期休学者が後期のみ履修した通年科目
- (2) 後期休学者が前期のみ履修した通年科目
- (3) 研究指導に関する科目
- (4) 修士課程長期履修学生の履修科目
- (5) その他、学期の途中でやむを得ない事情(病気・けが・事故・災害等)により履修継続できなくなった者の履修科目

2 成績評価がIの科目について、学生が改めて履修登録をする必要はない。

3 成績評価がIの科目について、学生は履修を継続し、授業科目担当教員は成績評価を第6条第1項に基づき行う。科目修了できなかった場合の成績評価はDとする。

(不正行為)

第7条 試験において不正行為をしたと認定された者は、当該科目並びに当該学期の全ての履修科目を不合格とし、大学院学則第41条を適用する。

2 前項のほか、授業(講義、演習、実習)において、不正行為をしたと認定された者は、大学院学則第41条を適用する。

3 不正行為の取扱いについては、別に定める。

(成績の通知)

第8条 学生への成績通知は、原則として、10月と3月の年2回行う。

(再履修等)

第9条 単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科教務委員会の議を経て、学長が研究科委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

日本赤十字看護大学大学院長期履修に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本赤十字看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条第6項の規定に基づき、日本赤十字看護大学大学院看護学研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

(実施専攻)

第2条 この規程により長期履修を実施する専攻は、別表のとおりとする。

(資格)

第3条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

(1) 有職であって、職務上の事情により学修時間の制約を受ける者

(2) 育児、介護等に従事しているもので、その事情により学修時間の制約を受ける者

(3) その他特別の事情により学修時間の制約を受ける者

(履修期間等)

第4条 長期履修を行う者（以下「長期履修学生」という。）の履修期間は、入学時から起算して修士課程は3年、博士後期課程は4年とする。

2 長期履修学生の在学年数は、修士課程は4年、博士後期課程は6年を限度とする。ただし、休学した期間は在学期間に算入しない。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、入学者選抜試験時に、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、本人へ許可書を交付する。

(履修期間の短縮)

第6条 長期履修学生の申請事由消滅等による長期履修の短縮を希望する場合は、1年次に1回に限り申し出をすることができる。

2 前項による申し出をする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、所定の申請書を、1年次の1月末日（その期日

が休業日になるときは、休業日の翌日）までに学長に提出しなければならない。

3 第2項の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。
(長期履修の期間延長)

第7条 長期履修の期間は、延長することができない。
(長期履修学生の授業料等)

第8条 長期履修学生の授業料等は、大学院学則の定めるところによる。

2 第6条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、標準修業年限に相当する授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果生じる授業料等の納付総額に対する不足額は、指定された期限内に納付するものとする。

3 長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料等は、標準修業年限に相当する授業料等とする。
(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長は研究科委員会の意見を聴いて行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和3年度入学生より適用する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

看護学専攻 修士課程
看護学専攻 博士後期課程
国際保健助産学専攻（ただし、実践コースは除く）

VIII. 学則・学位規程等

日本赤十字看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本赤十字看護大学(以下「本学」という。)は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について学校教育法第109条第1項の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施体制並びに方法については、学長が別に定める。

3 本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

4 本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第2章 組織

第4条 本学に次の学部、学科を置く。

看護学部 看護学科

さいたま看護学部 看護学科

2 前項の学部における収容定員は、次のとおりとする。

看護学部 入学定員 130名

3年次編入学定員 10名

さいたま看護学部 入学定員 80名

収容定員 860名

(学部の教育研究上の目的)

第4条の2 看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目的とする。

2 さいたま看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。とりわけ、現代の保健医療福祉の特性から、高度医療の担い手はもとより、「コミュニティケア＝地域に根ざした看護」を担える看護職の育成を目的とする。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

看護学研究科 看護学専攻

国際保健助産学専攻

共同災害看護学専攻

2 大学院に関する学則は別に定める。

第3章 教職員

(教職員)

第6条 本学に学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、事務局次長、教授、准教授、講師、助教、助手、課長、係長、主事、司書その他必要な教職員を置く。

2 本学に前項のほか、副学長、参事、主査を置くことができる。

第4章 教授会

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第8条 教授会は、学長、教授をもって構成する。

2 教授会構成員に准教授、講師を加えることができる。ただし、教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の教育研究業績の審査等に関する事項は除く。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 日本赤十字社創立記念日(5月1日)

(4) 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日(学年暦により定める。)

ただし、必要がある場合は、学長は休業日に授業を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は第4号の休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第7章 入学、再入学、編入学、転入学及び転学部

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学ができる者)

第14条 本学に入学者であることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第15条 入学者の選抜は、本学の入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

第15条の2 本学に入学者を志願する者は、本学所定の書類に別に定める検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、学長が別に定める。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者については、選考試験を行う。

2 出願の方法及び選考の方法については、その都度公示する。
(入学手続及び入学の許可)

第17条 前条の選考試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 身元保証書には、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項

に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第19条 退学した者又は除籍とされた者で、退学した日、又は除籍された日から2年以内の者が復学を願った時は、学長は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に入学者を許可することができる。

(編入学)

第20条 本学に編入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長が相当する学年に編入学を許可することができる。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項において3年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願することができる者は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、学長が編入学を許可する。

3 編入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。

4 編入学を許可された者が他の大学等において在学した年数及び修得した単位は、学長の認定するところによりその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に通算することができる。

5 編入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第21条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転入学を許可することができる。

2 転入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。

(転学部)

第21条の2 本学の学生で、他の学部編転学部を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することができる。

第8章 退学、転学、休学、復学、留學及び除籍

(退学又は転学)

第22条 学生が病気その他やむを得ない事由により退学又は本学から他の大学に転学しようとするときは、保証人署名の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 学生が病気その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、保証人署名の休学願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、学長は1年以内の休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続きさらに1年の範囲内の休学を許可することができる。休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第24条 前条の規定により休学した者が復学を願い出た時は、学長は、原則として原学年に入学を許可することができる。

2 復学を許可された者の既修単位の取扱いについては、学長の認定するところによる。

(留学)

第25条 外国の大学又はこれに相当する教育機関への留学を希望する者があるときは、学長は、留学を許可することができる。

2 留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、学長は、教授会等の意見を聴いて、これを除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第23条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第9章 教育課程及び授業科目

(教育課程)

第27条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

2 本学は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設して体系的に教育課程を編成するものとし、その編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、必修科目、選択科目に分ける。

2 授業科目としての看護実習計画は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第29条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(履修方法)

第29条の2 学生は、看護学部又はさいたま看護学部において、各学部所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定めるところによる。

(授業の方法)

第29条の3 授業若しくは授業の一部は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(組織的な研修等)

第29条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第31条 本学は、各授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、第27条別表第1に定めるところによる。

3 学部により教育上必要があるときは、学部が指定した範囲内における単位を、他学部で開講される授業科目の単位で代えることができる。

4 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

5 成績の評価は、S、A、B、C、DとしてC以上を合格とし、Dを不合格とする。

6 急病、その他の正当な事由があつて、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

7 不合格の学科目については、事情により再試験を許可することができる。

(成績評価基準等の明示等)

第31条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大

学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この規定は学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第10章 卒業及び学位等

(卒業の要件)

第35条 卒業の要件は、次項に定める単位を修得することのほか、本学が定める卒業の要件を満たすこととする。

- 2 卒業認定に必要な単位は、次のとおりとする。

看護学部 124単位以上

さいたま看護学部 128単位以上

- 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の3で定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業証書及び学位の授与)

第36条 学長は、第35条に定める卒業の要件を満たした者には、教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
- 3 前項の卒業証書を授与された者には、学長は学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第37条 本学において取得することができる資格は、保健師・看護師国家試験受験資格とする。

- 2 前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第35条の規定によるほか、公衆衛生看護学に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第11章 授業料等

(授業料等の納付)

第38条 学生は第39条に規定する授業料等を納付しなければならない。

(授業料等の徴収方法等)

第38条の2 授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日ま

でに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

(退学、転学、復学、停学又は除籍の者の授業料等)

第38条の3 退学、転学、復学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

(休学者、留学者の授業料等)

第38条の4 前期又は後期中途中で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

- 2 休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに5万円を納付しなければならない。

- 3 前期又は後期中途中で復学した者は、復学した当学期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納付しなければならない。

(授業料等納付金の不還付)

第38条の5 既納の検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、その特例については別に定める。

(授業料等の種類、納付金額及び期限)

第39条 授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第2のとおりとする。

第12章 図書館等附属施設

(図書館)

第40条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(保健施設)

第40条の2 学生の健康維持を図るために、毎年定期的に健康診断を行う。

- 2 本学に保健室等を設け、学生の健康相談に応じる。

(センター)

第40条の3 本学にセンターを置く。

- 2 センターに関して必要な事項は、学長が別に定める。

(研究所)

第40条の4 本学に研究所を置く。

- 2 研究所に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生)

第41条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、学長は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 前項のほか研究生に関する事項は、学長が別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は、教授会の意見を聴いて、科目等履修生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 前項のほか科目等履修生に関する事項は、学長が別に定める。また、単位の授与については、第31条の規定を準用する。
(聴講生)

第42条の2 本学において特定の科目について聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、聴講生としてこれを許可することができる。

2 前項のほか聴講生に関する事項は、学長が別に定める。
(外国人学生)

第42条の3 第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第14章 賞罰

(表彰)

第43条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は、教授会等の意見を聴いて、褒賞することができる。

(罰則)

第44条 本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者は、学長は、教育上必要と認めるときは、教授会等の意見を聴いて、懲戒することができる。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

第15章 大学開放等

(公開講座等)

第45条 学長は、地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

第16章 学則の改正等

(学則の改正)

第46条 この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び教授会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

2 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(施行細則)

第47条 この学則実施に必要な細則は、学長が、経営会議及び教授会の意見を聴いて、これを定める。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、平成2年度以降に入学する者について適用し、平成2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年5月25日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の第24条、第31条及び第33条並びに別表第1の規定は、平成7年度以降に入学する者について適用し、平成7年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、平成8年度以降に入学する者について適用し、平成8年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定は、平成10年3月31日に3年次に在学する者については、なお、従前の例による。

3 改正後の別表第2の規定は、平成10年度以降に入学する者について適用し、平成10年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の第73条の規定は、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成13年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2、別表第5、別表第6の規定は、平成15年度以降に入学する者について適用し、平成15年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第10条第2項の規定、第60条第1項教育課程別表第3の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条別表第1の規定は、平成17年度以降に入学する者について適用する。

附 則

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第35条の4の第2項の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月 日赤学第377号）

- 1 この学則の改正は、平成32（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成32（令和2）年度以降に入学する者について適用し、平成32（令和2）年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和3年4月 日赤学第679号）

この学則の改正は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月 日赤学第187号）

- 1 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和3年8月 日赤学第195号）

- 1 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、

なお、従前の例による。

附 則（令和4年10月 日赤学第244号）

この学則の改正は、令和4年10月3日から施行する。

附 則（令和5年3月 日赤学第459号）

この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月 日赤学第240号）

- 1 この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1看護学部の規定は、令和6年度以降に入学する者について適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和6年2月 日赤学第469号）

- 1 この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の看護学部編入生の実験実習料については、令和6年度以降に編入学する者について適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の看護学部における公衆衛生看護学に関する履修料については、看護学部生においては令和6年度以降に入学する者について適用し、令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。看護学部編入生においては、令和8年度以降に編入学する者について適用し、令和8年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第1 教育課程(第27条関係)

看護学部

	授業科目の名称	単 位		備考
		必修	選択	
赤十字	赤十字概論	1		
	赤十字国際活動論		2	
	赤十字国際活動論演習		1	
人間	哲学と医療	1		
	医療人文学		2	
	生命倫理	1		
	心理学概論		2	
	臨床心理学		2	
	教育学概論		2	
	現代教育論	2		人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から10単位以上選択
	身体運動論Ⅰ(理論)	1		人間2科目以上、社会2科目以上、自然と科学および情報2科目以上とする。
	身体運動論Ⅱ(実技)	1		
人間工学	1			
社会	社会学概論		2	
	現代社会論		2	
	社会保障論	1		
	家族社会学		2	
	異文化論		2	
	国際関係論		2	
	日本国憲法		2	
	地域健康社会学	1		
医療と文化		2		
自然と科学	基礎数学		1	
	基礎統計学		1	
	生物学		2	
	地球科学		1	
	化学		2	
情報	情報リテラシー	1		
	情報科学		2	
	保健統計学	2		
言葉	日本語の表現		1	
	英語R1-1	1		
	英語R1-2	1		
	英語W1-1		1	
	英語W1-2		1	
	英語LS1-1		1	
	英語LS1-2		1	
	英語R2-1	1		選択科目から4単位以上選択
	英語R2-2	1		
	英語W2-1		1	
	英語W2-2		1	
	英語LS2		1	
	語学研修		1	
	英語文献を読むⅠ	1		
	英語文献を読むⅡ	1		
中国語		1		
フランス語		1		
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2		
	人体の構造と機能Ⅱ	2		
	人体の構造と機能Ⅲ	2		看護師教育課程履修者は※印の選択科目5単位と、※印の選択科目から1単位以上選択
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ ※	2		
	薬理学	1		
	リハビリテーション医学	1		
遺伝と遺伝カウンセリング ※		1		
栄養学	1			
ラボラトリー・プラクティス		1		
研究	研究基礎Ⅰ	1		
	研究基礎Ⅱ	1		
	研究方法論Ⅰ	1		
	研究方法論Ⅱ	1		
	卒業研究	1		

【注】卒業要件は、必修科目104単位、選択科目20単位、計124単位とする。
保健師国家試験受験資格を得て卒業する場合の選択科目は32単位となり、計136単位とする。

	授業科目の名称	単 位		備考
		必修	選択	
看護論	看護学概論Ⅰ	1		
	看護学概論Ⅱ	1		
	セクシャリティと看護	1		
	こころの看護	1		
	看護関係法規	1		
基盤臨床看護論	看護の歴史		1	
	基盤臨床看護論Ⅰ(看護コミュニケーション論)	1		
	基盤臨床看護論Ⅱ(フィジカルアセスメント①)	1		
	基盤臨床看護論Ⅱ(フィジカルアセスメント②)	1		
	基盤臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術①)	1		
	基盤臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術②)	1		
	基盤臨床看護論Ⅲ(基礎看護技術③)	1		
	基盤臨床看護論Ⅳ(看護過程)	1		
基盤臨床看護論Ⅴ(基盤臨床看護論総合演習)	1			
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2		
	精神保健看護学・方法論	1		
	精神病態学	1		
	精神保健看護学演習	1		
生涯発達看護学	成育期看護学概論	1		
	成育期看護学Ⅰ(リプロダクティブ・ヘルストと看護①)	1		
	成育期看護学Ⅰ(リプロダクティブ・ヘルストと看護②)	2		
	成育期看護学Ⅰ(リプロダクティブ・ヘルストと看護③)	1		
	成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護①)	1		
	成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護②)	2		
	成育期看護学Ⅱ(子どもと家族の看護③)	1		
	成熟期看護学概論	1		
	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護①)	1		
	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護②)	2		
	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護③)	2		
	成熟期看護学Ⅰ(成人期の看護④)	1		
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護①)	1			
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護②)	2			
成熟期看護学Ⅱ(高齢者と家族の看護③)	1			
地域・在宅看護学	地域看護学	2		
	公衆衛生看護活動論 ◎		2	
	保健医療福祉行政論 ◎		2	
	疫学 ◎		2	
	プライマリヘルスケア	1		
	在宅看護学概論Ⅰ	1		
在宅看護学概論Ⅱ	1			
在宅看護学演習Ⅰ	1			
在宅看護学演習Ⅱ	1			
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1		
	看護管理学Ⅱ		1	
	看護教育学Ⅰ	1		
	看護教育学Ⅱ		1	
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ ※		1	
	応用看護学特論Ⅱ ※※		1	
	応用看護学特論Ⅲ ※※		1	
国際・災害看護学	国際看護学	1		
	国際看護協働論		1	
	国際看護協働演習(グローバルヘルス演習)		1	
	災害看護学Ⅰ	1		
	災害看護学Ⅱ ※		1	
	災害看護活動論Ⅰ(災害急性期)		1	
災害看護活動論Ⅱ(災害中長期)		1		
災害看護活動論Ⅲ(こころのケア)		1		
看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	2		
	看護学導入実習Ⅱ	1		
	基盤臨床看護論実習Ⅰ	1		看護学総合実習Ⅱ(応用看護学)は看護師教育課程履修者のみ履修し、保健師教育課程履修者は履修できない。
	基盤臨床看護論実習Ⅱ	3		
	成育期看護学実習Ⅰ	2		
	成育期看護学実習Ⅱ	2		
	成熟期看護学実習Ⅰ	3		
	成熟期看護学実習Ⅱ	2		
	精神保健看護学実習	2		看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学)は保健師教育課程履修者のみ履修し、看護師教育課程履修者は選択できない。
	地域・在宅看護学実習	2		
看護学総合実習Ⅰ(チーム医療)	2			
看護学総合実習Ⅱ(応用看護学) ※		1		
看護学総合実習Ⅲ(公衆衛生看護学) ◎		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1	
	公衆衛生看護管理論		1	
	公衆衛生看護方法論		2	
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		2	
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1	
	公衆衛生看護学実習		4	

別表第1 教育課程(第27条関係)
さいたま看護学部

授業科目の名称		単位		備考
		必修	選択	
赤十字	赤十字概論	1		
	赤十字国際活動論		2	
	赤十字国際活動論演習		1	
人間	生命倫理	2		選択から2科目以上
	哲学と倫理		1	
	心理学概論		2	
	臨床心理学		1	
	教育学概論		2	
	現代教育論		1	
	身体運動論理論		1	
身体運動論実技		1		
社会	社会学概論	2		人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から9単位以上選択 選択の内訳は、左記のとおり
	臨床社会学		1	
	社会保障論	2		
	日本国憲法		2	
	生活環境論	1		
障がい論	1			
保健医療福祉行政論		2		
自然と科学	数学		2	選択から1科目以上
	生物学		2	
	化学		2	
情報	情報学概論		1	選択から1科目以上
	情報科学		2	
	保健統計学	2		
言葉	日本語の表現		1	選択科目から4単位以上取得
	英語RW I	1		
	英語RW II	1		
	英語RW III		1	
	英語LS	1		
	英語文献を読む		1	
	中国語 I		1	
中国語 II		1		
韓国語 I		1		
韓国語 II		1		
基礎ゼミ	基礎ゼミ I	1		
	基礎ゼミ II	1		
健康	人体の構造と機能 I	2		
	人体の構造と機能 II	2		
	人体の構造と機能 III	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進 I	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進 II	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進 III	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進 IV	2		
	疾病の成り立ちと回復の促進 V	1		
	疾病の成り立ちと回復の促進 VI	1		
	薬理学	1		
	疫学	1		
	リハビリテーション医学	1	2	
	遺伝と遺伝カウンセリング	1		
	栄養学	1		
ラボラトリー・プラクティス		1		
看護論	看護学概論 I	1		
	看護学概論 II	1		
	看護関係法規	1		
看護技術論	看護技術論 I (援助的人間関係)	1		
	看護技術論 II (フィジカルアセスメント①)	1		
	看護技術論 II (フィジカルアセスメント②)	1		
	看護技術論 III (基礎看護技術①)	1		
	看護技術論 III (基礎看護技術②)	1		
	看護技術論 III (基礎看護技術③)	1		

授業科目の名称		単位		備考
		必修	選択	
看護援助論	看護援助論 I	2		
	看護援助論 II	1		
	看護援助論 III	1		
	看護援助論 IV	1		
	看護援助論 V	1		
	看護援助論 VI	1		
	看護援助論 VII	1		
コミュニケーションケア	コミュニケーション論 I	1		
	コミュニケーション論 II	1		
	コミュニケーション演習	1		
	コミュニケーションケア I	2		
コミュニケーションケア II	1			
コミュニケーションケア III	2			
コミュニケーションケア IV	2			
健康レベル別看護学	慢性期ケア	2		
	急性期ケア	2		
	緩和・終末期ケア	1		
	健康レベル別看護学演習 I	1		
健康レベル別看護学演習 II	1			
発達看護学	発達看護学概論	2		
	発達看護学(成人期の看護)	1		
	発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護①)	2		
	発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護②)	1		
	発達看護学 II (子どもと家族の看護①)	2		
	発達看護学 II (子どもと家族の看護②)	1		
発達看護学 III (老年期の看護①)	2			
発達看護学 III (老年期の看護②)	1			
精神保健看護学	精神保健看護学 I	2		
	精神保健看護学 II	1		
応用看護学	国際看護学	1		
	国際看護学演習		1	
	災害看護論	1		
	災害看護活動論 I		1	
災害看護活動論 II		1		
看護学実習	看護管理実習	1		
	看護教育学	1		
	応用看護学特論 I		1	
応用看護学特論 II		1		
看護学実習	看護援助論実習 [レベル I]	2		
	看護援助論実習 [レベル II]	4		
	精神保健看護学実習 [レベル III]	2		
	発達看護学 I (リプロダクティブ・ヘルスと看護) 実習	2		
	発達看護学 II (子どもと家族の看護) 実習 [レベル I]	2		
	発達看護学 III (老年期の看護) 実習 [レベル I]	2		
	健康レベル別看護学実習 [レベル III]	3		
	コミュニケーション実習 I [レベル IV]	2		
コミュニケーション実習 II [レベル IV]	1			
看護学総合実習	3			
研究	研究方法論 I	1		
	研究方法論 II	1		
	研究 I	1		
研究 II		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論	1		
	公衆衛生看護管理論 I	1		
	公衆衛生看護管理論 II	1		
	公衆衛生看護方法論 I	1		
	公衆衛生看護方法論 II	1		
	公衆衛生看護活動論演習 I	1		
	公衆衛生看護活動論演習 II	1		
公衆衛生看護学実習	5			

[注]卒業要件は必修科目115単位、選択単位13単位、計128単位とする。

別表第2 授業料等の種類、納付金額及び期限（第39条関係）

種類	看護学部	さいたま看護学部	期限等
	金額（円）		
入学金	300,000		入学者選抜合格時
授業料	1,200,000		年額 前期 4月中 後期 10月中
実験実習料	1年次	100,000	年額 前期 4月中 後期 10月中
	2年次	200,000	
	3・4年次	220,000	
維持運営費	240,000	180,000	年額 前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	35,000		入学願書提出時
	17,000		1 大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ・Ⅱ） 2 入学願書提出時
	20,000		1 大学入学共通テスト利用選抜（6看護大学連携併願） 2 入学願書提出時
公衆衛生看護学に関する履修料	200,000	100,000	第4年次の4月
在籍料	前期・後期 各50,000		前期 4月中 後期 10月中

備考

複数の受験を併願する場合、入学検定料を減額することができる。減額について必要な事項は、別に定める。

日本赤十字看護大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第2章 課程及び組織

(課程の種類及び研究科の名称等)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

看護学研究科 看護学専攻
国際保健助産学専攻

2 本大学院に、博士課程を置く。

3 看護学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、国際保健助産学専攻は、修士課程に区分する。

4 看護学研究科における入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程看護学専攻	入学定員	32名
国際保健助産学専攻	入学定員	15名
	収容定員	94名
博士後期課程看護学専攻	入学定員	10名
	収容定員	30名

(課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。

第6条 博士後期課程は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条の2 博士課程共同災害看護学専攻は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

第3章 教員

(教員)

第7条 本大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

第4章 研究科委員会

(看護学研究科委員会)

第8条 本大学院に看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第8条の2 研究科委員会は、学長、研究科教授をもって構成する。

2 研究科委員会構成員に研究科准教授・講師を加えることができる。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

(事務)

第10条 本大学院に関する事務は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び授業期間)

第11条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本学学則の規定を準用する。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、別に定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

5 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはでき

ない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

6 第2項及び第5項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

7 学生が職業を有している等の事情により、第1項及び第4項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第7章 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学ができる者)

第14条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程(その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定する当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 外国の学校、第5号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの(入学者受入れの方針)
- 第14条の2 前条に規定した入学者の選抜は、本大学院の入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法によ

り、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可)

第15条 本大学院の入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(転専攻)

第15条の2 本大学院の学生で、他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、学長は、審査のうえ、研究科委員会の意見を聴いて、相当年次に転専攻を許可することができる。

第8章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学、転学、休学、復学及び留学)

第16条 本大学院の退学、転学、休学、復学及び留学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

2 休学の期間は、修士課程では通算して2年、博士後期課程では通算して3年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会等の意見を聴いて、これを除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第12条に規定する修業年限及び在学期間を超えた者

(3) 第12条第7項に規定する履修計画を達成できない者

(4) 休学期間を超えてなお復学できない者

(5) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第9章 教育課程及び授業科目

(授業の方法、授業科目及び履修方法)

第18条 本大学院の授業は、授業科目の講義、演習及び実習、研究指導のいずれか、又はこれらの併用によって行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究指導に関する細則は、別に定める。

(教育課程)

第19条 修士課程の教育課程は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程の教育課程は、別表第2のとおりとする。

3 本大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。この教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させると

ともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(組織的な研修等)

第19条の2 組織的な研修等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第29条の4第2項中「授業の内容及び方法」とあるのは「授業及び研究指導の内容及び方法」と読み替えるものとする。

(単位の計算基準、試験、成績評価、成績評価基準の明示等)

第20条 履修単位の計算基準、試験、成績評価、及び成績評価基準の明示等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第31条の2第1項中「授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画」と読み替えるものとする。また、同第2項中「学修の成果に係る評価及び卒業の認定」とあるのは「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定」と読み替えるものとする。

(研究指導)

第21条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

(学科開設科目の履修)

第22条 担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(履修科目届)

第23条 学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所定の期間内に研究科長に届け出るものとする。

(他の大学院における研究指導)

第24条 学長は、教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第25条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院（外国の大学院又はそれに準ずる高等教育機関を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条の2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

- 4 前条第3項及び前項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第26条 学長は本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第26条の2 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第10章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第27条 本大学院は、各授業科目を履修した者(所定の出席時間数に達した学生に限る。)に対しては、試験又は論文審査その他の本大学院が定める適切な方法により担当教員が学修成果を評価し、その内容に基づき、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、単位を認定する。なお、急病、その他の正当な事由があつて、試験に欠席した学生に対しては追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

- 2 各授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、DとしてC以上を合格とし、Dを不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

(課程の修了)

第28条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年(再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数)以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に

1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 本大学院は、本大学院に入学前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとし、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

(資格の取得)

第28条の2 修士課程国際保健助産学専攻において取得することができる資格は、助産師国家試験受験資格とする。

- 2 前項の助産師国家試験受験資格取得を希望する者は、第28条第1項の規定によるほか、助産学分野に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(論文等の審査及び最終試験)

第29条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

(合否の決定及び課程修了の認定)

第30条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が行う。

第31条 学長は、前条の研究科委員会の意見を聴いて、課程修了を決定する。

(学位の授与)

第32条 修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

第11章 学生納付金

(入学検定料)

第33条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として第34条に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第33条の2 本大学院に入学を許可された者は、入学金として第34条に定める金額を納めなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者については、その者の願ひ

出により入学金の全額又は半額等を免除することがある。

- (1) 本学及び本大学院を卒業又は修了した者
- (2) その他学長が必要と認める者

3 入学金の取扱いは、別に定める。

(授業料等の納付)

第33条の3 学生は第34条に規定する授業料等を納付しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料等の納付金額及び期限は別に定める。

(授業料等の徴収方法等)

第33条の4 授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

(退学、転学、停学又は除籍の者の授業料等)

第33条の5 退学、転学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

(休学者、留学者の授業料等)

第33条の6 前期又は後期の途中で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

2 休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに5万円を納付しなければならない。

3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

(授業料等納付金の不還付)

第33条の7 既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、特例については別に定める。

(授業料等の種類、納付金額及び期限)

第34条 修士課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第3のとおりとする。

2 博士後期課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第4のとおりとする。

第12章 図書館・保健施設等

(図書館・保健施設等)

第35条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

2 本大学院に学生研究室（以下「院生研究室」という。）を設ける。

3 院生研究室に関する細則は別に定める。

第13章 特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第36条 他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学

生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第14条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めたとする。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第37条の2 本大学院は、学校教育法第105条に規定する本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、研究科委員会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第38条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第40条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰等)

第41条 本大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

第15章 大学開放等

(公開講座等)

第42条 本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

第16章 学則の準用及び改正等

(学則等の準用)

第43条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学則の改正)

第44条 この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

(施行細則)

第45条 この学則実施に必要な細則は、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の第38条の4の第2項の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第33条第3項、別表第1、別表第2の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成27年度以降に入学す

る者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成28年9月 日赤学第277号)

この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月 日赤学第352号)

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月 日赤学第535号)

- この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則 (令和2年10月 日赤学第333号)

- この学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 看護学研究科の共同災害看護学専攻については、令和3年4月より学生募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。令和2年度以前に入学した学生に係る教育課程及び修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。ただし、学生が連続して休学できる期間は、令和3年4月1日時点での Preliminary Examination 審査の状況に応じ、次のとおりとする。
 - 通過している者 3年
 - 通過していない者 2年
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和6年度における看護学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

年 度	課 程 名	収容定員
令和3年度	修士課程	92名
	博士後期課程	24名
	博士課程	8名
	合 計	124名
令和4年度	修士課程	94名
	博士後期課程	24名
	博士課程	6名
	合 計	124名
令和5年度	修士課程	94名
	博士後期課程	26名
	博士課程	4名
	合 計	124名
令和6年度	修士課程	94名
	博士後期課程	28名
	博士課程	2名
	合 計	124名

附 則（令和3年8月 日赤学第188号）

- 1 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年8月 日赤学第186号）

- 1 この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、令和5年度以降に入学する者について適用し、令和5年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年10月 日赤学第245号）

- 1 この学則の改正は、令和4年10月3日から施行する。

附 則（令和6年2月 日赤学第470号）

- 1 この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程 (第19条第1項関係)

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基礎看護学	基礎看護学特講 I	2	
		基礎看護学特講 II	2	
		基礎看護学特講 III	2	
		基礎看護学特講 IV	2	
		基礎看護学特別研究 I	2	
		基礎看護学特別研究 II	2	
		基礎看護学特別研究 III	2	
		基礎看護学実習 I	3	
		基礎看護学実習 II	3	
	がん看護学	がん看護学特講 I	2	
		がん看護学特講 II	2	
		がん看護学特講 III	2	
		がん看護学特講 IV	2	
		がん看護学特講 V	2	
		がん看護学演習 I	2	
		がん看護学演習 II	2	
		がん看護学特別研究 I	2	
		がん看護学特別研究 II	2	
	小児看護学	小児看護学特講 I	2	
		小児看護学特講 II	2	
		小児看護学特講 III	2	
		小児看護学特講 IV	2	
		小児看護学演習 I	2	
		小児看護学演習 II	2	
		小児看護学演習 III	2	
		小児看護学特別研究 I	2	
		小児看護学特別研究 II	2	
	成人看護学	成人看護学特講 I	2	
		成人看護学特講 II	2	
		成人看護学演習 I	2	
		成人看護学演習 II	2	
		クリティカルケア看護学特講 I	2	
		クリティカルケア看護学特講 II	2	
		クリティカルケア看護学特講 III	2	
		クリティカルケア看護学特講 IV	2	
		クリティカルケア看護学特講 V	2	
		クリティカルケア看護学演習 I	2	
		クリティカルケア看護学演習 II	2	
		クリティカルケア看護学演習 III	2	
		クリティカルケア看護学特別研究 I	2	
		クリティカルケア看護学特別研究 II	2	
		クリティカルケア看護学特別研究 III	2	
慢性看護学特講 I	2			
慢性看護学特講 II	2			
慢性看護学特講 III	2			
慢性看護学特講 IV	2			
慢性看護学特講 V	2			
慢性看護学演習 I	2			
慢性看護学演習 II	2			
慢性看護学特別研究 I	2			
慢性看護学特別研究 II	2			
慢性看護学特別研究 III	2			
慢性看護学実習 I	4			
慢性看護学実習 II	4			
慢性看護学実習 III	4			
老年看護学	老年看護学特講 I	2		
	老年看護学特講 II	2		
	老年看護学特講 III	2		
	老年看護学特講 IV	2		
	老年看護学演習 I	2		
	老年看護学演習 II	2		
	老年看護学演習 III	2		
	老年看護学特別研究 I	2		
	老年看護学特別研究 II	2		
	老年看護学特別研究 III	2		
精神保健看護学	精神保健看護学特講 I	2		
	精神保健看護学特講 II	2		
	精神保健看護学特講 III	2		
	精神保健看護学特講 IV	2		
	精神保健看護学演習 I	2		
	精神保健看護学演習 II	2		
	精神保健看護学演習 III	1		
	精神保健看護学演習 IV	1		

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	精神保健看護学	精神保健看護学特別研究 I	2	
		精神保健看護学特別研究 II	2	
		精神保健看護学特別研究 III	2	
		精神保健看護学実習 I	1	
		精神保健看護学実習 II	2	
		精神保健看護学実習 III	4	
		精神保健看護学実習 IV	2	
		精神保健看護学実習 V	1	
		地域・在宅看護学特講 I	2	
		地域・在宅看護学特講 II	2	
	看護教育学	看護教育学特講 I	2	
		看護教育学特講 II	2	
		看護教育学特講 III	2	
		看護教育学特講 IV	2	
		看護教育学特講 V	2	
		看護教育学特講 VI	2	
		看護教育学演習 I	2	
		看護教育学特別研究 I	2	
		看護教育学特別研究 II	2	
		看護教育学特別研究 III	2	
	看護管理学	看護管理学特講 I	2	
		看護管理学特講 II	2	
		医療経済学	2	
		病院管理論	2	
		看護管理学演習	2	
		看護管理学特別研究 I	2	
		看護管理学特別研究 II	2	
		看護管理学特別研究 III	2	
		看護管理学実習 I	3	
		看護管理学実習 II	3	
		国際看護学特講 I	2	
		国際看護学特講 II	2	
		国際看護学特講 III	2	
国際・災害看護学	国際看護学特講 IV	2		
	災害看護学特講 I	2		
	災害看護学特講 II	2		
	災害看護学特講 III	2		
	災害看護学特講 IV	2		
	災害看護学特講 V	2		
	国際・災害看護学演習 I	2		
	国際・災害看護学演習 II	2		
	国際・災害看護学特別研究 I	2		
	国際・災害看護学特別研究 II	2		
共通	英語講読 I	1		
	英語講読 II	1		
	人間総合講座	2		
	看護科学特講	2		
	情報科学特講	2		
	赤十字概論 II (国際人道法含)	2		
	教育学特講	2		
	学習心理学	2		
	学生理解	2		
	医療と法	2		
共通 A	看護教育論	2		
	看護管理論	2		
	看護理論	2		
	看護研究	2		
	コンサルテーション論	2		
共通 B	看護倫理	2		
	看護政策論	2		
	フィジカルアセスメント	2		
		病態生理学	2	
		臨床薬理学	2	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	
国際保健助産学	ウイメンズ・ヘルス・プロモーション・ヘルス・分野	ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論	2		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション研究論	2		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション活動論	2		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション演習 I	2		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション演習 II	2		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション実習 I	3		
		ウイメンズ・ヘルス・プロモーション実習 II	3		
		国際保健助産学分野	国際保健助産論 I	2	
			国際保健助産論 II	2	
			国際保健助産論 III	2	
	国際保健助産演習 I		1		
	国際保健助産演習 II		1		
	国際保健助産実習		3		
	リプロダクティブ・ヘルズケア演習 I		2		
	リプロダクティブ・ヘルズケア演習 II		2		
	リプロダクティブ・ヘルズケア実習 I		3		
	リプロダクティブ・ヘルズケア実習 II		3		
	共通科目	赤十字概論 II (国際人道法含)	2		
		看護研究特講	2		
		人間総合講座	2		
		発達と家族の理論	2		
		看護理論	2		
		看護政策論	2		
		コンサルテーション論	2		
	助産学分野	基礎助産学特講 I	2		
		基礎助産学特講 II	2		
		基礎助産学特講 III	2		
実践助産学演習 I		2			
実践助産学演習 II		2			
実践助産学演習 III		2			
実践助産学演習 IV		2			
実践助産学演習 V	2				
地域母子保健 I	1				
地域母子保健 II	1				
助産管理	2				
助産学実習 I	3				
助産学実習 II	2				
助産学実習 III	3				
助産学実習 IV	2				
助産学実習 V	2				
助産学実習 VI	1				

別表第2 教育課程 (第19条第2項関係)

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	
看護学	基礎看護学	基礎看護学特論	2		
		基礎看護学特別研究-1	2		
		基礎看護学特別研究-2	2		
		基礎看護学特別研究-3	2		
	看護学	母性看護学	母性看護学特論		2
			母性看護学特別研究-1		2
			母性看護学特別研究-2		2
			母性看護学特別研究-3		2
		小児看護学	小児看護学特論		2
			小児看護学特別研究-1		2
			小児看護学特別研究-2		2
			小児看護学特別研究-3		2
		成人看護学	成人看護学特論		2
			成人看護学特別研究-1		2
			成人看護学特別研究-2		2
			成人看護学特別研究-3		2
	応用看護学	老年看護学特論	2		
		老年看護学特別研究-1	2		
		老年看護学特別研究-2	2		
		老年看護学特別研究-3	2		
	看護学	精神保健看護学	精神保健看護学特論		2
			精神保健看護学特別研究-1		2
			精神保健看護学特別研究-2		2
			精神保健看護学特別研究-3		2
		地域看護学	地域看護学特論		2
			地域看護学特別研究-1		2
			地域看護学特別研究-2		2
			地域看護学特別研究-3		2
		国際・災害看護学	国際・災害看護学特論		2
			国際・災害看護学特別研究-1		2
			国際・災害看護学特別研究-2		2
			国際・災害看護学特別研究-3		2

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	
看護学	看護教育・管理学	看護教育学特論	2		
		看護教育学特別研究-1	2		
		看護教育学特別研究-2	2		
		看護教育学特別研究-3	2		
		看護管理学特論	2		
		看護管理学特別研究-1	2		
	共通	看護科学	看護科学特論Ⅰ		1
			看護科学特論Ⅱ		1
			看護科学特論Ⅲ		1
		看護研究	看護研究特論Ⅰ		1
			看護研究特論Ⅱ		1
			看護研究特論Ⅲ		1
			看護研究特論Ⅳ		1
			看護研究特論Ⅴ		1
			看護研究特論Ⅵ		1
			研究計画書セミナー		1

別表第3 授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第1項関係）
計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	種類	金額	期限等
入学金	400,000円	入学合格時	入学金	400,000円	入学合格時
授業料	1,200,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	授業料	830,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中
実験実習料	150,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	実験実習料	100,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	150,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	維持運営費	100,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	入学検定料	40,000円	入学願書提出時

種類	金額	期限等	種類	金額	期限等
在籍料	前期・後期 各50,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	在籍料	前期・後期 各50,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中

別表第4 授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第2項関係）
計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	種類	金額	期限等
入学金	400,000円	入学合格時	入学金	400,000円	入学合格時
授業料	1,200,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	授業料	920,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	300,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	維持運営費	235,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	入学検定料	40,000円	入学願書提出時

種類	金額	期限等	種類	金額	期限等
在籍料	前期・後期 各50,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中	在籍料	前期・後期 各50,000円	年額 前期 4月中 後期 10月中

日本赤十字看護大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、日本赤十字看護大学学則及び日本赤十字看護大学大学院学則に基づき、日本赤十字看護大学(以下、「本学」という。)において授与する学位の種類、論文審査、試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士(看護学)、修士(看護学)及び博士(看護学)とする。

(博士)

第3条 博士(看護学)の学位は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を有する者に授与する。

(修士)

第4条 修士(看護学)の学位は、広い視野に立って深い学識を修め、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者として高い能力を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学学則第36条により本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第32条第1項により本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第32条第2項により本学大学院の博士後期課程、又は、本学大学院学則第32条第3項により、博士課程共同災害看護学専攻を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位授与の申請)

第6条 第5条第2項及び第3項により学位の授与を申請できる者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日(3月31日又は9月30日)に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者とする。

2 博士後期課程に在籍する者が学位の授与を申請する場合は、研究科委員会が行う研究計画書の審査に合格していなければならない。これについては別に定める。

3 博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者が学位の授与を申請する場合には、別に定める。

4 第5条第4項により学位の授与を申請する者は、所定の学歴及び研究歴を有し、学力を確認するための試験に合格したのち、予備審査会による審査を受けなければならない。これについては別に定める。

(申請方法及び申請書類)

第7条 修士課程に在籍する者が修士(看護学)の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日まで

に、所定の修士(看護学)学位論文審査申請書に論文及び論文概要それぞれ3部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

第8条 博士後期課程に在籍する者が博士の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに博士(看護学)学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録、参考論文別刷及び履歴書各6部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。なお、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の博士の学位の申請については別に定める。

2 第5条第4項により学位論文の審査の申請をするときは、学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録及び論文別刷、履歴書及び最終学歴証明書各6部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

(審査の付託)

第9条 学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託するものとする。

(論文審査会)

第10条 研究科委員会は、修士の学位論文の審査及び最終試験を行うために、研究科に所属する教員3名により構成する修士学位論文審査会(以下、「修士論文審査会」という。)を設置し、これに当たらせる。修士論文審査会の構成については、別に定める。

2 修士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

3 研究科委員会は、博士後期課程に在籍する者の学位論文の審査及び最終試験を行うために、博士審査委員会を設置し、これに当たらせる。これについては別に定める。

4 博士審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うため、研究科に所属する教員のうちから選出された5名により構成する博士学位論文審査会(以下、「博士論文審査会」という。)を設置し、これに当たらせる。博士審査委員会及び博士論文審査会の構成については、別に定める。

5 博士論文審査会は、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を添えて、審査結果を博士審査委員会に報告しなければならない。

6 博士審査委員会は、博士論文審査会の報告に基づき、論文及び最終試験について総合審査を行い、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

7 研究科委員会は、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の学位論文を受理したときは、共同災害看護学専攻共同教育課程運営委員会(以下、「運営委員会」という。)にその審査を付託するものとする。学位論文審査の構成員については、別に定める。

8 運営委員会は、学位授与の可否について審議し、議決したときは、論文審査の要旨及び最終試験の結果並びに議決の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(審査の協力)

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は

学力の確認に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の協力を得ることができる。

(学力の確認の特例)

第12条 大学院博士後期課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に、再入学した上で論文による博士の学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学力の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

(審査期間)

第13条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会の判定)

第14条 研究科委員会は、第5条第2項から第4項までに規定する当該学位授与の可否について判定する。

(研究科長の報告)

第15条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、文書で、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、本学学則第36条第3項の定めるところにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、本学大学院学則第32条の定めるところにより、研究科委員会の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

3 第5条で定める学位の授与日は、別に定める。

(学位論文の要旨等の公表)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、論文の全文を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により、学位論文を公表する場合には「日本赤十字看護大学審査学位論文」又は「日本赤十字看護大学審査学位論文(要約)」である旨を明記しなければならない。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位論文の公表については、当該共同教育課程を構成するすべての

の大学において審査を受けた学位論文又は要約である旨を明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第19条 学位記を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に(日本赤十字看護大学)を付記するものとする。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

2 学位の様式は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

(学位授与の取消)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位に関しては教授会、修士の学位及び博士の学位に関しては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させることがある。

2 教授会又は研究科委員会において、前項の議決をするには、構成員の3分の2の出席と、出席者3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学位の授与の取消しについては、公表しなければならない。

(登録)

第21条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、3か月以内に、学位(博士)授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

(細則)

第23条 この規程で定めるもののほか、必要な細則は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第18条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月 日赤看大第351号）

この規程の改正は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和 2年4月 日赤看大第958号）

この規程の改正は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則（令和 6年4月 日赤看大第 号）

この規程の改正は、令和 6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項の規定により授与する学位記の様式）

第 号	年 月 日	大学印 氏 名	卒業証書・学位記 氏 名
日本赤十字看護大学長 印	日本赤十字看護大学長 印	本学〇〇学部看護学科の所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学士 （看護学）の学位を授与する	

備考 ○印には、学部の名称を記入する。

別表第2（第5条第2項の規定により授与する学位記の様式）

Japanese Red Cross College of Nursing hereby confers upon Name the degree of Master of Science in Nursing in recognition of the fulfillment of the requirements and successful completion of a Master's thesis for a major in 〇〇〇〇 at the Graduate School of Nursing Japanese Red Cross College of Nursing Date of issue: _____ Name President Japanese Red Cross College of Nursing	修第 号 学 位 記 大学印 氏 名 本学大学院看護学研究科〇〇〇専攻の修士課程において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので 修士（看護学）の学位を授与する 年 月 日 日本赤十字看護大学長 氏 名 印
---	--

備考 ○印には、専攻の名称を記入する。

別表第3
（第5条第3項の規定により授与する学位記の様式—博士後期課程の場合—）

Japanese Red Cross College of Nursing hereby confers upon Name the degree of Doctor of Philosophy in Nursing in recognition of the fulfillment of the requirements and successful completion of a doctoral dissertation for a major in Nursing at the Graduate School of Nursing Japanese Red Cross College of Nursing Date of issue: _____ Name President Japanese Red Cross College of Nursing	博第 号 学 位 記 大学印 氏 名 本学大学院看護学研究科看護学専攻の博士課程において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので 博士（看護学）の学位を授与する 年 月 日 日本赤十字看護大学長 氏 名 印
---	--

別表第4

(第5条第3項の規定により授与する学位記の様式 ー博士課程共同災害看護学専攻の場合ー)

<p style="text-align: center;">Japanese Red Cross College of Nursing</p> <p style="text-align: center;">hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name</p> <p style="text-align: center;">the degree of Doctor of Philosophy in Nursing</p> <p style="text-align: center;">in recognition of the fulfillment of the requirements and successful completion of a doctoral dissertation for a major in the Cooperative Doctoral Program for Disaster Nursing at</p> <p style="text-align: center;">the Graduate School of Nursing, Japanese Red Cross College of Nursing the Graduate School of Nursing Art and Science, University of Kochi the Graduate School of Nursing, University of Hyogo the Graduate School of Health Care Sciences, Tokyo Medical and Dental University and the Graduate School of Nursing, Chiba University</p> <p style="text-align: center;">and in addition recognizes the completion of the Disaster Nursing Global Leader Degree Program</p> <p>Date of issue: _____</p> <p style="text-align: center;">Japanese Red Cross College of Nursing University of Kochi University of Hyogo Tokyo Medical and Dental University Chiba University</p>	<p style="text-align: right;">共博第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <div style="text-align: right;">氏 名 学籍：日本赤十字看護大学</div> </div> <p>日本赤十字看護大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、 兵庫県立大学大学院看護学研究科、東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科 及び千葉大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので 博士（看護学）の学位を授与する 災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を 修了したことを証する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本赤十字看護大学</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">大学印</td> <td style="width: 30%;">高知県立大学</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">大学印</td> </tr> <tr> <td>兵庫県立大学</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大学印</td> <td>東京医科歯科大学</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大学印</td> </tr> <tr> <td>千葉大学</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大学印</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	日本赤十字看護大学	大学印	高知県立大学	大学印	兵庫県立大学	大学印	東京医科歯科大学	大学印	千葉大学	大学印		
日本赤十字看護大学	大学印	高知県立大学	大学印										
兵庫県立大学	大学印	東京医科歯科大学	大学印										
千葉大学	大学印												

別表第5（第5条第4項の規定により授与する学位記の様式）

<p style="text-align: center;">論博第 号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">氏 名 日本赤十字看護大学長 印</p>	<p style="text-align: center;">学位を授与する 本学に学位論文を提出し所定の審査及 び試験に合格したので博士（看護学）の 学位を授与する</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; text-align: center; line-height: 50px;">大学印</div> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">学 位 記</p>
--	--	---	---	--

2024年4月1日発行

発行 日本赤十字看護大学
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4丁目1番3号
TEL 03(3409)0875

印刷 株式会社 ワコー
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目11番7号
TEL 03(3230)2511

学籍番号	
氏名	